

保護育成を通じて国民経済の発展を図ってまいりました。こうした中、消費者の利益の擁護及び増進は、あくまで、産業振興の間接的、派生的なものとして取り扱われてきたにすぎません。

この法律案は、まさに消費者、生活者が主役となる社会を実現する国民本位の行政に大きく転換していくため、消費者庁を設置しようとするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一は、消費者庁の設置、任務及び所掌事務等についてであります。

消費者庁は、消費者庁長官を長として、内閣府の外局として設置され、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うこととしております。

また、消費者庁長官は、所掌事務に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができることとしております。

第二は、消費者政策委員会についてであります。

消費者政策委員会は、消費者庁に置かれ、消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策等に関する重要事項について調査審議や意見具申を行うとともに、法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理することをつかさどることとしております。

また、消費者庁は、この法律の公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から発足することとしております。

続きまして、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案について、その提案理由及び概要を御説明いたします。

この法律案は、これまで各府省庁縦割りの仕組みの下で行われてきた消費者行政について、消費

者庁を設置して一元的に推進することが必要であり、消費者庁の設置にあわせ、消費者に身近な問題を取り扱う法律を消費者庁に移管すること等により、消費者の利益の擁護及び増進等を効果的に図ることができるようにするものであります。

次に、この法律案の概要について御説明申し上げます。

第一に、内閣府設置法その他の行政組織に関する法律について、任務、所掌事務の変更等関係規定の整備を行うものであります。

第二に、食品衛生法その他の関係法律について、内閣総理大臣及び消費者庁長官の権限を定める等関係規定の整備を行うものであります。

第三に、所要の経過措置等を定めようとするものであります。

最後に、消費者安全法案につきまして、その提案理由及び概要を御説明申し上げます。

近年、消費者の需要はますます多様化し、かつ高度化しており、これに伴い、多種多様な事故やトラブルが生じるようになってきております。その中には、生命、身体に重篤な被害が生じたものや多額の財産的被害が生じたものも多数含まれており、その被害の回復には困難が伴います。

そこで、国、地方公共団体その他の関係者が一体となつて消費者の生命、身体、財産の安全の確保に関する総合的な施策を推進し、国民が安全、安心な消費生活を営むことができる社会を実現していくことが喫緊の課題になっております。このため、消費者の被害に関する情報の消費者庁による一元的な集約体制の確立と、当該情報に基づく適確な法執行の確保を図ることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

第一に、内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本方針を策定するものとしております。

第二に、都道府県及び市町村は、消費生活相談、消費者安全の確保のために必要な情報の収集、提供等の事務を行うこととし、これを行うための施設又は機関として、消費生活センターを都道府県は設置し、市町村は設置するよう努めることとしております。

第三に、行政機関、都道府県、市町村及び国民生活センターは、生命、身体に関する重大事故が発生した旨の情報を得た場合は直ちに消費者庁に通知することとする等、消費者庁による情報の集約体制を整備するとともに、消費者庁はこれを分析し、取りまとめ結果の概要を公表することとしております。

第四に、集約した情報を基に、内閣総理大臣は、法律に基づく措置の実施が被害の発生、拡大の防止のため必要と認めるときは、当該措置の実施を関係各大臣に求めることができるようにするとともに、このような法律の対象とならない、いわゆるすき間事案であつて、生命、身体に関する重大事故に係るものについては、自ら事業者に対し必要な措置をとるよう勧告し、また、急迫する危険があるときは、その原因となつた商品の譲渡の禁止措置等をとることができるとしてしております。

以上が、消費者庁関連三法案の提案理由及び概要でございます。

政府といたしましては、以上を内容とする法律案を提出した次第ですが、衆議院において修正が行われております。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(草川昭三君) ありがとうございます。

この際、三案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員岸田文雄君から説明を聴取いたします。衆議院議員岸田文雄君。

○衆議院議員(岸田文雄君) ただいま議題となりました消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案及び消費者安全法案の三案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要について御説明申し上げます。

本修正は、消費者行政の推進のため政府案を一層充実させるとの観点から、衆議院消費者問題に関する特別委員会における議論を踏まえ、かつ、オブザーバーも含め全会派の代表が参加した理事会、理事懇談会における協議を経て、自由民主党、民主党・無所属クラブ、公明党、日本共産党、社会民主党・市民連合及び国民新党・大地・無所属の会の全会派共同提案により行われたものであります。

以下、三案の衆議院における修正部分について、それぞれの趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、消費者庁設置法案の衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本修正は、消費者政策委員会について、これを消費者庁に設置するものから内閣府に設置するものに改めるとともに、その名称について「消費者委員会」に改め、また、消費者庁の任務の明確化及び消費者委員会の権限強化に関する一連の修正を行うものであります。

その概要は、まず第一に、法律の題名を「消費者庁及び消費者委員会設置法」と変更することとしております。

第二に、消費者庁の任務に消費者基本法の基本理念に言及する形で、「消費者の権利の尊重」を明記することとしております。

第三に、消費者委員会は、消費者行政全般に対する監視機能を有するものであることを明確にするため、その所掌事務の整備を行うとともに、消費者安全法第二十条の規定による消費者委員会の勧告等の権限を特記することとしております。

また、消費者委員会が何らの制限を受けることなく自ら調査審議を行い、建議、勧告をすることを確認するため、委員の職権行使の独立性を明らかにするとともに、関係行政機関の長に対する資料の提出等の要求権限を新たに規定することとしております。

さらに、機動的な運営を確保するため、消費者委員会の委員の人数を「十人以上」とすることと

しております。

第四に、附則において、一、消費者委員会の委員の常勤化の検討、二、消費者の利益の擁護・増進に関する法律についての消費者庁の関与の在り方の見直し及び消費者行政に係る更なる体制整備の検討、三、消費生活センターの適正配置や消費生活相談員の待遇改善に対する国の支援の在り方についての全般的検討、四、適格消費者団体に対する資金の確保その他支援の在り方の見直し、並びに五、不当な収益の剥奪及び被害者救済の制度の在り方の検討など、五項目にわたる検討事項を設けることとしております。

次に、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案の衆議院における修正部分につきましまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本修正は、消費者政策担当大臣の総合調整機能の発揮の明確化を図るとともに、消費者庁設置法案の修正に伴つて必要となる消費者委員会についての所要の修正を行うものであります。

その概要は、まず第一に、消費者政策担当大臣による消費者行政に関する総合調整機能の発揮を明確にするため、内閣府設置法における消費者問題に関するいわゆる内閣補助事務に係る規定について、その表現ぶりを修正することとしております。

第二に、消費者庁設置法の題名変更及び消費者政策委員会の名称変更等に伴う関係各法律の規定整備を行うこととしております。

最後に、消費者安全法案の衆議院における修正部分につきましまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

本修正は、冒頭に御説明した設置法の修正と相まって、消費者庁の主任の大臣である内閣総理大臣及び消費者委員会の権限を明確化、強化し、より一層の消費者安全の確保を図るものであります。

その概要は、まず第一に、国及び地方公共団体の責務について、消費者安全の確保に関する施策

の推進過程の透明性を確保するための措置として、「消費者事故等に関する情報の開示」を追加するとともに、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るための活動として、「消費生活に関する教育活動」を加えることとしております。

第二に、内閣総理大臣が消費者事故等に関する情報を集約・分析した場合における公表の対象は、その取りまとめた「結果の概要」ではなく、「結果」とするとともに、内閣総理大臣は、国会に対してもその「取りまとめた結果」を報告しなければならぬものとするとしております。

第三に、消費者委員会は、「消費者等から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて」、内閣総理大臣に対して、消費者被害の発生又は拡大の防止に関して「勧告」をすることができることとしております。

また、消費者委員会は、自らの勧告に基づいて適切な措置がとられたかどうかを確認できるよう、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができることとしております。

第四に、附則において、重大事故等の範囲について、消費者の財産に対する重大な被害を含め検討を加える旨の検討事項を設けることとしております。

以上が、三案の衆議院における修正部分の趣旨及び概要であります。

何とぞ、委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(菅川昭三君) 以上で三案の趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言をお願い申し上げます。

○金子恵美君 民主党・新緑風会・国民新・日本の金子恵美でございます。

この特別委員会が設置されて一審目に質疑をさせていただくということ、大変光栄に感じているところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

我が国のこの消費者行政というものを見てまいりますと、申し上げるまでもございませんけれども、一九六八年には消費者保護基本法ができました。そして一九七〇年には国民生活センターが設置され、そしてそれが消費者行政の始まりだとうふうにもなされているわけでございます。その後、消費者問題の多様化というものがございまして、その対応と、そしてまた、消費者の権利の尊重と自立の支援というものを掲げるために消費者基本法というものが制定された。つまり、保護基本法が改正されたのが二〇〇四年、そして基本法になったわけでございます。

この流れを見てまいりまして、残念なことに、消費者行政というものはやはり行政の中では隅に置かれたような存在ではなかったかというふううに感じていられるところでございます。そのように考えますと、今日この消費者庁関連三法案が審議されるということは、消費者行政、そして消費者政策の歴史の中では大変重要な位置付けがなされていくのではないかなというふうに感じていられるところでございます。

我々民主党も、消費者権利院の法案、そして消費者団体訴訟法案を提出し、そして衆議院でその政府提出の三法案とともに密度の濃い審議がなされたところでございますけれども、政府案に民主党の案あるいは考えというものを可能な限り取り入れた形での、これはマスコミの言葉をお借りいたしますと、歴史的な修正というものがなされたということ、その意義は大変大きいものであるというふうに思っております。修正協議に骨を折られました皆様から敬意を表するとともに、消費者行政の新たな歴史がつくられようとしているということに大きな期待を持ちながら質問をさせていただきたいというふうに思っております。

それです、野田大臣にお伺いさせていただきます。

ます。野田大臣は、一消費者でもございます。そういうところから本来の消費者行政のあるべき姿について、まずお伺いさせていただきたいと思っております。

○国務大臣(野田聖子君) おはようございます。よろしくお願ひします。

一消費者として又はこのお仕事をお預かりしました担当大臣として答弁させていただくわけですが、けれども、やはり御指摘のとおり、これまでの行政の中では、行政というものはもう明治以来ずっと歴史があるわけですから、各省庁縦割りの業務がございまして、その仕組みの下で事業者の保護育成というのを通じてこの国の経済を発展させてきたという流れがあります。そんな中で、本来は国民経済の主役であるべき消費者の利益の擁護及び増進というのは、あくまでも産業振興の中で間接的な又は派生的なものにすぎないというふううに今日まであったのではないかと思います。

しかしながら、社会が複雑化しまして、IT化とかグローバル化とかいろいろ世の中が大きく変わる中で、消費者問題というものはや一つの役所で片付けられない、又は複数にまたがったり、又はそれはさまざまに入ってしまったとか、様々な問題を抱えている事案が発生している中、今までどおりの縦割り行政では適切に消費者被害に対して対応できなくなっていることが明らかな事実になっております。

消費者、生活者が主役になる社会を実現する、これは先ほども申し上げたとおりですけれども、国民本意の行政という本来の消費者行政のあるべき姿を実現するために消費者をパートナーとして消費者の側に立ち、そしてその利益を守る全く新しい行政組織として消費者庁を立ち上げる大きな意義があると考えています。

消費者を守るだけではなくて、消費者のポテンシャルをしっかりと導き出して、悪質、悪徳を排除すること、淘汰することによって日本の経済を健全化させて、市場がより豊かなものになって新しい日本の力強さを醸し出すという意味でも消費

者庁というのは非常に重要な位置付けであると思っております。

○金子恵美君 今日修正案の提出者として、民主党の法案の方を提出していただきました皆さんもおいででございますので、やはり同じように質問をさせていただきたいと思えます。消費者行政をどうとらえているか、お伺いさせていただきます。

○衆議院議員(仙谷由人君) 質問どうもありがとうございます。

まず、今の金子議員の御質問について、政治論的なことも私論を述べたいと思うんですが、この委員会が、衆議院の消費者特別委員会が始まるに、与党の理事の先生方そして船田委員長に対してもこういうことを申し上げました。

この問題、非常に重要な問題なんですが、制度論を含みますので、なかなか一般の方々に分かりにくいだろうと。そして、この問題に、今日も傍聴人おいでになっていらっしゃいますけれども、数十年前一生命取り組んできた方はいらっしゃるわけで、その方々が非常に熱心なんです、一般の方々はメディアの方々にちよつと取っ付きにくい、つまり事件性のある問題にはメディアも報道するんですが、本質的にどこに問題があるのかという問題についてはなかなか取っ付きにくいので、大いなる議論というか徹底的な議論を委員会です。その成果があれば修正に結び付くこともあるでしょうし、いずれにしても重厚な議論をすべきだと。強行採決なんということも考えてはならないという申入れをいたしまして、与党の理事さんあるいは委員長にも受け入れていただいたという経緯がございます。

その中で、私はこの問題考えるときに、制度論的に考えると、やっぱり霞が関に消費者庁という箱をつくって、あと、地方の消費生活の現場にちゃんと消費者行政がつくられていないとほとんど意味がないと。よく私はイメージとして考えるんですが、環境庁の苦難の歴史とでもいいでしょうか、これもある種の日本の業者指

導育成行政の中で、公害問題から発生して環境庁が重要だということであつたわけですが、環境省になるまで、あるいは環境行政といましようか、環境政策が日本で、ヨーロッパなんかと比べるともうある種の弱さを持っていたというの、こういうことを考えましたときに、そしてまた環境問題に関して、地方における公害等調整委員会というのが各都道府県につくられているはずなんですけれども、これが機能しているところは私を知る限りほとんどないと言つてもいいぐらいであります。つまり、中央に箱をつくって、ある計画を作つて地方に丸投げをしますと、これは財政上の観点もありますのでほとんど動かないケースが多々あるという、ここがこの問題の肝だろうと。

そうだとすると、衆議院の委員会あるいは参議院の委員会でも徹頭徹尾議論する。そして、与党の先生方にお願ひしたのは、参考人の意見とかお考え方を大いに聞く、地方へ出掛けていって聞く。そして、しかしそれで事足りるとして参考人の意見を聞きおくと、言いつ放しにさせて、そのことが法案の中に取り入れられないというのではいけないと。そんなことで取り組んで、その成果が少々この法案修正に生かされているという意味では、大変政治的にも制度論的にも意味があると、そういうふうにご考えているところあります。

○金子恵美君 お二人から消費者行政をどうとらえているか、在り方というものを伺ひさせていただきますまして、いずれにしても、消費者が主役であるということと、それからしっかりと地方の消費者の皆さんも支援するシステムをつくつていかなければいけないということとでそれぞれお話をいただいたわけなんですけれども、やはり共有するところは、どういうふうな今までの行政、消費者行政の中で救えなかった方々を救つていくかということであつたり、そういう新しいシステムをつくつていくかということ、そういう課題だということに思つてございます。

いたしますけれども、大臣は三月十八日の衆議院の特別委員会でも、消費者庁をつくることは行政改革ののだというふうにおっしゃいました。そのときの大臣のお言葉をお借りしてちよつと述べさせていただきますと、消費者に何らかの意味がある関連法律も、今回かわる二十九法案、これ以外にもたくさんある、しかしそれを全部引き受けしてしまうと、いわゆる国民の政府に望んでいる行革にも反することになるというように旨を述べられていたわけなんです。

この消費者庁の設置については、消費者に身近な法律として二十九本を移管そして共管するということになつていくわけでございますけれども、ほかにも結果として消費者にかかわってくる事業もたくさん出てくるということでございますが、なぜ二十九本なのか、お尋ねしたいということ。そしてまた、さらにこの二十九本に関しては、消費者の方から来ている被害の大半をカバーすることができるといふ現実があるというふうにも御答弁いただいているわけなんです。どこにその根拠があるのかということをお伺ひさせていただきますと思います。

○国務大臣(野田聖子君) 行政改革二つありまして、一つは、やはり今までの縦割り行政を打破して、消費者行政という今までもうずっと取り組んでこられたけれども片隅に追いやられたものが、やはり本来すべての主役なんだということ、新しい組織をつくる行政改革という意味と、もう一つは、もう一つの行政改革は、やはりすべて国がどんどん大きくって命令していく形を今日まで逆に取つてこなくて、やはり地方主体のその国づくりにしていこうという意味の行革と、二つの意味があつて、それを両方兼ね備えた新しい行政組織をつくらなければならぬという、そういうミッションがあつたと思います。

まず二十九本、なぜ二十九本なのかというのは、まずそもそも今申し上げたように、消費者庁をつくるに当たつての考え方というのは、司令塔になろうと、政府全体の消費者行政の司令塔になる。

そして、そのためにやっぱり機動的に動けなきゃいけないでしょうと。でも、やたら何もかも全部持ち込んで、巨大な大きな体の中で動きが悪くなるのではなく、やはり簡素で効率的な組織を目指して、そして、そこでとりわけ消費者にとつて身近な問題を取り扱う法律というのを様々な議論の中で、消費者団体であつたり弁護士の方々がいた中で二十九本が抽出されてきたところでもあります。

それは、それをカバーすることで、まずはその大半の苦情をカバーさせていただけるということ、二十九本、まずは消費者庁に取り込まさせていただきます、所管させていただいたということになつたんですが、その根拠は何かということになるんですが、二十九本のその法律を所管することによりまして、消費者行政の対象である表示とか取引、安全の主要な部分、これが消費者において自ら迅速、的確に法執行を行い、またこれらの法律について企画立案、迅速に取り組むことができるようになってくるわけであります。さらには、消費生活センター等に法解釈を示して情報提供等も行うことが併せて可能になります。

根拠ですけれども、消費者から消費生活センターないしは国民生活センターに寄せられた苦情相談があるわけですね。これらPIO-NETのデータを見ますと、例えば訪問販売など特定商取引の規制する取引に関連する苦情相談というのは過半を占めています。さらに、消費者が結ぶ契約に関する苦情相談が九割近くを占めている事実がございます。そういうことから、二十九本の法律を消費者庁が所管し、その法執行や企画立案を行うことによつて、今現在、消費者の苦情相談の大半、これらに対応することができると考えているわけがあります。

ただ、消費者からの苦情相談の中には、今の二十九本、消費者庁が所管しない法律にかかわる問題も含まれているという御指摘もありました。消費者庁としては、消費者にかかわる問題であれば、

必要に応じて新法であります消費者安全法に基づく措置要求とか内閣府設置法に基づいて消費者政策担当大臣が勧告するなどの権限を迅速かつ適正に行使をしていくことによってそれらの被害拡大防止を図っていくこととしていくわけでございます。

○金子恵美君 いわゆるすき間事案にも対応できるような仕組みをつくっていただかなくてはいいけなかつたわけで、そうであるということ、これ機能していくかどうかということはいくつかからですが、そういう目標があるということでも、PIO-NEETからの情報ということもおっしゃっていただけないですか。それによって、二十九本というか、そこにもつながっていたような旨の今御答弁があったんですが、必ずしもPIO-NEETですべての被害情報等が得られるわけではないというのはいくつかから、すべての国民、消費者は国民、そしてそれが主役ということでございますので、今後、二十九本で本当にこれだけいいのだからということも含めての御検討もいただきたいというふうに思います。

民主党が提出した法案では、移管と共管というふうには特定をしていないというところでございますが、それはなぜでしょうか、お伺いさせていただきます。

○衆議院議員(仙谷由人君) 今、野田大臣がお答えになったわけですが、これは少々悩ましい話でもあろうかと思いますが、行政、各省庁の持っている規制権限のある法律というのは約二百本はあるだろうと、こういうふうには言われております。その中で、ある種、消費行政推進会議でございしたか、その中で消費者庁が所管をした方がいいんじゃないかと言われているのが六十三だったんですか、そして所管になったのが二十九本で、消費者庁の単独の所管になったのが六本でございますか。そうすると、単独の専任の所管になったものとそうじゃない共管のものというのはどういう違いなのかとか、権限行使、消費者庁の持っている

権限行使にどういう差が出てくるんだろうとか、あるいは今度所管にならなかったものについては消費者庁は権限があるのかないのかというふうなことが大問題に委員会でもなりました。

野田大臣は、消費者安全法十六条を使えば何でもできるんだと、こういう話でありますから、つまり行政監視権限を行使してほかの省庁の規制権限行使を適切ならしめることができる、こうおっしゃっていますので、それならばそれでいいわけでありませうけれども、今度は反対に考えますと、それならばなぜ所管とか専管とか共管とか難しいことが出てくるのかと、こういう法律論になつてくるんだろうと思います。

しかし、ここはそういう小難しいことをやってみてもしょうがないというのが修正協議でございまして、行政監視権限は主として消費者委員会の方に移すということに言わばなつたというふうには私は理解しております、それならば網羅的に各省庁の規制権限の行使を監視することができるようになつただろうというふうには私は考えております。

私が個人的に一番気になっておるのは、金融問題からある種貸金業法の問題、多重債務者の問題が割と国民の広く、何というんですか、これは解決しなければならぬ問題だということから発した、そして消費者庁の問題にこまで来たわけでありませうが、この貸金業法以外について、例えば生保、損保、銀行、あるいは最近ではFXというふうな大変金融トラブルの数が多くて、しかしこれは専門的だ。このことが意味で所管法律に入っていないというのは私はこれは問題だ。何らかの格好で、消費者がその苦情を申し出られたときに、そのことが適宜適切に相談に応じあつておられます、これは事実上そういうことを、消費者庁の指導といえましょうか、指導の下に各地方の消費生活センターで、あるいは紛争処理委員会ですか、あつせん委員会でしょうか、こでやっていただけのものと、そういう萌芽ができた

いうふうには私は考えておるところであります。

○金子恵美君 ありがとうございます。

今、仙谷議員の方から網羅的に監視する仕組みというものを目指していたということもおっしゃっていただき、そのとおりなんですけれども、そこで、今回の法案修正の意義ということも含めまして、これからちよつと、私はやっぱり一番大きなところが消費者政策委員会から消費者委員会になつた、修正したということだとは思いますが、その具体的な質問に入る前に、まずこの修正案につきまして、政府そしてまた修正案の提出者それぞれに対して、この修正で得た三法案に対する評価というものを伺いさせていただきます。

まず、野田大臣、よろしくお願いいたします。

○国務大臣(野田聖子君) 消費者関連三法案は、御存じのとおり、公党間において長時間にわたる修正協議をしていただきました、そして合意を受けて、全会一致という、すべての政党の方に御理解をいただいたことで衆議院の方で可決していただけたものであります。

消費者行政という、先ほどの委員の言葉を借りれば、片隅に追いやられていた、でも極めてこの国、国民にとつては大変重要な行政また政策がすべての政党の賛同を得て新たにこの国の行政機関の中に誕生してくるというの、大変大きな前進だと高く評価させていただいておるところであります。

これ自体は、政府案といひましても、先ほど仙谷先生のお話があつたように、そもそもやはりそこに様々な消費者被害に直面して御苦労されてきた消費者団体であり、そしてそういう消費者被害に對していろいろとサポートをいただいていた弁護士の方、様々なそういう直接の関係者の方たちの数十年にわたる蓄積があつてこそ今が私はあると思つておりますし、福田前総理からの長年の懸案であつたことも事実でありますので、担当大臣としては、この参議院での真摯な議論をいただきました、速やかに消費者庁の創設に向けて引

き続き全力を尽くしてまいりたいと思ひます。

○金子恵美君 ありがとうございます。

同じ質問を修正案の提出者、お願いします。

○衆議院議員(仙谷由人君) 日本の行政というのは劇的な転換がなかなかできない、特に自民党の一大支配が続いておつた関係もあつて、質的な転換ができない弊が大変あります。

私は、例えばがん対策基本法はアメリカに遅れること三十五年であります、せつかく法律ができてなかなかがん対策施策が質的な転換ができない、ずるずると現状維持の延長線上でしか変わり方ができない。これではせつかくの消費者行政を、今まで隅々にあつたのかあるいは名前もなかつた消費者行政をひのき舞台に出して、そういう全省庁相手に横ぐしを入れて、消費者目線であるいは立ち位置を消費者の立場に置いた施策を展開するということであれば、これは野田大臣おっしゃるようには大行政改革で、大転換でなければならぬというふうには思つておるんであります、なかなかそこまで行かない、ちよつとずつという感じになりかねない。

私は、この問題、さつき公害の問題を申し上げましたけれども、やっぱり自治事務として構成するんであれば、それはそれなりの、自治事務であつても国が、国の重要な施策なんだということであれば、それなりの気合の入つたことを考えておくというか、国がやるべきことはこれはやるんだということを予算の裏付けを伴つてやっておかないと、結局は丸投げになつてどこへ消えたか分からない、遅々としてしか進まないという話になつてしまふというのを今も懸念しておりますが、この法案が出されたときに与党の先生方にもそのことは強く申し上げて、やっぱりスタートを切るんだから質的な転換に結び付くような、その萌芽といひましようか、根っこだけはちゃんと入れておこうよと、こういう話を何十回、何百回させていたいただいてこまで来たということでもあります。私は、さつき所管の法案の問題がございましたけれども、やっぱりもうちよつと、何というんで

すか、余り所管を考えない方がいんじゃないかというふうにも考えておりますが、ただ、今度の消費者委員会をつくられたことの意味は、むしろ消費者庁の執行部分の行政ですね、単独の六本の法律、二十九本の法律、これで消費者庁がなさること自体も消費者委員会の監視の対象になるということができるということで、ある意味で質的な転換が始まるかなと、そういうふうにも考えているところでございます。そこに大きな意味があるというふうにも考えております。

○金子恵美君 ありがとうございます。

民主党は、行政組織の外に消費者権利院を置きたいと、そして監視機能を果たさせるということを考えていたわけですが、今回の衆議院の修正では、消費者庁の政府の中の組織も維持しつつ消費者庁をもきちんと監視する機関として委員会が設置されたということでございます。法案名も、消費者庁設置法案から消費者庁及び消費者委員会設置法と、こう並べているという形になっていくわけで、その理由もやはり消費者庁とある意味同格に近いものなんだというふうな思いを入れているのでしょうか、ちょっとここを確認させていただきたいと思っております。

○衆議院議員(仙谷由人君) これは審議の進展とともに、消費者政策委員会といましようか、内閣提出の原案にありました委員会も、その業務としては消費者庁と対等な立場で消費者行政の評価をするというお話になってきましたし、元々、消費者団体の方々あるいは弁護士会を始めとする、この間、消費者行政を求めてこられた、本格的な消費者行政とそれを進める行政組織を求められてきた方々も、これはもう少し独立性の高いもの、つまり消費者庁の附属物としての消費者政策委員会ではなくて、消費者庁のなされていることをも監視できるような独立、対等の組織でなければ意味がないと、こういう声が、これは元々大きかったわけでありますが、このことが相当大きくなりました。

そこで、多分、野田大臣のリーダーシップだろ

うと思えますけれども、実質的に独立性の強い、そして消費者庁と対等の委員会があることは望ましいと、こういうお話に基づきまして、それならばそれをちゃんと法律上も書き表すことによつて、我々も、内閣の外側からというよりも内閣府本府の中で独立して仕事ができるのであれば、そういう委員会ができれば、消費者権利院をひとまず下ろすといましようか、撤回することで同意を図ると、そういう話でございまして。だから、内閣府本府の中の委員会としては、その権限規定の中で書き込ませていただきましたように、あとちょっと不足している部分があるような気もしますけれども、考えられる独立性を担保し、かつ消費者庁と対等の仕事をできる、そういう行政組織をつくることのできたのではないかと、そういうふうには評価しております。

○金子恵美君 今、仙谷議員の方からございましたように、独立そして対等ということ、そういう組織をつくったんだということの意味でそれを法案名にも反映させているということでございます。それだけの機能を持つしつかりとした委員会になっていただけるように願っているところでございます。

ただし、消費者委員会を外局ではなく、内閣府の設置法の位置付けとしてはやっぱり審議会になつていいます。その理由なんです、これはもうもちろん修正協議の中での御苦労がございましてあつたというふうには思いますが、まず、審議会等とされたその理由をもう一度ちょっと伺いたいということ、そしてまた重ねて伺いさせていただきますんですけども、内閣府の本府の外局とされなかつたことで、消費者庁を監視するということがあるのかどうかということについて伺いさせていただきますかと思っております。

○衆議院議員(階猛君) お答えいたします。まず、なぜ審議会等とされたか、その理由でございます。修正協議の中で、そういう審議会が外局かとい

う法的な位置付けにこだわるよりも、やはり機能というか権限というか、そちらを重視すべきであるというところで権限を、名より実を取るといいますか、そういうことで審議会になつたというふうには御理解いただければと思います。

それで、実際問題、審議会等として位置付けられたことによつて何か問題が生じるといふこととでございますけれども、これは先ほど仙谷議員からも答弁させていただいたとおり、権限については非常に強いものになつていくということです。具体的に言いますと、消費者庁及び消費者委員会設置法の中では、六条二項一において、まず、この消費者委員会というのは自ら調査審議し、必要と認められる事項について内閣総理大臣等に建議することができるといふことでございます。この建議というのは、普通、審議会ですと答申といまして、何か諮問があつた場合に受動的にその意見を出す、これが答申でございましてけれども、今回は、建議といふと、これは諮問がなくとも自発的に調査審議して意見を出すことができる、そういう権限がまず一つ。

それから二つ目として、六条二項三号にありますが、内閣総理大臣に対して、消費者被害の発生又は拡大の防止に必要と認められる報告を求めるといふことも規定しております。

さらに三点目としては、八条の方になりますが、必要がある場合には関係行政機関の長に対する資料提出要求などを行うことができるというふうになつておりまして、そういう権限の面では極めて強いものが与えられておりますので、十分に、審議会という名称ではございますが、しっかりとした仕事はできると、そういうふうにも考えております。

○金子恵美君 今、修正の内容についても御説明をいただきました、修正された項目を見ても、自発的な権限としての調査審議と建議とい

ところの規定とともに、また委員の職権行使の独立性や資料の提出要求等についての規定の新設がございまして、消費者委員会のその監視機能を高めるための規定が盛り込まれ、満足のいく内容であるというふうにも思っております。

ところで、今申し上げましたとおり、八条のところなんですけれども、消費者委員会の資料の提出要求等の規定が新設されたわけでございますが、これと関連いたしまして、第五条において、当初、関係機関の協力とされていた見出しが資料の要求等とされているということと、そして、それとともに本文についても字句の修正が行われているわけです。

この中で、本文の修正部分の趣旨も必ずしも明確ではございませんので、八条の規定と併せてちょっとこゝについて御説明をいただきたいと思ひます。

○衆議院議員(階猛君) お答えいたします。今、第八條の、先ほど私からもお話しした、消費者委員会の権限強化のための資料要求等の規定と合わせて五條の方も変更になっていまして、五條の方は、これは消費者庁長官の権限でございすけれども、なぜ五條の方もそのような変更がされたのかという御趣旨だったかと思ひます。

端的に言えば、八條と合わせて消費者庁の権限も同程度に強めようということなのでございすけれども、従前どうなつていたかといひますと、従前の条文では、御指摘のとおり「関係行政機関との協力」といふことで、八條との差は明らかです、資料の提出要求等」となつておりますので、八條の方は、ここにまず合わせたというのが見出し変更の理由です。

それから、字句の修正ということで、第五条、ちよつと読み上げさせていただきますと、修正前はどうかといひますと、長官は、消費者庁の所管事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる、この「の」が外れたわけでは

この「の」を外したことにどういう意味があるかということなんですが、これは、実は八条も「の」が入ってないんですね。なぜそういうふうにするかということなんですが、これは私、弁護士なので、契約書とか作るときに、この「の」のあるかないかで非常に意味が変わるというのは常々意識していたところございまして、「の」があると、要するに、その下の文言、「必要な協力」というふうに続くわけですけれども、その必要な協力の具体的な例は何かという中で、「その他」の前にある「資料の提出」とか「説明」というのがその必要な協力の中身というか、例示になってしまふ。つまり、資料の提出、説明というのと言わば必要な協力の一部分ですということなんです。これが、我々の考え、修正案提出者の考えとしては、この提出とか説明というのは単に協力にとどまらない、もっと強力な権限です。だから、協力の範囲に入れられちゃうと困るわけなんです。

そこで、この「の」を取るとどうなるかということなんです、その他協力とすることによって全く独立の切り離された関係になります。だから、「資料の提出、説明」とその下にある「必要な協力」というのは全く別個なもので、先ほど申し上げた必要な協力の一部分であるという関係ではなくなると。資料の提出、説明というのは独自の、それ自体独立した権限になるということ、よりその資料の提出、説明というものの権限の強さが浮き彫りになるかということこの「の」は外したということでございます。

○金子恵美君　ありがとうございます。今の御説明で大変よく分かりました。大変専門性の高い御説明をちょうだいしまして、ありがとうございます。資料の提出、説明、その部分が非常に重要であるということとちゃんと明確にしているということでございます。ありがとうございます。

それでは、先ほど来あります消費者委員会の勧告についてちょっと質問を進めさせていただきます。と思いますが、消費者安全法案の第二十条は、

当初、消費者政策委員会は、内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大に関し必要な意見を述べることができるとされていましたが、修正により、勧告ができることとされたというところでございまして。それに加え、内閣総理大臣に、勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができるのと項が追加されたわけでございます。

消費者委員会の権限の拡大ですが、この修正の趣旨を御説明いただきたいと思います。

○衆議院議員（小宮山洋子君）　元々の政府案では消費者政策委員会という名前でしたけれども、今おっしゃったように、意見具申、意見を述べることでできるというだけだったんですね。これですと、そのほかにはたくさんある審議会、まあこう言っただけなんですけれども、事務局が用意したものの、資料に基づいてオーケーを出していくものが多いのではないかと思いますが、そういうものになつてしまふ。それでは良くないということ、消費者委員会の権限を強化する、それによって内閣総理大臣に消費者委員会が行いました申出に沿う処置が行われるように勧め、又は促すという意味を明確化したということなんです。

また、内閣総理大臣に対する報告徴求の規定を置いてという趣旨は、委員会が自ら行った勧告に基づいて内閣総理大臣がきちんと各大臣への措置要求などの措置をとったかどうか、これを確認できるようにしたということです。このことによりまして、さきに述べました勧告権限がより一層実効的なものになります。行政の中ではありますが、私どもが出しました消費者オンブズパーソン、権利院の法案に盛り込みたかった消費者庁と対等の消費者委員会ということ、野田大臣も再三衆議院で御答弁なさっていますが、そういう位置付けにできたかと思っております。

また、なお念押しをするために、消費者特別委員会、衆議院での附帯決議の二十一番目に、「消費者安全法第二十條の趣旨にのっとり、内閣総理大臣は、消費者委員会からの勧告に対し、消費者の利益を増進するため、内閣一体となった取組が

行われるよう、誠意を持って対応すること。」ということも付け加えております。

○金子恵美君　この本条の修正では、消費者委員会が勧告を行う場合に、消費者、事業者、関係行政機関その他の者から得た情報その他の消費者事故に関する情報を踏まえてその必要性を判断するとされております。この規定は、消費者委員会がその機能を十分に発揮するため事業者から情報を取ることができるということを間接的に規定していると読むことができますが、この確認をさせていたいただきたいと思います。いかがでしょうか。

○衆議院議員（小宮山洋子君）　委員が御指摘のとおりだと思っております。消費者委員会が勧告をするに当たりまして、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて、かなり回りにくい言い方にはなっているんですが、こういうものを踏まえて、いろいろ膨らみを私どもは持たせたということ、消費者が事業者から直接情報を受けたというところは二重行政になるというふうな与党の方からの強い御指摘がございまして、でも、そう言ってしまうと、消費者の問題というのはすべてにかかわるので、この法案全体が二重行政という言い方もできるかもしれません。しれないんですが、そういうことを言っているとしても、このところでは、法律上、事業者から直接情報を取ることとは良くないということでございます。また、ただし、勧告をするにはしっかりと情報を持っていないと勧告ができないわけですから、言外に事業者の協力の下に、協力の下にですね、事実上、もう少しこを聞かせてくださいというふうなことはできる、そこは否定しないというふうなかなりな含みを持った言い方で、しっかりと情報を取り、勧告ができるだけのことをざりぎりの消費者委員会ができるということをざりぎりが、これは最後まで残った修正の難問だったんですが、ざりぎりこう読み取れる形でしたというこ

とを御理解いただきたと思っております。

○金子恵美君　そうしますと、任意であれば情報を事業者から得ることができるということでござい

ます。そうしますと、消費者委員会の機能強化のために、大臣、消費者委員会は事業者から情報を取得することができ、これでよろしいんですね。○国務大臣（野田聖子君）　消費者委員会が事業者からの情報等を収集する必要がある場合には、修正協議により盛り込まれた消費者委員会の関係行政機関の長に対する資料提示等を要求する規定を活用し、委員会の業務を円滑に遂行することになると考えられております。

○金子恵美君　確認としましてはですけれども、強制権限、権限ではないけれども、運用の問題かもしれないけれども、いずれにいたしましても、任意であれば情報を得ることができるといふような、もうこの解釈でいいのだというふうに思っています。

それで、次に行かせていただきますが、消費者委員会の委員の数ということについてお尋ねをしたいと思いますが、十名以内とされております。これは、機動的な運営を確保することによる、修正案の趣旨説明でもそのように示されているわけでございましてけれども、この消費者委員会の所掌事務は、今回権限が与えられている消費者庁の監視機能に加えて、国民生活審議会への諮問事項とされている事項、新たに消費者庁が所管ないし共

管することとなった諸法律に規定されている諮問事項についても審議を行うことになっているわけ

でございます。両者の機能を果たしていくためには、やはり十名以内の委員に加え、法律案で規定されている専門委員、臨時委員等を十分に活用していくことが必要ではないかというふうに考えま

す。

そこで、事務局体制を除く現時点で検討されている消費者委員会の構成の全体像についてのお考えをお示しいただきたいと思っております。

○政府参考人（松山健士君）　お答え申し上げます。

す。
ただいま御質問の消費者委員会の体制でございます。

御議論いただいておりますように、極めて重要な委員会、かつ、取り扱う問題が非常に広範多岐にわたるといふ委員会でございます。そうしたことから考えますと、これはもちろん、衆議院における修正合意、それから参議院におけます今後の御審議、そういったものを踏まえてその在り方については詰めていくことになりまされども、現時点で申し上げますと、この委員会本体につきましては、機動的な運営、また効果的な運営をやっていただく必要があるということでございますので、これは委員会が実際に設置されましたらば、そういった方向で御検討いただいた上で決定していただけるものというふうに考えております。

それから、臨時委員や専門委員の活用について御指摘がございましたけれども、これは当然、相当の活躍をしていただかないと委員会自体がなかなか動かないということになるかと思えます。例えばでございますけれども、委員会の下に、表示、取引、安全、そういう各分野に対応するような形で部会を設置すると。また、御指摘にもございましたけれども、基本的な政策の企画立案、こういったことを審議するための部会といったものも必要になってくるかと思えます。そういう各部会におきまして、この十名以内の委員の方も何人かずつお入りいただく、そして臨時委員や専門委員も加わっていただいて十分な御審議をいただくというふうに思います。

いずれにいたしましても、委員会が設置されましたら、そこで十分御検討いただいた上で御決定いただくということかと考えております。

○金子恵美君 ありがとうございます。これからの検討でございますけれども、しっかりとすばらしい委員の構成になっていくようにお願いしたいと思っております。

その委員の登用についてでございますけれども、消費者委員会の委員については、委員長及び

委員はすべて民間から登用し、年齢、性別等に十分配慮すること、そして、初代の委員の三人について、常勤が可能となる人選と財政措置を講じ、ほかの委員も職務に専念できる人選に努力することとを内容とする附帯決議が衆議院で付されているところでございます。委員の職権の独立性をうたう修正とともに、消費者委員会の権限強化のための不可欠の考え方であるというふうに思います。今後、すべての委員を常勤化させるということについての検討もしっかりと進めていかなくてはならないのではないかと考えているところでございます。

そこでまず、修正案提出者に、消費者委員会の委員登用、そして委員の常勤化についてのようなお考えをお持ちであるか、お伺いしたいというふうに思います。

この点では、衆議院の特別委員会においても、財政上の措置を含めた機能強化、事務局に対しては、大體関連する省庁から出向みたいな格好で来るわけですね。それで、二年ぐらいたつたらお帰りになると。このスタイルですと、原庁でのその後の取扱いとか処遇とか、ありていに言えば出世のことが気になって、原庁のお考えがどうしても陰に陽に反映してしまうというのは、これは人間そういうものだと私思っております。

委員の方々も専門性のある種、何といいましうか、フットワークの良さといいましうか、この消費者委員会も、消費者庁もそうであると思えますけれども、現場感覚で、現場から情報をちゃんと取ってきてそれを報告あるいは建議というものにまとも上げるのできる、そういうスタイルの委員を是非お呼びをいただきたいなど。

多分、船頭多くして船山に登るよりも、ある種の少数精鋭といいましうか、その方がいいんじゃないかと私は思っておりますし、そのためには、本来は常勤でなければそういうことはできないと。常勤のメリット、デメリット、非常勤のメリット、デメリットはあるわけですが、これは両方のメリットが発揮できるような委員選任

の登用についても質問させていただきますでしたが、事務局体制はどうなっていくかということで、一つ、済みません、通告飛ばさせていただきます、消費者委員会の事務局体制についてもお尋ねしたいというふうに思っております。

○金子恵美君 ありがとうございます。これからの検討でございますけれども、しっかりとすばらしい委員の構成になっていくようにお願いしたいと思っております。

その委員の登用についてでございますけれども、消費者委員会の委員については、委員長及び

○金子恵美君 残り時間がなくなっております。今、それぞれの委員について

○金子恵美君 ありがとうございます。これからの検討でございますけれども、しっかりとすばらしい委員の構成になっていくようにお願いしたいと思っております。

その委員の登用についてでございますけれども、消費者委員会の委員については、委員長及び

○金子恵美君 ありがとうございます。これからの検討でございますけれども、しっかりとすばらしい委員の構成になっていくようにお願いしたいと思っております。

いは我が党の例えは階さんなんかもそうでありま
すけれども、若い方々、中堅の方々、数多く企業
でも、あるいは弁護士会であろうと司法書士会で
あると、あるいは税理士会であろうと、いろん
なところにいると思うんですね。そういう
方に、まあアメリカのような、政権が替わった
ら全部替わってしまうというふうなひどい話じゃ
なくていいと思うんですね。でも、ポリ
ティカルアポイントに近いような格好で募集
を掛けていただいて、手を挙げていただいて、そ
こでしかるべき能力を発揮できるかどうか、これ
は当然見極めていただかなければならないわけ
ですが、そういう方々を数多く事務局にも登用し
ていただくということがこの消費者行政を進める上
で一番大事だろうなというふうに思っていること
であります。

もう是非、総理大臣にも、あるいは事務局任命
をなさる、これはどこになるのか私は今のところ
定かではありませんが、内閣府人事局なのかどう
なのかも分かりませんが、そういう各方面にお願
いをお願いしております。

○金子恵美君 是非、消費者委員会が十分な機能
を果たすような措置をしていただきますようお願い
を申し上げまして、実はちょっと大臣の御決意
も伺いたいというふうに思っていたので、もし一
言ございましたらお願いいたします。で、質問は
終わらせていただきます。

○国務大臣(野田聖子君) 私は、今回の消費者行
政、抜本的にやはり改革していくには三つの要素
があると思っております。一つは、やはり地方消
費者行政の充実、そして二つ目は、単に霞が関に
役所をつくるのではなくて、消費者、国民を語っ
ている以上、やはり常に風通しの良い、透明性の
高いものでなければならぬときに、残念ながら、
これまでの官僚の皆さんだけでやってしまつとど
うしても消費者との接点がなくなりがちになるの
で、それを防ぐために、私たちは消費者政策委員
会と言っていましたけれども、そのやはりポジ
ションというのは非常に重要であると。そして、

最終的には消費者庁が、よく仙谷先生なんかに
心配されただけけれども、役所の寄せ集めになっ
ちゃいけない。やはりエリート集団がしっかり
来て、この国のかじ取りをするつもりで、それぞ
れの役所が優秀な人を送っていただく新たな霞が
関の中のスターになるような行政組織をつくら
なきゃ。

この三つの要素が非常に重要という中で、とり
わけやはり国民との接点、そして透明性を担保し
てくれる消費者政策委員会改め消費者委員会が、
これだけ充実した議論をいただきまして運営され
ることになったことは大変有り難いことだと思っ
ています。しっかりと修正協議を受け止めて取り組
んでいきたいとお約束申し上げたいと思います。

○金子恵美君 終わります。

○大河原雅子君 おはようございます。民主党の
大河原雅子でございます。

金子委員に引き続きまして、質疑を続けさせて
いただきます。

私は、昨年の通常国会の代表質問で福田総理に
この消費者庁問題をお尋ねさせていただきました。
た。私は生まれが昭和二十八年でございます。森
永砒素ミルク事件というのがあった年、それはも
ちろん後、大きくなってから分かんんですが、大
学時代に「沈黙の春」ですとかあるいは有吉佐和
子さんの「複合汚染」ですとかいろんなものを読
む中で、また公害がある、そういう日本の高度成
長期の弊害、そういうものに接して大きくなった
というバックグラウンドがありまして、消費者問
題についてはそういう観点からずっと問題意識を
持ち、活動をしてまいりました。

それで、今日の大臣の趣旨説明の中でも、これ
までの行政は、明治以来、各府省庁縦割りの仕組
みの中で、事業者の保護育成を通じて国民経済の
発展を図ってまいりました。消費者の利益の擁護
及び増進は、あくまで、産業振興の間接的、派生
的なものとして取り扱われてきたにすぎませんと
いうことがあるんですね。

このことは、実は福田前総理はもっと激しく

言っておられたんです。それは、百六十九国会、
参議院の本会議場で御答弁があったんですけれ
ども、国民の安全と福利のために置かれた役所や公
の機関が、時としてむしろ国民の害となっている
例が続発しております。私は、このような姿を本
来の形に戻すことに全力を傾注したいと思いま
す。今年を生活者や消費者が主役となる社会へ向
けたスタートの年と位置付け、あらゆる制度を見
直していきます。現在進めている法律や制度の国
民目線の総点検に加えて、食品表示の偽装問題な
どへの対応など、各省庁縦割りになっている消費
者行政を統一的、一元的に推進するために強い権
限を持つ新組織を発足させます。併せて消費者行
政担当大臣を常設しますということで、今ここに

野田大臣がおられるわけでございますし、国民生
活白書も読ませていただきました。この冒頭に入っ
ているんだと。そして、この展望まで国民生活白
書の中には展開をされているわけですね。

私は、やはりこれまで明治以来の縦割り云々、
もつと福田前総理がはつきりおっしゃったこと
を、やっぱり是正をしていくためには、総理がおっ
しゃった強い権限を持ったというところに重点を
置かなければいけないというふうに思っています。
福田前総理と野田大臣は、このこと、行政が実はそ
れを阻害してきた部分があるということ、御認
識、共通でしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) 初代の消費者行政担当

大臣は岸田現在筆頭理事でございます。私は、
先ほど仙谷先生から、自民党がずっと政権を持っ
ていたから必要な行政改革ができなかったとおっ
しゃる中、福田前総理という希有の大先輩が輩出
されたことによって懸案の消費者行政がメーンに
運ばれてきたということを変えられしく思います
し、岸田先生というのは、ある意味、私の自省も
踏まえて、自民党はやはり産業振興に大変力を入
れてきた政党であることには間違いございません
。その中で、本当に数少ない、しかしすごく専
門性の高い消費者行政に携わっていた議員がい

らっしゃるわけですが、そのリーダーであ
った岸田先生が福田総理の下で初代の大任だつ
たということは、本当にある意味大きな国の方向
が変わっていく第一歩であつたと私は心から誇り
に感ずるところでございます。

私自身は大臣を務めていますけれども、そうい
う二人が築いた大転換に大切なことは普通の消
費者が付いてこれることだと思えます。私自身は
消費者行政の専門家でもございませんし、先ほど
も金子委員から消費者としてと言われましたけれ
ども、そんなに高度な知識を持った消費者ではな
く、極めて普通の消費者でございます。そういう
私を含めた国民全般の皆さんにとつてのやはり
パートナーになるべく消費者庁をつくれというこ
とで、私がその後今の大臣を務めていただい
ているものと自覚をしておりますけれども。

その中で、福田前総理が所信演説の中でおっ
しゃっていたポイントというのは、やはり縦割り
行政の下で産業振興最優先の中で何が起きてきた
かというところ、例えば、何か起きたときの消費者か
らの情報が一元的に集約されていないじゃないか
とか、又は関係省庁間で情報の共有がなされない
という問題、又は省庁の中でも分担と連携が非常
に不足している、またさらには、問題は、自分の
扱っている産業界が起した事故や事案、事件で
あつたとしても、それに対してためらいがあつて
権限の不行使が行われたり、又は権限の不備が
あつたりした。

そういうことがずっと山積されてきたというこ
とに福田総理は憤りを感じておられ、これを一掃
させて、やはり新しい行政組織をつくることで、
消費者のしつかりした権利の擁護、増進、さら
には、やっぱり消費者を中心とした国づくりをし
ていかなければならないということをお考えにな
つたと思っております。今のようらしいでしょうか。
○大河原雅子君 今ちょっと野田大臣、不思議な
言葉をおっしゃったんです。普通の消費者とおっ
しゃったんですが、多少の知識はまだ差があるか
もしれませんが、消費者教育をどんどん進めて

いく中で、消費者に普通も先進的も私はなくなってくるというふうに思っておりますし、この今回の大改革で強い権限というのが本当に実現ができるのかというのが注目を集めているところだと思っております。

強い権限とは大臣はどのようにお考えになるのか。私は、消費者の権利、この白書の中でもケネディから説き起こしていらっしゃいましたが、現在八つの権利が消費者基本法の中にもうたわれているわけですので、この消費者の権利を守るというためにこの強い権限というのを使われるんだと思いますが、いかがお考えでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) 先ほどの続きとなりますけれども、先ほど、様々な問題点がある中で行政の在り方そのものを大きく変えようと、そして消費者利益の擁護及び増進を任務として、消費者を主役とする政府のかじ取り役をつくらうということがまさに消費者庁でございました。

この消費者庁というのが、消費者被害に関する情報を一元的に集約して政府全体の迅速な対応の司令塔として機能いたしますし、消費者に身近な法律を自ら所管して企画立案や執行を行うこととなります。そして、自ら所管しない法律の分野につきましても、必要がある場合には関係大臣に対して法律に基づく措置の実施を求める。そして、いわゆるすき間事案につきましても、新法である消費者安全法に基づいて重大消費者被害の発生、拡大の防止を図るために、必要な場合には、事業者に対して勧告、命令等の必要な措置を命ずることができるとの強力な権限を持つことになるわけであります。

こうした点に、消費者、生活者の視点に立った強い権限を持った統一的、一元的な組織をつくる、そういう精神が反映されているのではないかと思います。

またさらに、消費者の権利につきましても、すけれども、消費者基本法におきましては、消費者の利益の擁護及び増進に関する総合的な施策の推進は、消費者の権利を尊重することを基本として行

うということが定められているところであります。

消費者庁や消費者委員会の設置によりまして、安全の確保や選択の機会の確保、そして必要な情報の提供などの消費者基本法に規定された消費者の権利の実現に向けた取組が推進されることになると私は認識しております。

○大河原雅子君 ケネディの特別教書からも四十五、六年たつわけですね。日本はそれだけ、この消費者基本法ができたのが二〇〇四年ですから、その中でもなかなか権利、八つの権利が一つずつ明確に具体的に守られ擁護され、そしてそのための施策が打たれているというふうには思えないわけで、だからこそ今回の大改革、三法ができるといふことだと思っております。

それで、行政組織はできたけれども、実はこの消費者政策は充実もしなかったし、底が抜けてしまふというふうなことになるのは困るわけなので、私はやはり今回の政府案に国会として修正案が掛けられたことというのは評価をしたいと思っております。

そして、そこで伺いたいのが、先ほどもちょっと金子委員が触れられましたが、消費者庁と消費者委員会が対等であるというふうには、法案のタイトルからして変わったというふうには私は認識しておりますが、修正を掛けられてとあえて申し上げますが、修正を掛けられて対等になったということと大臣はどのように御自覚でしょうか。

○国務大臣(野田聖子君) 大切なことは、一つの役所をつくるときに、これまではその役所がメインでしたけれども、やはり常にそこには、消費者、国民がパートナーと言っている以上は、そこに、消費者庁の中に常にそれが接せられる場所が必要であるということ、今回の、かつて消費者政策委員会、今は修正協議して消費者委員会、これは普通の審議会とは違うやつぱりオリジナルな独創性があつたと思っております。

私は、むしろ最初のころは透明性を非常に強く強調してまいりました。つまり消費者庁で行われていることがすべての国民に広く理解されなけれ

ばならないという意味で、そのパートナーとして国民の代表である消費者政策委員会がしっかりとその両輪として動いていくことがやっぱり消費者に対する安全への担保になるのかなと思っております。

修正協議等、委員会の審議の中でやっぱりそれだけじゃ駄目だと、やっぱりべつたりとくつついてはいけないと、独立性というのが強調されることになり、それはそれでまた消費者委員会の値打ちが上がるのであればそれは喜ばしいことではないか、むしろ独立性、透明性が私は大変重要だと思つたけれども、それにプラス独立性が付くとますますもって消費者がその委員会に対して信頼を置いてくれるということであれば非常にいいことではないかと。そういうことで修正協議の結果は、消費者委員会というのは消費者庁の横にいつもいるのではなく、少し距離を持って内閣府本府に置くことになったということで、内閣府に置かれる組織という意味では両者は同じ位置付けになったと言ふことができるわけであります。

○大河原雅子君 独立性、透明性というようなことをもって対等というふうには御自覚いただいているんだと思っております。

じゃ、提案者にここで伺いたいと思いますが、消費者委員会と消費者庁は対等というふうな求められたということで修正を掛けられました。消費者委員会と今大臣がお答えになった何をもちて対等かという、求められた対等の中身と、それから消費者委員会、これまでの民間の、産業界といった関係も含めてお答えください。

○衆議院議員(階猛君) お答えいたします。何をもちて対等かという前段の質問でございますけれども、まずは権限が従来の審議会とは全く違うということは先ほど申し上げたとおりでございます。諮問に応じて意見を出すという、答申をするというようなことだけではなくて、自ら自発的に調査審議して建議を行うと、これによって立法の提言などできるということ。それから、内

閣総理大臣に対して行政処分等の勧告ができるということ。それから、自らその調査をすることができると。これは八条の方だったですね、済みません。設置法の八条の方、先ほど言いましたけれども、ごめんなさい。調査ではなくて、関係行政機関の長に対して報告を求めることができるかと、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。こういって主にその三つの権限、これは普通の審議会にはないところで、これが対等であるということの根拠になるかと思っております。

それから、民間事業者との関係という後段の御質問でございます。この民間事業者に対して消費者委員会がどこまで介入できるかというところは、大変修正協議の中でも議論になったところがございます。我々は、今申し上げた設置法の八条というところで、ここに民間事業者に対しても資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができるようにしようということ、関係行政機関の長の後にその他の者ということを入れようとしたんですが、ここはちょっと二重行政になるということで、最終的には我々の意見は取り入れられなかったわけでございます。

ただ、一方で、消費者安全法の二十条の修正、これは合意が成立しまして、この二十条において、「消費者委員会は、消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、勧告をすることができ。」ということ、ここに事業者から得た情報という表現がございます。この事業者から情報を得られるということとは、事実上、その事業者に対して任意で、先ほど小宮山さんの方から御答弁ありましたけれども、事実上、情報を得て、それでその後のアクションにつなげていくことができるようになると思っております。

あとは、ちなみになんですけれども、附帯決議の方でも、「消費者委員会は、自ら積極的に調査審議を行うとともに、内閣総理大臣等への勧告・

建議を始め、その与えられた機能を積極的に行使し、消費者の利益の擁護及び増進のため、適切にその職務を遂行すること。」、そういうことも設けられておりまして、消費者委員会が、先ほど申し上げた事業者との関係を含め適切に権限、職務を遂行するというのが設けられております。

○大河原雅子君 消費者庁と消費者委員会の対等性というところは非常に注目をしております。御協議いただいたその御苦労は本当に大変なものだったのだと思います。直接的には、消費者委員会から事業者にアプローチが直接的にはできないものの、二重行政にならないということを宣言をしたわけですから、消費者庁の役割は大変重要かと思えますので、是非その点を私どももきちんとチェックをしていきたいというふうに思っております。

それでは次に、情報の開示について伺いたいと思いますが、消費者安全法の第四条の三で、情報の開示をうたっております。これは提出者に伺いたいと思うんですが、この中身を伺います。その意味はどういうことでしょうか。

○衆議院議員 階猛君 お答えいたします。

御指摘の消費者安全法第四条三項、これも修正協議がまとまったところでございますけれども、修正前はこういうことになっていたかといいますが、国及び地方公共団体の責務という中にあります条文でございますけれども、国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなくてはならないと、透明性の確保に努めるということでございます。その透明性の確保に努める方策として、従前は、「消費者の意見を反映させるために必要な措置」という文言だけがあつたんですが、ここに、今委員御指摘のとおり、「消費者事故等に関する情報の開示」というものを加えさせていただきます。

これによって何が変わるか。二点変わるという

ことだと思えます。

まず、消費者の意見が、これが、情報が不十分な中あるいはその情報が間違っている中では、これは消費者の意見をいかに取り入れようとしてもその意見そのものが適切じゃない。ですから、やはり消費者の意見を反映させる前提としては情報開示がしっかりなされていなければならない。そこでそういう文言を入れさせていただいた。これが理由の一つ目。

それから、単に国及び地方公共団体の責務に限らず、情報の開示ということ、この消費者の問題というのは同種の被害が拡散的に多発するという特性があるという中で、やはりなるべく早く情報を行き渡らせないと被害がどんどん拡大していつてしまいます。そこで、情報の開示というのは消費者の注意喚起を図るという意味でも非常に大事だということで、この二点を理由にして先ほどの文言を加えさせていただきました。

○大河原雅子君 ありがとうございます。

消費者の被害というのも時代とともに本当に中身が変わってきておりまして、あつという間に被害が広がるということがあります。正確な情報と、それをいかに国民に分かりやすく、きちんと伝えていくかということも大事でございますので、ちよつと重複するような気もいたしますけれども、重ねて提案者に伺いたいんですが、この消費者安全法の第十三条においては、情報を取りまとめた結果ではなく、結果そのものを公表すると、それを国会に報告するというところにされたわけなんですけれども、これはどうしてそういうふうにされたんでしょうか。また、国会報告というのはどのくらいの頻度で行われるというふうな求められているんでしょうか。

○衆議院議員 小宮山洋子君 当初は、政府案には、取りまとめた結果の概要ということだったんです。概要というところではなくてその中の要点だけということになりますので、消費者事故などに関する情報はやっぱり国民にとって共有の財産でもあります、事故の再発を防ぐためにはで

きるだけ細かい情報が必要だということで、取りまとめたもの、その概要ではなくて、取りまとめた結果そのものを公表するといったしました。附帯決議の十一番目のところにも、「消費生活に関わる事故に関する情報は、国民の共有財産であるとの認識に基づき、消費者庁を含む関係省庁は、消費者事故等に関する情報について、個人情報保護に配慮しつつ、十分な開示を行うこと。」としたものでございます。

また同時に、その結果を国民が選んだ代表の機関である国会に報告することによりまして、国会がその内容を十分に承知をし、消費者安全の確保に資するような立法措置など、十分な議論を尽くすことに供することにしたいということです。

それで、その国会報告ですけれども、よく国会報告という年に一度だけというのが通常でございますけれども、これはやはり、本当になるべく早く細かい多くの情報を得ることが必要ですので、結果の取りまとめが行われ、公表がされる都度、本当は国会への報告がなされることが望ましいと思っております。国会は会期制を日本では取っておりますので、いつも開会しているわけではありませんが、休会中のもは開会された直後にそれを、開会した国会で報告がなされるということだというふうに思っております。この点につきましても、附帯決議の第十三項で、適時適切に報告しなければならぬと表現をしているところ

です。

○大河原雅子君 その情報は国民の共有財産という考え方は、本当に徹底しなきゃならないというふうに私も思っております。

そこで参考人に伺いたいと思いますが、各地方公共団体で聴取した消費者問題の情報の共有、また開示についてはどうなっていくんでしょうか。

○政府参考人 田中孝文君 とりわけ、生命、身体にかかわるような被害の情報等について、これまでこのところ政府部内で一元的にこれを収集する仕組みがございまして。そこで、関係府省・機関が保有する消費者事故情報を一元的に集

約するための事故情報データベースというものを創設する予定でたまたま準備しているところでございます。

この情報につきましては、消費者庁ができませんと、消費者庁の方でそれを集めたものを分析し、全般的な事故動向や重大な事故に関する分析情報を公開いたしますとともに、個々の事故情報につきましては、内容の確認を行った上で、事故の対象物、事故の発生状況などの情報について公開をすることを予定しております。今のような方法で行うべきか等については検討を進めているところでございます。

○大河原雅子君 そうしましたら、ちよつともう少し分かりやすく事例を挙げて御説明いただければと思いますが、冷凍ギョーザ事件、中国からの輸入で大きな事件になりました。あの事件が発生したときに消費者庁がございましてしたので、今度はこの消費者庁があるという前提で、それではどういうふうな動いていくのか、消費者庁の役割は一体どうなっているんでしょうか。

○副大臣 増原義剛君 お答え申し上げます。

消費者庁ができた場合でございますが、仮に冷凍ギョーザ事件と同様の問題が発生した場合に、消費者の安心、安全、これを確保するために政府一体となった迅速な対応、これを行うに当たり消費者庁が中核的な役割を果たすことになると思

います。

具体的には、新法である消費者安全法等に基づきまして、重大事故等に関する情報として、情報の一元的収集、集約ルート、これをたどりまして、事故情報が地方公共団体などから消費者庁に直ちに上がってくるということがございます。そして、消費者庁はそれを収集、分析しまして、消費者に分かりやすい形で迅速にそれを公表しまして、いわゆる注意喚起、もうこれ以上広がらないように注意喚起を行うということがございます。もちろん、この注意喚起や措置要求の前提として、消費者庁自らが必要があれば立入調査を行うと、更には他省庁に調査を行わせる、これも可能になって

おります。

また、消費者政策担当大臣の指示の下に緊急対策本部、こういったものを開催しまして、厚生労働省あるいは農林水産省、更には警察庁、外務省等と緊密な連携を図りまして、各省庁に對しまして、業者に対する自主回収であるとか、あるいは所管する法律に基づきまして聞き取り調査あるいは行政処分、こういったことを行うとか、あるいは外務省であれば外交ルートを通じた情報収集、これを含めた迅速な対処を促すことになろうと思っております。更に必要な場合には、関係大臣に對しまして、所管する法律に基づき取り得る行政処分、例えば厚生労働大臣であれば食品衛生法に基づく危害除去命令、この発動、こういったようなことを、措置要求を行っていくことだと思っております。

最後に、以上のようなことをまさに政府の司令塔としてやっていくことでございます。

○大河原雅子 政府の司令塔というのは閣法の御説明のときにずっと使われてきたことなんですけれども、本当にこれは動き出してみなきゃ、いろんなところに問題箇所、課題箇所が出てくると思うんですけれども、やはりこれがきちんと動いていくための準備を十分にしていたら、迅速にその情報なり対処方法をきちんと政府が責任を持って国民に伝えるというシステムとして稼働させていきたいと思いますというふうに思っております。

ギョーザ事件のときを思い出せば、いろんな部署から紙がばらばらに出てきて、ばらばらな方が御報告なさると。まさかそれが一つづりになってホッチキスで留められただけが出てくるというふうには思いたくありませんけれども、心して、その点は消費者庁ができたからこうなるんだということがきちんと分かるようなことを是非お願いしたいと思います。

それでは、もうこれまでの衆議院での質疑の中でも何度も繰り返されてまいりましたけれども、相談員の方々の処遇問題について一度お尋ねをしていきたいと思います。

私は、地方の消費者行政にかかわる予算が半減をされていて、窓口の方たちが官製ワーキングプアになっているというような状況ももちろん知っております。

その点についても、地方の消費者行政にかかわっている一般の自治体職員、こういう方たちも消費者行政に対するマインドがきちんと植え付けられていなければ、人数なかなか相談員を窓口につくさん付けられないという状況下でもあって、一般職も含めたスキルアップが必要だということに思っているわけなんです。この点での養成をどういうふうに考えていらっしゃるのか、恐らく、それは自治体の責任ですとおっしゃるのかなとも思っています。

私は、この消費者行政において今、はつきり申し上げて格差があります。それを埋めていくことをどういうふうにしていくのか。相談員の資格制度についてもばらばらですね、今の制度というものが今はないということがありますので、この現状と今後の展望、これをどのようにお考えなのか、伺わせてください。

○国務大臣(野田聖子) 地方の消費生活相談窓口の機能強化、これを図るためには、消費生活相談員の養成、レベルアップが不可欠、そして決して地方に押し付けるのではなく、今回の政府の地方支援策において最も重視しているところでございます。

まず、スキルアップについてですが、具体的に、相談員のスキルアップについては、都道府県に造成する基金、これを活用していただきまして、法律等の専門知識の習得、事例検討、模擬相談といった研修、これを一般職員も対象とした上で開催していただくこととか、弁護士等の専門家を活用し、専門的な相談に関して相談員への助言を行っていただくメニューを用意しているところであります。

また、国民生活センターにおきましては、実務講座や専門事例講座などを開催するとともに、小さな自治体などを念頭に置いて、スキルアップ機

会に恵まれないところに経験豊富な相談員が巡回訪問してオン・ザ・ジョブ・トレーニングを実施することとしています。

また、全くゼロから始まる養成ですね、養成につきましては、とりわけ大都市圏以外の地域で相談を担える人を拡充することが緊急的な課題と認識しています。つまり、相談員がいなくて、地方ではたくさんあるわけですね。

基金では、まず、消費生活センター等の現場での相談実務に携わりつつ、実地研修ですが、必要な法律や制度に関する知識の習得を座学研修という相談員の養成のための授業を設けるとともに、国民生活センターも相談員養成講座、これはこれまで東京だけで行われていたものですけれども、これを新たに地方都市で実施することとしています。

また、今お話がありました三つある資格についてなんですが、きちっとした専門性を確保することが大変重要だということは分かっております。ですから、その資格についても、今それぞれ三つの団体が出しているわけですが、その資格の持つ意義というのでも大変大きくなっていくことを理解しています。

現在は、御指摘のとおり三つの資格があるわけですが、御指摘のとおり、それぞれ出自が違うという点、同じ消費生活といってもその母体が違うものから、これらにつきましては、それぞれの資格の性格とかニーズ、資格者の勤務実態なんかを踏まえつつ、地方や関係団体の意見を聞いてしっかりと検討していく必要があると考えています。

○大河原雅子 今、資格は本当にばらばらです。ただ、その資格を取ろうとすると、勉強する中身はほとんど同じですね。

ですから、これは国民生活センターがやっている消費生活専門相談員の資格制度、こういうことを取っていかれる方も多いわけですから、そういう意味では、中身をきちんと統一化するというような、チェックをするということも必要では

ないかというふうに私は思います。

それで、地方消費生活センター相談員の待遇改善策については、今いろいろ御答弁いただきました。私は、国民生活センターの相談員についても同じだろうというふうに思っております。

国民生活センターは、行政改革、特に法人改革の中で実は消えてしまっただけじゃないか、相談業務はなくなってしまうと非常に心配をいたしました。が、かえって今回のことで位置付けは重要性が高まったというふうに私思いますが、その点は御答弁いただけるんでしょうか。

○国務大臣(野田聖子) 国民生活センターについてのお尋ねですけれども、まず相談員さんの待遇改善についての御報告をしたいと思います。

おっしゃるとおりでございます。国民生活センターにおいても相談員の待遇を改善するよう内閣府から働きかけを行ってまいりました。結果、この四月から国民生活センターの相談員の給与日額が三割程度引き上げられるなど可能な限り待遇改善を努めています。これは相談員の経験等に応じまして、これまで月額一萬一千五百円から一萬五千五百円であったものを一萬五千円から一萬九千円に引き上げました。それとともに、通勤手当についても、上限があったんですが、これを廃止して全額実費支給に切り替えたところであります。

国民生活センターのこれからの位置付け、本当にちょっと前まではどうなってしまうかという状況だったんですが、先ほど委員が御指摘のように、福田総理がやっぱり消費者行政をしっかりやっていくという中で新たな姿が出てくるんじゃないかと期待しているんですけれども、まずは、やっぱり消費者庁ができるだけではなくて、消費者に最も身近な最前線の窓口と言われている地方の消費生活センター等が、だれもがアクセスしやすい一元的な消費者相談窓口として位置付けて、全国ネットワークを構築していくことが実はこの消費者行政で一番大切なことではなからうかと思っております。

国民生活センターは、そういう中、これまで消

費者行政における国の中核的機関として消費者相談、相談員等を対象とした研修、そして商品テストを実施してきているわけですが、今後、今申し上げた地方消費者行政の支援を一層強化していくために、これまでの取組を拡充するとともに、国における緊急時の迅速な対応に資するよう、消費者等からの情報を集約するためのシステムの整備を加速することになりました。

具体的には、地方消費者行政の支援として、消費生活相談専門家の巡回訪問、先ほど申し上げましたが、消費生活相談員養成講座、商品テストの充実強化、そしてPIONEET端末の追加配備、こういうこととともに、消費者庁が司令塔としての機能を十分果たせるよう、情報集約機能を整備すべくPIONEETの大刷新、事故情報データベースの創設などを行うこととしていっているところがあります。

○大河原雅子君 衆議院での議論の中だったと思いますが、参考人の方の資料でしたか、今地方の消費者行政がもうほろほろだと、もうシロアリが土台を食っているのに、その上に重装備の施設を乗けてもそれは成り立たないとおっしゃっていました。

私は、やはり地方自治体における消費者行政の本来の土台になる方々への支援というのはもう早急に、そして安定的にしなきゃいけないというふうに思っております。地方財政法の十条を改正して、あれも特例でずらつと並んでいきますけれども、そこに入れるだけでも即でいいことじゃないかというふうにも思っておりますけれども、その点はお考えが違ふようなので、またこれはいろいろとその後、三年後の後の話も出てくるかと思っております。

それでは、消費者教育について、安全法の第四条六項に消費生活に関する教育活動を追加されました。これは提案者に伺いますが、この追加条項はどうしてされたんでしょうか。

○衆議院議員小宮山洋子君 参考人の方もお話をされましたし、私もそう思っています。

幾らいろんな仕組みをつくり、情報を提供しても、あふれるほどの情報を手にして自分で判断できる消費者が育っていないけれどもならないというところで、消費者が自立してきちんと判断できるように支援していく上で消費者教育は大変重要だと考えています。元々の政府案には入っていませんので、私も入れていただきました。

ただ、これを修正協議の中で、その重要性については共通認識となりましたけれども、消費者庁の所掌事務と規定するかどうかというのがなかなか意見が一致しません。そのとき与党の方で、おっしゃったのは、今消費者基本法の中でちゃんと消費者教育のことがうたわれていて、それに基づいて基本計画もできてやっているので、それとどうだったんですが。

実態からしますと、内閣府とそれから文部科学省が共に会議体をつくって、社会人への教育は内閣府が、学校教育は文部科学省がやっているということなんです。私ども以前から取材をしておりますけれども、本当に前々から取材が細々とやっていたら、今これだけ大きな消費者についての法改正をするからには、ここにもしっかり消費者教育をもう一度盛り込んで力を入れるべきだということで、安全法の第四条六項に規定をしたものでございます。

○大河原雅子君 消費者が消費者教育を受ける権利というのは消費者の権利の一つでございます。これは小さいときからあらゆる場面で、学校ももちろんですけど、あらゆる場面ではないけれども、そういう意味では被害の予防に一番効果のあることですので、今活動している消費者団体の方と一緒にこれはしっかりと進めたいというふうに思います。

今日、資料を一枚お配りいたしました。この国民生活白書、平成二十年度版から取らせていただいたものでございます。海外の消費者団体の現状

ということで、これは適格消費者団体、消費者団体訴訟ができるような大きな団体がここに示されておりますけれども。

提案者の方に伺いたいんですが、適格消費者団体の拡充支援策、これをどのように求められるでしょうか。現状をどういうふうにとらえ、どういうふうにしていきたいとお考えでしょうか。まず伺いたいと思います。

○衆議院議員小宮山洋子君 これも適格消費者団体第一号の参考人の方も述べていらしたんですけれども、元々、適格消費者団体、私どもは、もつと全国に増えなきゃいけない。二〇〇六年に消費者契約法を改正してこういう団体訴訟を作りましたけれども、現状では、一番北が埼玉、一番南は広島という七つの適格消費者団体しかありません。その数を増やさないといけないということと同時に、適格消費者団体の方が多い消費者に代わって今行っている差止め請求の訴訟につきましても、財源がないので、とにかく資金が足りない。資金が足りないということが盛んに言われています。そういうことで必要な資金の確保、その他の適格消費者団体に対する支援の在り方、そして必要な措置を講ずるということを政府に求めているところでございます。

具体的には、訴訟費用を貸し付ける、あるいは弁護士報酬の助成、通信費などの助成、また補助金の交付や貸付け、債務保証などいろいろございます。その中で、附帯決議の二十二のところに、消費者被害の情報収集、啓発を行う消費者団体に対し、関係する情報を提供するとともに、活動のための施設や資金の確保等の環境整備を図ることとしたところでございます。

○大河原雅子君 今日お配りしたこの白書は、日本の場合、この適格消費者団体は今六ですね。三月の五日に七番目の団体が認定されております。御覧いただければ分かるように、全然違いますよね。海外の場合は政府の補助が入っている、イギリスもフランスもドイツもスウェーデンもデンマークも。補助という形ではなくても、委託とい

う形に入っています。それに比べて我が国では、この総収入、御覧ください。六団体分あるわけですが、団体訴訟をする、少額だけれども大変多くの被害者が起きているので、代表してこれを訴訟をする方々がいかに脆弱な財政基盤しか持っていないか。

これはやはり、この消費者社会を展望するということからいえば、野田大臣、この白書の冒頭で被害額は三兆円なんだということもおっしゃっているんです。最後に、この消費者社会を展望するということ、それを決意を込めてこの点、まずこの適格団体の扱いの差、感想で結構です。これは通告してございませぬ、感想で結構です。是非お願いします。

○国務大臣(野田聖子君) 表を拝見しますと、諸外国の設立年と我が方の設立年の開きというのか、ある意味諸外国は既にかなり成熟した適格消費者団体であり、我が方は大多数が二〇〇〇年生まれというかまだヤングというのか、これからなんだと。仙谷先生もおっしゃっていたけれど、本当は数十年前に既に確立されていなければならなかった消費者行政の政策そのものがこれだけ遅れてしまった証左だと思えますが、ですから、皆さんのお力を借りて全会一致で修正協議がされて、いよいよ消費者庁ができるということになりますので、この分のやつぱり遅れを取り戻してキャッチアップして、やはり適格消費者団体の皆さん方も諸外国と同じように肩を並べてしっかりと活動できるように基盤づくりのために、是非全力を尽くしてまいりたいと思っております。

○大河原雅子君 消費者という言葉がこの国民生活白書のテーマとなったのも五十一回目にして初めて、そして、国民の生活、消費者ということ国会の中でこういうふうによく議論させていたのだのもこれまでになかったことと伺っております。でも、それ自体を、今、野田大臣がおっしゃったように、明治以降の縦割り行政が言われて始めてはなくて、野田大臣も私も昭和生まれですよ、知らないんです、明治のことなんか。

そして、今世界どうなっているかといったら、この消費者問題に関して言えばもう第四期です。私が学生だったころは消費者運動が強まった七〇年代。八〇年代にはそれがグリーンコンシューマーの運動になって、そして今は消費者は新しい消費者像を持たないと立ち行けません。それはどういうことかというところ、市民が、公益のために活動するという人たちが増えてきた。消費者団体というものはその先頭に立つ人です。内閣府は立派な調査をお持ちです。是非、中身をきちんと御検討いただくように改めてお願いをいたします。終わります。

○委員長(草川昭三君) 午後三時に再開することとし、休憩をいたします。

午後零時二分休憩

午後三時開会

○委員長(草川昭三君) ただいまから消費者問題に関する特別委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、消費者庁設置法案、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案、消費者安全法案、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○石井みどり君 自由民主党の石井みどりでございます。

本日、消費者問題に関する特別委員会で御質問をさせていただくことに関して大変感慨深いものがござります。と申しますのも、私ども、様々な消費者をめぐる事件・事故被害をめぐりまして、何とかこれを解決していく道をとということで、自民党の中に一昨年の十一月三十日に消費者問題調査会を設置いたしました。当時、その調査会長は現大臣、野田大臣でございまして、そのときの担当大臣は岸田筆頭理事でございました。そして、この調査会で二十九回にわたる勉強会をし、消費者教育に関するワーキングチームも八回開きました。

そして、私は、昨年の五月に、まだ委員会がございましてしたので、決算委員会において消費者庁についても御質問させていただきまして、十二月に厚生労働委員会でもコンニャクゼリーに関する質問させていただきました。

政府においては、昨年の二月に消費者行政推進会議、有識者会議を開催していただき、六月には消費者行政推進基本計画の閣議決定を見ました。そして、昨年九月の国会へ消費者庁関連三法案が提出され、今通常国会におきまして、一月五日に衆議院の方で特別委員会が設置され、三月十七日からや々と審議が開始した。

その経緯を考えますと、今まで消費者団体の方々、また日弁連二十年の悲願ということでございましたし、そして何よりも、地方の現場で相談の実務に当たっておられる相談員の方々の思いも兼ねて本日の質問をさせていただきます。

私は、消費者の方々が被害あるいは事故に遭わない、防止するために何よりも重要なものは、賢い消費者になつていただくことが一番重要ではないかと思っております。その消費者教育といいますが大変幅広い。それぞれの機関でも既に教育は消費者基本計画に基づいて実施されてきたところでありまして、例えば昨今話題になっております一般医薬品のインターネット販売、これに関しても、本来であれば薬というのは効能もあるけれども毒もある。薬の反対はリスクでございますので、薬、日本人大好きでございます。徳川家康以来、薬が大好きな日本人は、薬と賢く付き合う、そういう教育、薬育と申しますか、これも私は消費者教育の一環だろうと思っております。

特に一般医薬品のインターネット販売に関してのお寄せいただいている意見は、障害者、高齢者、妊婦の方、育児中の親御さんというふうな、非常にこういうインターネットでないと購入できないというふうなことをおっしゃる。しかし、こういう方々こそ副作用のリスクを回避する必要性の高い方々でござりますので、皆さん、お薬をお買いになったら必ず注意書きの紙が入っています、そ

れを御覧になっている方がいらつしやるかどうか。使用上の注意、効能、用法、用量の適切な使用、保管及び取扱上の注意等を御覧になっているかどうか。そういうことも含めてやはり私は教育が大事なんではないかというふうに思っています。

児童生徒に関しては、学校において保健教育というところ、あるいはほかの授業でも受けることができます。しかし、一般社会人の方々は、政府もそういう情報を発信しているにもかかわらず、なかなかそこが難しい。必ずしも体系的な消費者教育が実施されてこなかった、それゆえ効果が十分とは言えないと思っております。

消費者教育については、国がやはり基本理念を定め、そして総合的な教育の推進を図る必要があるのではないかと思っております。そういう意味でも、今般設置される消費者庁がその教育の司令塔としても役割を期待されていると思っておりますが、いかがお考えでございましょうか。

○副大臣(増原義剛君) お答え申し上げます。消費者被害の未然防止という観点から、消費者が、先生御指摘のように自主的かつ合理的な行動が取れる、いわゆる自立した消費者になることが極めて大事でありまして、御指摘のように消費者教育が果たす役割は極めて大きいと、そのように考えております。

そうした中で、政府としましては、消費者基本法に基づきまして基本計画、これは平成十七年の四月の八日でございますが、閣議決定をいたしております。消費者の生涯にわたる学習機会の充実、これに向けて、まず幼児期から高齢期に至るまでのライフステージ別で、かつ、安全あるいは契約取引、情報、環境の領域別に消費者教育を体系化し、教材を作成するなど、消費者教育を推進いたしてきておりますが、このたびの野党の修正協議の結果、消費者安全法案におきまして、国及び地方自治体に、消費生活に関する教育活動等を通じて消費者安全の確保に関して国民の理解を深める努力義務が盛り込まれました。

これを踏まえて、その消費者行政の司令塔としての消費者庁、これが関係省庁とも密接な連携を図っていく必要がございますけれども、消費者委員会の意見も十分踏まえて消費者教育にしっかりと取り組んでいくことが重要であると、そのように考えております。

○石井みどり君 各省庁とも連携を取って、図つてということではございましたが、既に現状でもそれが教育といえますか広報啓発はされておられるわけですが、先ほど申し上げましたように、なかなかそこが、ライフステージに応じて申しまして、一体的な、総合的なそういうところがどうも不十分な気がいたしますので、今後その辺りを政府におかれましては、やはり生きた連携を本間にそこが消費者がきちんとその知識を吸収して、その知識が生かせる、実践行動に生かせるような方向でお取り組みをいただきたいと存じます。

事件・事故被害が近年多発しておりますが、その中でも、私がやはり胸を痛めてまいりましたのは、先ほど申し上げました、厚生労働委員会でも御質問を申し上げましたコンニャクゼリーの事故でございます。

ただ、事故と言いますと、日本語ですと事故になつてしましますが、果たして英語で言うアクシデントなんだろうかという気がいたします。アクシデントと言いますと、避けることができない、運命的にその事柄に襲われてしまうというイメージがございまして、果たしてこのコンニャクゼリーの事故は、私は、避けることができなかったのか、そうではないというふうに思っております。しかも、このコンニャクゼリーの事故は、幼児期は嚥下機能が未発達でございまして、そして高齢者の方々はその嚥下機能、飲み込みの機能が衰えた方々、そういう方々に多発をしております。もちろん、成人の方々の事故もないわけではありませんが、ありました。そうであれば、これはやはり本来であれば避けることができたまさにインジャー、傷害ではなかったのかという気がいたします。

す。傷害であれば、これはきちんとその原因を分析調査して、そしてその予防のためのきちんとした手だてができていけば、二件目、三件目の事故は防げたのではないか。それが何年にもわたって、ここで事件の一連のことを申し上げることは差し控えますが、本当に被害者の方々にもお会いしました。何年たっても悲しみが消えない、一層深くなるだけだというその言葉を聞いておりますと胸が痛みます。

これはまさに縦割り行政の弊害という、消費者のすき間に落ちてしまったすき間事案でございます。特にこういうすき間事案の対応と予防について、今後、消費者庁が果たす、本当に消費者行政の司令塔としての機能を果たしていくということが重要であらうかというふうに思っております。

この消費者庁には各省庁から職員の方が出るというふうに関及しておりますが、午前中も大臣何度も御答弁されておりましたが、追いやられた掃きだめ職員ではなく、失礼な物言いをします。選り抜かれたばかりか、まさにプライド高きバメントパーソンが消費者庁の職員として私は働いていただきたいというふうに思っております。そして、しかも御自分の母体である省庁の方を向くのではなく、やはり国民の方へ顔を向けた、そういう行政を執行していただきたい。

まさに意識改革が一番重要なのではないかと、うふうに思っておりますが、こういうすき間事案に対しての取組の決意をお伺いしたいと存じます。

○副大臣(増原義剛君) 委員御指摘のすき間事案に対する消費者庁の対応でありますけれども、いわゆるすき間事案につきましては消費者安全法の中に様々な規定を設けております。

まず、同法の規定に基づきまして、消費者の生命、身体に重大な影響を与えるいわゆる重大事故等でございますが、これに関する情報が直ちに地方自治体や他の行政機関から消費者庁に通知されることになっております。これは法第十二条でございます。

消費者庁は、それを受けまして、一元的に集約した消費者事故等に関する情報、これを分析をいたしまして、必要があると認めるときは、仮にその原因がはっきりしていないというときであつても、これは消費者重視の観点から注意喚起の情報を公表して同被害の拡大をやっぱり防止する必要があると、そのように考えております。こうした情報の集約、分析、あるいは注意喚起情報の公表、これは被害の予防について特に大きな効果があるものというふうに考えております。とかくこれまで各省庁別々に、ばらばらに、地方自治体との関係もそうですが、それが一元化されるというのは私は極めて大きいというふうに考えております。

また、生命、身体に重大な被害を与えるいわゆるすき間事案でございますが、必要に応じて事業者に対し被害拡大防止措置、これをとるよう勧告をする。法第十七条でございます。

さらに、急迫した危険がある場合には、譲渡等の禁止、制限措置を講ずる。法第十八条でございます。等の対応を取ることが可能となりますので、消費者庁は事故の再発を防ぐために遅滞なく必要な措置をとり得るものと考えております。

消費者安全法におきましてはこのような対応が可能でありますけれども、消費者被害の未然防止、このためには経済社会の変化にいち早く対応していく、まさに先ほど御指摘のありましたコンニャクゼリーなんかはそうだと思うんですけども、これを適切な法令を整備していくこともまた必要であらうというふうに思っております。

これまでとかく省庁の縦割りの下で、迅速で漏れのない法整備、これが十分取れてこなかったという御批判もありますので、消費者庁を設置することによりまして、消費者庁自ら、また必要な場合には各省庁に勧告等も行つて、幅広い分野、これをカバーできるような横断的な消費者法制の整備を進めていくことがこれからは可能になってくるというふうに思っております。

いずれにしても、消費者庁は、消費者行政の司令塔として、内閣総理大臣と消費者政策担当

大臣のリーダーシップの下で、縦割り行政の弊害を乗り越え実効性の高い消費者行政を遂行していくものであり、その創設は、私は、霞が関に働く人たちが、先ほどちょっと何かどうかなと思うような表現されましたけれども、私は相当変わつてくると思っています。私も二十六年間行政官をやつておりましたが、必ず頭の片隅にこの消費者の問題と入っている。これがそれぞれの役所においても、消費者庁はもとよりですが、これがいろいろなところで、いわゆる企画立案にせよ、あるいは行動にせよ、それが跳ね返ってくるものと、そのように思っております。

○石井みどり君 是非、省庁の間を埋めるべく、司令塔としての機能を果たしていただくことが今後こういう事故を未然に防ぐということになろうかと思いますが、実は日本学術会議の方から御提言が出ております。「事故による子どもの傷害の予防体制を構築するために」という、十九歳までのお子さんの死亡原因の一位はこういう事故でございます。この御提言、なかなかお答えできない内容もあらうかと思ひます。法的整備と、いうようなことも入つておりますので、お答えいただける範囲でもし御見解があれば、お答えいただけますでしょうか。

○副大臣(増原義剛君) 先生御指摘の日本学術会議の指摘事項でございますが、我々もよく存じております。ゼロ歳を除く子供の死因の第一位は不慮の事故というふうになっておりまして、事故原因を詳細に究明し、新たな事故を発生させない方策、これを見出していくことは極めて重要な課題であると思っております。

消費者庁の発足に向けて、事故情報の一元化を図る、先ほども申し上げました情報の一元化であります。それが一元化図れますと適切に原因究明が行われ、新たな被害の防止にもつながるよう体制を整備していかなくてはいけないというふうに思っております。

いずれにしても、子供の事故防止につきましては日本学術会議などからも御提言がなされて

おりますので、そういった専門家の御意見を十分に伺いながら、消費者委員会ですっかり御議論をいたいただいて、十分な体制整備を図つてまいりたいというふうに思っております。

○石井みどり君 ありがとうございます。

大臣にお伺いしたいと思いますが、度々お答えになっておられるので重ねての御質問になるので恐縮ですが、まさにこの消費者庁は、真に消費者のための消費者庁としての執行機関として強い権限を付与されることになる、しかしそれだけやはり消費者行政が果たして前進するのだろうか。そのためには、閣法で言う消費者政策委員会、今回の修正で消費者委員会というふうに改められましたが、この委員会がやはり監視機関として透明性を保ち、そして独立性を確保しながら効果的、効率的に機能することが重要であらうというふうに思っております。

委員の人選を含めて、やはりこの辺りがまさに成功させるための肝かなというふうに思ひますが、何度も御答弁されておられますが、この消費者委員会を立ち上げに向けての大臣のお心積もり、決意をお伺いしたいと存じます。

○国務大臣(野田聖子君) 午前中の御質問の答弁の中にもありましたけれども、先進国の中にあつて、極めてとても大切な消費者行政というのが大変出遅れているのが我が国日本でございます。この度、福田前総理のリーダーシップの下、なかなか自民党政権ではこういう発想がなかったとございましたけれども、数十年前に、消費者行政に携わる団体又は弁護士の皆様方の悲願がやっぱり、衆議院の特別委員会において全会一致という形で修正協議いただいた上で、消費者庁創設に向けて、ただいま参議院の方で真摯な議論を始めていたところでございます。

私もかねてから石井先生と一緒に自民党の調査会で学ぶ中で、その出遅れた消費者行政を進めていくのは、霞が関に一つの役所をつくるだけでは全然駄目で、やはり国民総員で、消費者行政の大切さ、そして消費者こそがこの国を良くしていく

ポテンシャル、新たなポテンシャルであるというやっぱり位置付けというのを実感していただけるようなスキームをつくっていかなきやいけないという中で、とりわけ重要なのが地方での消費生活センターの皆さんの御活躍と、そしてそれを受け止めて、多くの国民の声を吸収し、そして役所だけでなくで内にこもって何事かがなされるのではなく、それをしっかりとパートナーとして、余り敵対することなく、やはり国民の代表として、国民本位の政策になっているかどうかというのを常に相談し合い、協力し合う、そういう消費者委員会の存在というのは極めて大きいわけでありまして、今回、修正協議の中でそこがデフォルメされたことは大変うれしいことであり、そういう修正協議の結論を踏まえて、私としては、担当大臣として精いっぱい力を尽くしてまいりたいと思っております。

○石井みどり君 今大臣もおっしゃいましたように、これは昨年、一昨年、福田総理、当時の総理がやはり大変な決断をしてこの消費者庁を設置するということをお決めになりました。まさに日本行政のシステムからいえば、パラダイムシフトであったろうというふうに思っております。

国民のためのまさに政治をしていく、これこそが自民党政治でございますので、長年、政權を担ってきたんだと思っております。是非この消費者庁、早く機能して、本当に消費者のために、消費者の方が安心して豊かな消費生活を楽しんでいただくためにスタートをしていただいて、そして、その現場で献身的に努力をされておられる相談員の方々がまた高いところに向かって歩いていける、そういうことも御期待を込めて、大臣の、皆様の御奮闘を御期待を申し上げたいと存じます。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○山田俊男君 自由民主党の山田俊男であります。どうぞよろしくお願いします。

先ほど来からありますけれど、福田前総理が就任以来、国民の目線に立つて、そして国民のサイ

ドに立つて政治を進めるといふふうにおっしゃっておられたわけで、ようやくこのことが日の目を見てくるということでありますから、私もそういう面では感慨深いものがあるわけであります。

福田前総理が消費者庁の設置を表明されたきつかけとなりましたのは、中国産冷凍ギョーザの輸入問題であったかというふうに思います。昨年一月に発覚したこの事件は、食品企業やそれから行政、さらには消費者が食の安全を考える大きなきつかけになったかと、こんなふうに思います。

本日、私は食の安全、安心を中心に質疑をさせていただきます。

御案内のとおり、平成十九年の十二月二十八日に千葉と兵庫で相次いで三家族十人が中毒症状を発症しまして、翌二十年一月三十日によりやく両県警がギョーザからメタミドホスを検出し、それを公表した、そして事件が明るくなったわけでは

す。この間一か月、そしてその後の関係機関の対処について種々問題が指摘されたわけでありますが、その反省がそれぞれ消費者庁の設置につながったと、こんなふうに言えると思います。

そこで、増原副大臣にお尋ねしたいわけであり
ますが、どういう問題があつて、そして消費者庁
の創設ということになつてきたのか、お聞き
したいと、こんなふうに思います。

○副大臣（増原義剛君） 山田委員に御答弁申し上げます。

先生先ほど申されましたように、平成十九年十二月末に中国産の冷凍ギョーザ事件、実はあそこで発生したわけがありますが、その十名が嘔吐等の症状を発症されました。そして、各事案ともその翌日には保健所等においては事案発生の事実を承知しておりましたけれども、関係機関への通知、これが遅れたわけでございます。政府において本事案を把握したのは一月の三十日でございます。て、関係府省で連絡して対応に着手したのは三十日から三十一日にかけてでございます。その間一月がもうたつておるといふ状況でございます。

このように、本事案につきましては、保健所に

おける緊急対応体制の不徹底というのが一点ある
うと思いますが、加えて都道府県知事等から厚生
労働大臣への情報の伝達、これに時間を要したこ
と、そういったところに一番大きな問題があった
んではないかというふうに思っております。

政府としましては、事案発覚翌日、一月三十一日でございますが、食品による薬物中毒事案に関する関係閣僚会合を開催しまして、政府一体となつて被害拡大の防止等に取り組むことを申し合わせ、さらにその後、食品による薬物中毒事案の再発防止について、これは原因究明を待たずとも実施すべき再発防止策を申し合わせました。二月の二十二日でございます。もちろんのことでございますが、これには福田総理の強い御意向があつたということでございます。

そして、現場の窓口機関から本省等への報告ルール、これをしっかりと見直すということ。それから二つ目には、政府全体での初動情報共有、これは事故米もそうでありましたけれども、事故米のときは福田総理の御指示と野田大臣の御指示がありまして、私がチーフになりましたP.Tをつくりまして、関係省庁全部集まっていただいてブレ消費者庁のようなことをやったわけですが、この情報の共有、これが極めて大事であろうというふうに私は思っております。加えて三点目では、

関係府省における初動情報の集約と対外提供の体制の明確化、ここら辺りがしっかりとできていなかったと、これをはっきりさせたことでございます。四番目に、輸入食品の検査体制の充実、やはり行政改革随分やってきておりまして、なかなかそういうところに増員とか予算措置というものが十分に行っていないかったという点がありますので、それをきっちりとしていくということだと思います。

その後、国内の捜査がおおむね終了した後は、中国側に対して、首脳会談を始め様々な機会をとらえまして、一刻も早い真相究明のための捜査と協力を働きかけているところでございます。先日、も野田大臣が中国に行かれましたときにも同様の

趣旨で向こうの方に申入れをしていただきました。中国側におきまして引き続き捜査中の段階ではありますが、今後とも日中間の連携協力、これを密にして真相究明に当たってまいりたいと、そのように考えております。

○山田俊男君 農水省の近藤副大臣に来てもらつておりました、お願いしたいんですが。

農水省としてどう対処されたのか。そして、どんな問題を抱えられたというふうにその際認識されたのか、お聞きしたいと思います。

○副大臣（近藤基彦君） お答え申し上げます。

昨年一月三十日に明らかにした中国産冷凍食品による薬物中毒の発生を受けて、我が省としては同日付け、つまり一月三十日付けで食品関連業界に対して販売中止対象商品を取り扱わないように周知徹底をいたしましたところであります。また、翌三十一日に、本省あるいは地方農政局あるいは農林水産消費安全技術センター等五十六か所に設置しております消費者の部屋、これで消費者等からの相談の受付を行いました。また、同じく三十一日より、地方農政事務所等の職員延べ約一万人を動員いたしまして、約五万七千店舗に対して販売中止対象商品の撤去状況の点検を行っております。

本事業については、保健所等から厚生労働省への報告が遅れたため、関係機関での情報の共有が迅速にできなかったと、これが課題として指摘をされて、先ほど委員も指摘したところでございますが、これを踏まえて、食品危害情報総括官というものを、当省では消費・安全局長が指名されたところでありますけれども、その食品危害情報総括官会議への参画、あるいは情報の収集、分析、括官会議への参画に加えて、地方農政局等からの情報の集約や関係機関への情報提供等を円滑に行う仕組みの整備を行ったところであります。

今後とも、関係府省と連携をして取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○山田俊男君 警察庁からお見えいただいている

というふうに思います。

警察も刑事事件としてとらえられたことから、大変難しい問題を抱えられた側面があるんじゃないかというふうに考えるわけですが、どう振り返っておられますか、お聞きます。

○政府参考人(西村泰彦君) 本件事案が発生いたしました千葉、兵庫の両県警察におきましては、事案を認知した直後から、保健所と連携しつつ、資料の鑑定、関係者からの事情聴取など、所要の捜査を推進いたしました。

また、警察庁におきましては、千葉、兵庫の両県警察の鑑定で薬物が検出された旨の連絡を受け、直ちに関係省庁へ連絡するとともに、警察庁の調整の下、被害拡大防止のため、両県警察においてこれを公表したところであります。

○山田俊男君 ところで、現時点でこの事件はどういう進捗状況になっているのか、事件の解決に向けた取組を、現段階の状況を警察庁にお聞きしたいと思います。

○政府参考人(西村泰彦君) 千葉、兵庫の両県警察におきまして事案を認知以降、先ほど申し上げましたが、資料の鑑定や流通経路の解明など、所要の捜査を行ってまいりました。

日本国内における捜査はほぼ終了いたしましたし、薬物が日本国内で混入された可能性は極めて低いと考えております。

日中捜査当局間におきましては、互いの連絡窓口を通じて情報交換などを行うとともに、互いに訪問するなどして情報交換会議を開催するなど連携を図ってきたところであります。

中国におきましては、引き続き捜査中であるものの、現在まで事案の解明には至っていないものと承知しております。

本事案は食の安全にかかわる重要な事件であることから、引き続き、外務省とも連携しつつ、中国側には中国における捜査状況等について情報の提供を求めていくほか、日中捜査当局間の連携を密にし、事案の早期解明に努めてまいりたいと考えております。

○山田俊男君 先ほど、野田大臣も訪中されて、そしてしっかりと申し入れておられるということでありまして、どうぞ警察、外務省、それぞれ連携を取っていただきまして、早急にこの問題の解明を図っていただきたい、こんなふうにお願ひするところであります。

さて、こうして見てみますと、この事件について各省それぞれの、まだ厚生労働省をお呼びしていませんでしたから、本日は厚生労働省の話を待ち出すとつとすそ野が広くなつちゃうわけでありますが、関係方面それぞれの部署でいろんな取組があったというふうに思うわけでありまして、今後、こうした事件について、消費者庁を設置することによりどうスムーズな対処が可能になるのか、内閣府、農水省、それから警察庁、それぞれからお聞きいたします。

○副大臣(増原義剛君) お答え申し上げます。

仮に冷凍ギョーザ事件と同様の問題が発生した場合、消費者庁ができた場合には、まずは消費者の安心、安全を確保するため、政府一体となった取組、これを迅速に行う必要があります。その場合に、消費者庁がその中核的な役割を果たすことになると思います。

具体的には、新法である消費者安全法案等に基づきまして、重大事故等に関する情報としまして、情報の一元集約ルート、これをしっかりとどまりまして、事故情報が地方公共団体などから消費者庁に直ちに届けられるような仕組みでございまして、そして、次に消費者庁は、集約、分析しました情報を消費者に分かりやすい形で迅速に消費者に対して公表して注意喚起を行うということがございます。

そしてまた、消費者担当大臣の指示の下で緊急対策本部、これを設けることになると思いますが、これらの開催などによりまして、関係省庁、厚生労働省や農林水産省、さらには警察庁、外務省等の関係各省庁間での緊密な連携協力を図りまして、当該省庁に対しまして、業者に対する自主回収要請を含めた行政指導、所管する法律に基づき

取り得る行政処分及び外交ルートを通じた情報収集を含めた迅速な対処を促すことになろうと思ひます。

さらに、必要な場合には、関係大臣に對しまして、所管する法律に基づき取り得る行政処分、例えば厚生労働大臣に對しまして食品衛生法に基づく危害除去命令の発動、こういったことについて措置を消費者庁は要求していくことになるうと思ひます。

こうした対応によりまして、消費者行政の司令塔としての政府全体の調整を行ってまいることになろうと思ひます。

○政府参考人(竹谷廣之君) お答え申し上げます。

消費者庁の関連の法案が成立いたしました晩におきましては、消費者庁が消費者行政の司令塔としての機能を果たされるというふうに私も認識いたしているわけでございまして、そうした中におきまして、消費者庁におかれまして、先ほど増原副大臣の方からもお話ございましたように、情報消費者庁に収集された一元化されて集められると、そして分析されるというふうな受け止めております。

また、消費者庁の方から、関係省庁、農林水産省に對しましても様々な面で御指導いただけるといふふうな受け止めていくわけでございしますが、そうした大きな枠組みの下におきまして、私ども日ごろから消費者庁を中心に情報をシェアするとともに、こうした事案が起きた場合に、類似の事案が起きた場合におきましては、まずもって私どもの関係の食品業界に對しまして、迅速に情報を提供させていただくと。

そしてまた、私ども、先ほど近藤副大臣の方から冷凍ギョーザの件について申し上げましたように、やはり消費者の部屋という窓口を持つておりまして、国民の皆様、消費者の皆様から相談を受け付ける形になっておりますので、そうした場を通じて、食品の情報につきましまして国民の方々に伝えを申し上げていくと。さらには、そうし

た問題のある食品がマーケットに出回っているということであれば、必要に応じて、私どもの地方機関であります地方農政事務所等を活用いたしまして点検をし、そうした問題のある商品があれば取り扱わないように指導していくといった取組をしていきたいというふうに考えておるわけでございます。

消費者庁を中心とした体制の下で一層円滑に進められるのではないかとこのように考えている次第でございます。

○政府参考人(西村泰彦君) 消費者庁設置後に食の安全に係る事案等が発生した場合には、関係省庁の情報が消費者庁に集約されることとなると承知しております。

警察といたしましては、被害拡大防止等の観点から、積極的に広報を行うとともに消費者庁に必要な情報の提供を図るなど、これまで以上に関係府省庁等との連携を強化してまいりたいと考えております。

○山田俊男君 野田大臣にお聞きします。

今、それぞれ、消費者庁はあつという間にできますので、増原副大臣から消費者庁は司令塔としてしっかりと役割を果たしますと、さらに農水、それからさらには警察、情報を提供する、そしてそれを共有して一致して事に当たるといふ決意があつたわけでありまして、野田大臣の御決意をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(野田聖子君) 今回の消費者庁創設に当たりましては、いろいろな多種多様な被害者事故・事件が発生する中、既存の、明治に生まれていないのに明治以来というのはいかがなものかという御発言もあつたんですけれども、歴史上、明治時代、明治において今の各省庁の基本というのはでき上がっているわけですね。それを踏襲して今日まであるわけですから、典型的に言われるのが縦割りの行政であるとか、そういうつくりの悪さによって、仕組みの悪さによって発生した事案というのが冷凍ギョーザであつたり又は今懸案になっているコンニャク入りゼリーであつたりする

わけですね。

それをやっぱり打破していくためには各省庁が、それぞれ悪意はないわけですね、ただ明治以来の産業振興のための縦割り行政に限界があり、多様化している消費者被害に対して瞬時に即応できないという、そういうものに対して消費者庁という新たな行政組織がそれぞれの不足を補うことによって、司令塔として速やかにそういう事案の解決に向けて取り組む、消費者をパートナーとした新しい、環境庁から始まって約三十八年ぶりの行政組織をつくらせていただくということになるわけですね。

衆議院ではいろいろ、いろんな事案にかかわっている各大臣も自らおいでいただきまして、それぞれのやっぱり消費者庁に向けての思いというか、消費者庁ができればしっかりと連携してやっていくんだという御発言もいただいておりますので、それを受けて修正協議もございました。全会一致でできたこの消費者庁の修正された三法案がしっかりと生かされるように頑張っていきたいなと思っております。

○山田俊男 ありがとうございます。

ところで、食の安全とそれと消費者の信頼を実現するための表示の問題については、本当に多種多様な事件が最近になっても報道されているわけですね。

今年の二月に愛媛県警は、中国産ウナギを県産として偽装したウナギ加工会社を不当競争防止法違反で逮捕したということでありまして、この事件は、昨年八月農水省から、農水省からなんです、改善命令を受けていたものについて、九月から県警が関係先を家宅捜査していたということでありますので、ここはこれで、県とそれから農水省、さらには県警という登場人物、登場機関があるわけですね。

さらに、今年二月に青森県警が、リンゴ果汁について、これを中国産を県産と偽り出荷した業者を、これも虚偽表示の不正競争防止法違反で逮捕ということであります。これは、昨年八月に県が

JAS法違反で同社に業務改善を指示していたものと、それを調査の上、県警が動いたということでしょうか。

それから、今年三月は秋田県が、ロシア産シジミを秋田県産ということで偽装表示して販売した会社を、これもJAS法違反に基づき改善を指示したということでありました。

こう一々挙げるのも大変なんです、山形県は、悲しくなっちゃうんですけども、三月に山形県で中国産フキを山形県産と偽り販売した会社を、原産地表示の訂正を、これは県が表示訂正を指示したということでありました。

それから、今年三月は農水省と大分県がこれは連携して、JAS法に基づいて、中国産ハマグリを国産と偽り販売した会社に改善を指示したということでありました。これは、農水省に、安い大分県産のハマグリが出回っているという情報が複数寄せられて調査していたということのようでありました。

さらに、今年三月は、登場人物がまた変わってくるんですが、公正取引委員会です。都内の焼き肉店が但馬牛や神戸ビーフと偽って表示していたものについて景品表示法違反、優良誤認で排除命令を出したと。

かくのごとく、今言いました、登場人物もそれぞれありますし、それから法律もいろいろあるわけですね。こんな中でもそれなりに連携取りながら対処されているというふうに見えていいのかもしれないと思いますが、そこでお尋ねしたいんですが、これは内閣府にお尋ねしますけれども、偽装表示があった場合の初動はどが行うんですか。

○政府参考人(松山健士君) お答え申し上げます。ただいま委員から御指摘のございました原料原産地の偽装、そういった問題を含めまして、JAS法の品質表示基準に違反する疑いのある事業者に対する初動につきましては、個々の事案の端緒によりまして、消費者庁と農林水産省が連携し

つ、それぞれ対応していくことになるというふうと考えております。

まず、消費者庁につきましては、主として消費者からの苦情相談の情報を踏まえまして、またJAS法に基づき申出を受けまして立入りなどの初動を行うことを想定しております。

一方、農林水産省におきましては、地方農政局を中心としてJAS規格また品質表示に関する事務を実施されておりますので、さらに事業者等からの通報を受ける窓口というものも設けられておりますので、これらを通じて得られた端緒情報を中心として初動が行われるというふうに考えております。

○山田俊男 分かりました。続いて、関係事業者等への調査、立入検査はどが行うのかということなんです。先ほどの事例でもちょっと申し上げましたけれども、県であったり、農水省であったり、それから改善命令が出た後、警察が捜査し逮捕するという形になるのかというふうに思うわけですが。

それから、これは千葉県で、最近の報道もありましたけれども、中国・韓国産の水産物を国内産と偽って売っているのを県がJAS法に基づく改善の指示や公表をしていないのはおかしいと言った、農水省が県に対して適正な対応を要請するということがありました。これは、農水省が県と一緒にやって計三回この業者に立入検査を行ってJAS法に違反する事実を確認しているのに、県は指示、公表せずに文書で指導しただけだったということ、これはまたこれで農水省と県との間の関係の問題があるわけですが、この件について、内閣、お尋ねします。

○政府参考人(松山健士君) お答え申し上げます。JAS法に基づきます製造業者等に対する立入検査についてでございますけれども、消費者庁と農林水産省、これが連携しつつ、それぞれ端緒に応じて、先ほど申し上げましたように取り組んでいくものというふうに想定しております。

その際、例えば全国的に広がりのある案件、また緊急性のある案件、そういったものにつきましては、消費者庁が農林水産省と合同で立入検査を実施するといった場合もあるものと考えているところでございます。また、農林水産省が立入検査を実施した場合には、その結果を消費者庁に通知をする義務をJAS法上規定いたしております。また、製造業者等に対する措置命令の権限、これは消費者庁が一次的にその権限を持つということを規定しております。

こういうことによりまして、消費者庁と農林水産省は連携をしつつ、消費者庁が主導性を発揮しながら立入り等を行っていくと、そのように考えております。

それから、御指摘の都道府県知事との関係でございます。

これにつきましては、御指摘のとおり、都道府県知事も、製造業者等の工場、店舗等の場所の所在地を管轄する都道府県知事がそれぞれ立入検査の権限を有しているところでございますけれども、この点につきましては、消費者庁の今回の設置によりまして権限関係を変えたいということはいましておりません。

○山田俊男 是非、機動的な、迅速な連携を図ると、これをもう徹底して進めていただきたい、こんなふうにも思うわけですね。

ところで、近藤副大臣にお尋ねしますが、農水省は地方農政局と農政事務所の在り方を見直すとされているやに聞いておるわけでありましてけれども、それでは調査や立入検査の機能を果たせるのかというふうに考えるんですが、これどうなっているんですか。

○副大臣(近藤基彦君) お答え申し上げます。先ほど申し上げましたように、立入検査等は、消費者庁と協力をしながら我が省とともに行うということにされております。

その際、我が省としては、食品の生産、流通、加工や食品事業者の実情に関する専門知見を有していること、あるいは地方組織に約千八百名の食

品表示Gメンを配置しております。そういうことから、知見や組織を活用することにより的確かつ機動的な取締りを行うことができると考えておりますので、地方組織については、平成二十二年度の抜本的な機構改革に向けて三月三十一日に農林水産省機構改革の基本方針というものを公表したところであります。

この中で、食の安全や消費者の信頼の確保に関する業務等は引き続き国が担うべき事務権限として、これを的確かつ確実に実施できるよう現在体制を整備しているところでございます。また、JAS法の執行体制についても、この方針に従って引き続き十分な体制が確保されますよう検討を重ねて結論を得ることとしております。

○山田俊男君 十分な体制を残すよというふうにおっしゃるわけですから、是非それはそうしていただいて、そして司令塔である消費者庁の下に機動的に仕事ができるようにしていただきたい、こんなふうに切に願いますと、ところであります。

続いて、国民の食の基本であります、例えば、牛肉については、BSEの発生問題もありまして、現在も輸入牛肉については一定の規制や防疫検査を厳重に行っております。その一環として、国内においては、生産者が生まれた子牛に耳標を付けて、そして流通も肥育もそれから出荷段階であつてもきちっと管理するという仕組みになっている、いわゆる牛トレーサビリティを徹底しているということでもあります。また、米につきましても、これはもうつい先日、衆議院、参議院で通していただいたわけでありすけれども、生産、流通、販売の各段階でこれは記録して、そして情報を伝達するという米トレーサビリティについて決議し、成立させて、来年夏から施行すると、こういうふうになっております。

これらは、それぞれ、生産者はもちろん、専門的な技術者の対応がそれぞれの段階にあつて、そして記録、表示並びに報告、立入検査がそれぞれなされていると、こんなことであります。消費者庁と関係省庁との関係は一体これらの課題

についてどうなるのか、内閣府にお尋ねします。
○政府参考人(松山健士君) お答え申し上げます。

牛のトレーサビリティ法に関しましてでございますけれども、これはもう委員御存じのとおりでございますけれども、この法律は、牛の個体識別のための情報の適正な管理と伝達に関する特別の措置を講ずることにより、BSEの蔓延を防止するための措置の実施の基礎とするとともに、牛肉に係る個体識別情報の提供を促進し、これらの結果として畜産業などの健全な発展と消費者の利益の促進を図ることを目的とするものでございます。

この法律でございますけれども、まず、牛がBSEにかかっているかどうかを判断するという点につきましては、委員御指摘のとおり、非常に高度な専門性を必要とするものというふうに我々の方も考えておりまして、その意味で、同法が、更に申しますと、この法律が牛の個体識別番号の国による管理、これを主たる内容としていうこととでございますので、農林水産省においてこの法律を所管されることが最も適当というふうに判断しているわけでございます。

そして、消費者庁と農林水産省の関係でございますけれども、そういう役割分担の上で、必要がある場合には、消費者庁の方から見まして必要がある場合には、消費者安全法に基づきまして、内閣総理大臣が農林水産大臣に対して必要な措置を要求すること、また、特命担当大臣が勧告を行うというふうな対応によって必要なことはなしていくということによりまして、内閣全体の役割分担として最も効率的で適切であると、そういう形で消費者保護を実現していけると、そのように判断しているわけでございます。

○山田俊男君 農水省の近藤副大臣にお尋ねしますけれども、牛については、今もありましたが、家畜伝染病等専門的な対応が求められるわけでありす。ところで、米につきましても、輸入米であります。ミニマムアクセス米や、さらには主食用

の米のふるい下米といったような特定米穀ですかね、こうした米がありまして、これらについてはなかなか容易に把握しづらいといえますか、そうはいいまして一方で地下水脈のようにととうとと流れているんじゃないかと、こんなふうには言われている大変難しい課題を抱えているわけでありす。

ミニマムアクセス米は港で輸入した段階からきちっと管理する、さらにふるい下米、特定米穀については生産の段階から管理していく、生産、乾燥、調整、出荷と、この段階から管理していく必要があるわけで、これらについてしっかりとやらないうと消費者の信頼が得られないというふうに思うわけでありすが、農水省の決意をお聞きしたいと思ひます。

○副大臣(近藤基彦君) お答え申し上げます。
米のトレーサビリティ法は大変熱心な御審議で先日通していただきまして、本当にありがとうございます。

この法律は、米穀等について取引記録の作成、保存、そしてもう一つは産地情報の伝達、この二つを義務付けることを内容としております。取引記録の作成、保存については、米穀等の流通の透明性の確保が目的であることから、流通を所管する農林水産大臣の専管としていくところでございます。農林水産省が責任を持って立入検査等の流通監視業務を確実にやっていく考えでございます。

また、産地情報の伝達については、一般消費者の自主的かつ合理的な選択に資するものであるとともに、指定米穀等の適正かつ円滑な流通の確保や消費の改善に資するものであることから、立入検査等も含めて内閣総理大臣と農林水産大臣の共管としていくところでございます。この場合、立入検査の結果をお互いに通知するなど、消費者庁との連携を図り、効果的に流通監視業務を行ってまいれる所存であります。

地下水脈でという話がありましたけれども、地下水脈を断つ、それを井戸で掘り上げてくると、

そして明らかにするぐらいの決意で我々としては今後臨んでいきたいと思っております。

○山田俊男君 なかなか、地下水脈を断つて、井戸で掘り上げて、それを明らかにするといふわけでありすが、それと、禪問答みたいですが、しかし大変意味のある、これ解釈といひますか表現の仕方ということ、しっかりと頑張つていただきたい、こんなふうには思うところであります。

それには、牛のトレーサビリティ法のこの扱い、さらには米のトレーサビリティ法の扱い、これは消費者庁にとりまして、それから我が国の関係省庁にとりまして極めて重要である。当然であります。重要であります。同時に、対外的に、例えば牛であれば、米国の牛肉の輸入問題に對しまして、なんなふうに対処をしていくかという政治的な課題、さらには、米につきましては、これはミニマムアクセス米として世界の各国から相当量を入れていくと、さらにはこれをWTOでどう扱うかということとの関連が出てくるわけで、極めて政治的な課題でもあるわけでありす。

当然のこと、これは外務省がかかわりますし、それはもう官邸もかわらなさいかぬし、関係方面みんな考えなさいかぬ深い意味を持つていくわけでありすので、どうぞ、消費者庁としてこれらの運営もやる、農林水産省としても所管庁としてこの運営もやるというながらも、大きな、それこそこれも大きなすそ野を持った大変重要な課題でありますので、そのことをやはり意識した取組を消費者庁にも当然求められるんだということとを頭に置いて進めてもらいたい、こんなふうにお願ひするところであります。

さて、最後の質問ですが、内閣府の外局として消費者庁が置かれるわけでありまして、そして、内閣府担当大臣がこれを統括するといふふう聞いております。私は、これは私だけかもしれませんが、どうも内閣府といふところがよく分からない。

私、当选して一年と八か月になるわけでありすが、行政機関組織図も持っていますし、内閣府

か、この点について御答弁をお願いしたいと思ひます。

○衆議院議員(仙谷由人君) 答弁をさせていただきます。

政府原案の消費者政策委員会の場合はいわゆる審議会でありますから、審議会もそれなりに独立して職務を遂行していただかなければいけないわけでありまして、こういう合議制の機関である場合には、解釈として、法律解釈として独立をして仕事をしてくださいます、こういうことにすぎないといえはすぎないわけでありまして。

ところが、今回の場合には、与野党修正協議によつて消費者政策委員会の名前を変えた上で、消費者庁に附属する委員会ではなくて、内閣府本府そのものに置かれる機関として自ら調査審議あるいは建議、勧告等の事務を行うことができる、業務範囲も大幅に拡大をされたことに加えまして、そして、委員は独立して職権を行う旨の規定も明文で、これは設置法の七条であります、盛り込まれたわけでございます。

そんなことで、原案では解釈上そうでなければ仕事できないという話が、今度は法律上明文で書かれたということでもあります。

消費者政策担当の特命大臣は、内閣府設置法第十一条の二の規定によりまして、消費者委員会の事務を掌理することになる。しかし、この事務はあくまでも委員会の、先ほどから申し上げておりますようなこの設置法に書かれた消費者委員会の権限行使がスムーズに行えるための、何といましようか、外枠の事務ということになります。しかし、そういうサポートに徹するための事務といましようか、そういうことになると思ひますし、反面、消費者庁自身が、午前中も申し上げたんであります、六本の単独の所管の消費者行政に関する処分まで含めた行為、それから他の省庁に対する措置要求権等々強力な権限も備わっておりますので、その消費者庁の法執行が適切に行われていくかどうかということも独立して委員会の方がむしろ監視するという部分もあるのではないかと

思ひます。

この独立して職務を行うというのは、蛇足であります、いろいろなところで法律上出てきます。例えば、我々が日常弁護士として仕事に接した場合には、よく検察庁も独立官庁、独立してその職務を行つて、起訴をするかどうかは独立して決められるんだと、だれも妨げることはいないんだみたいな、こういう言い方があります。だけれど、法律上は最終的には法務大臣の指揮権というのが書かれておたつたわけですね。

しかし、検察官が事件処理をする場合には、あくまでも政治的な圧力やあるいは官僚的な上下関係に左右されるのではない、独立して判断をしなければならぬというふうな、そういうことが言われるわけでありまして、それを今度の消費者政策の担当大臣とこの消費者委員会の、独立して権限を行うというのは、そういうこととの関係で考えますと、明文で書かれたことによつてよりはつきりしたというふうに私は解釈をし、考えております。

○山本香苗君 詳細な御答弁ありがとうございます。

疑うわけでは決してないんですけれども、与党側の大口議員の方からも、今の御認識、同じ御認識であるかどうかの御答弁をお願いしたいと思ひます。

○衆議院議員(大口善徳君) 当然、もう十時間以上この修正協議をさせていただいてますので、考えはそういう考えでございます。

とにかく、解釈上、独立性、対等性、あるんですが、明文の規定を置いたということではつきりさせました。それから、これ、消費者庁及び消費者委員会設置法ということで、普通、三条機関である消費者庁、それから八条機関である消費者委員会と、これを及びでないで並列にしているというものはこの法律しかないんですね。それぐらい消費者委員会というものの監視機能というものを重視してやらせていただいたということです。

あと、消費者担当大臣は、これはやはり消費者

委員会と同じ方向を向いていると思ひます。消費者委員会のやはり皆さんの御意見というものを尊重していくということであると思ひます。そういう点で、消費者委員会が本場に思ふ存分仕事ができるようにしていく、同じ方向を向いていくことが望ましいと、こういうふうに思ひます。それから、あと、イメージとしては、食品の安全のリスク評価をしています食品安全委員会、これと同じだということに考えております。

仙谷先生と同じ認識でございます。

○山本香苗君 ありがとうございます。

ただいまお二人から、まさしくこの消費者委員会、非常に存分にその監視機能も発揮しながら仕事をできるように今回修正をしたんだという御答弁であり、また、総理からも、しっかりとその消費者委員会を支えていかなくちゃいけないということとを昨日の答弁でもおっしゃっていらつしたわけでありまして、この様々な御答弁を踏まえて野田大臣はどういう受け止め方をされ、また具体的にどういった形での関与をしていくべきだと御認識をされておられるのか、お伺ひしたいと思ひます。

○国務大臣(野田聖子君) まさにお二人のお話のとおりでございます、先ほどもお答え申し上げたんですけれども、消費者政策委員会改め消費者委員会というのは、極めて今回の消費者庁誕生に当たつての大きな役割を担うプレーヤーであるわけですね。

ただ、対立をさせるものではなく、やっぱり、消費者庁という新たな行政組織ができる中で、過去の縦割り行政の行政組織の失敗があるわけですね。内にこもつてしまつて情報伝達されなかつたりとか。その中で、一つの役所の中できつとやるべきことをやっていかなかつたりとか、そういうことがあつたため、様々な反省を踏まえ、消費者に向き合う消費者庁ということであるからこそ、やはりそこをしっかりと消費者の代表である消費者委員会が監視する。

監視するというと、何か悪いことをしているの

をいつもしかるみたいなイメージだけれど、そうではなく、消費者庁が本場に本来の国民消費者の目的にかなうような働きができるようなより良いパートナーとして、今修正協議の中で位置付けが本府に移されることで独立性が担保され、なおかつ明文化されることによつてその役割、権限というのが強化され、そしてきつと国民にじかに伝わるようになったということは大変良かったことではないかと思ひます。

そこで、私、今現在私が担当しているわけですが、私の立場の大臣が何をするかというと、やはり消費者委員会が、その委員会の活動が円滑に行われるようなサポート、支援する側にあるのではないかと思ひます。むしろ、担当大臣が消費者庁に加えて消費者委員会を掌理すること、その委員会の建議、勧告等がより良い実効性のあるものになるというふうに思つております、委員会がその職務を円滑に遂行することにもつながるであらうというふうに考えております。

附帯決議をいただきました、そこにおいては、消費者庁及び消費者委員会は、消費者の利益の擁護及び増進のために、各々の独立性を堅持しつつ、適宜適切に協力して職務に当たることとされていくわけで、それに向けて大臣というのが、そういう意味でのいいサポートをしていくべきだと思ひます。

○山本香苗君 ありがとうございます。

ちよつと時間が過ぎてまいりましたので次に行かせていただきますが、今回の修正協議において、委員数を十五名から十名以内という形で、機動的な運営をということでそういう形にされたわけでありまして、うち三名は常勤的に勤めることが可能となるように人選することとなつていくわけでありまして、ここに言う常勤的というのはどういう意味なんでしょうか。常勤とどう違うんでしょうか。

○衆議院議員(大口善徳君) お答えいたします。この消費者委員会というのは、とにかく、一つ

は非常に機動的に対応していかなきゃいけない、そういう点ではこの職務に専念してほしいと、こういうものが一つの要請としてあります。他方で、やはり非常に多方面にわたるものでありますから、多方面のいろいろな専門家の方にも多く加わっていただきたい、そしてまた、リーダーシップもあって能力も高い人、こういうことになりますと、いい人を何とか選びたいということからいきますと、非常勤でやっていただいた方が広く人材を集めることが、結果することができると、こういう二つの要請があるわけです。

そういう中で、修正協議の最終的な段階で、やはり非常勤の委員を設けるべきだというのと、やはり非常勤という形の中で広く人材を結集するという必要はあるけれども、ただ、やはり三名ぐらいは常勤の人をと、こういうことになったわけですね。それで、法律上はこの委員はすべて非常勤の委員ということでございますけれども、勤務実態としては常勤の委員と同様の勤務をしてもらうことを期待する、こういうのが常勤ということとございまして、これは財政上もきちっと措置をするということも附帯決議で書かせていただいたわけでございます。

それから、これは審議会等の整理合理化に関する基本計画、平成十一年四月二十七日に、その中の審議会等の運営に関する指針というのがあるんですね。ここには、兼職ということについて最高でも三、特段の事由がある場合は四ということとで、その審議会の委員の総数をこういう形で閣議決定し、また方針があるわけですが、私どもは、できるだけこの委員だけで、専任ですね、これだけやってもらうということが望ましいと、こういうふうな考えでいるわけでありまして、ただ、人材を是非ともこの人ということになりますと、別の委員をもう一委員ぐらい兼任するということがある場合もあるなど。

いずれにしても、私どもとしてはこの委員会に専任してもらいたいなど。しかし、どうしてもやむを得ない場合でも別の審議会等の委員を一

委員だから総数で二という程度にはしたいなど、要するに、絞り込みを、兼職の絞り込み、これをしつかりしていただいて人選していただきたいな、こう思っております。

○山本香苗君 何かよく分かったような分からない、済みません。非常勤なんだけれども、いわゆる仕事としては常勤の、常勤のような形で職務に当たっていただく、できる限り兼職もやめていただいてというお気持ちで常勤的という、的が入っているということだと理解をさせていただきたいと思っています。

その後に、合意文書の中に、政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二年以内の常勤化を図ることを検討するものとするという、これが入っているわけなんです。私は、これを事前に内閣府、御担当の方々にお伺いしまして、これ、じゃ、どこで検討することになるのかと言ったら、僕たちは修正協議に入っていないから分かりませんというお答えだったんですね。どこでこれは検討することになると想定されてこの文書が書かれていっているんですか。

○衆議院議員(大口善徳君) 政府ということになってはいるわけですが、具体的には内閣府の主任の大臣である内閣総理大臣がこの委員の任命権を持つていっていることとございまして。

ただ、もう一つ、消費者委員会は設置法の六条の二項の一号で、消費政策の推進に関する基本的な事項について調査審議をして、そして内閣総理大臣等に対して建議をすることができると、こういうふうになっておりますので、任命権は内閣総理大臣にありますけれども、この消費者委員会というふうにするべきだというふうな建議というものをこれは内閣総理大臣に対して出せますので、消費者委員会の意見というものも反映できるのではないかなと、こういうふうな考えております。

○山本香苗君 消費者委員会、その委員会の委員についてのいわゆる待遇を常勤化するかしらないかというのを二年以内で、二年以内の常勤化を図る

ことを検討するのは自分たちで検討するというところになっちゃうんでしょか。

○衆議院議員(大口善徳君) お手盛りという批判を、これは避けなきゃいけませんけれども、やはり消費者委員会の委員のあるべき姿ということを建議はできると、そういうものを勧告して総理が責任を持つて任命をするということとございまして。

○山本香苗君 ちょっと時間も時間なので、この点についてはもうちょっと議事録もよく精査して、読ませていただいてもいいと思います。私はもう一つだけどうしても聞きたいなと思っておることがございまして、というのは、昨日の本会議でもお伺いをさせていただいたんですけれども、ちょっと答弁がはっきりしなかったので再度お伺いしたいと思うんです。

先ほど大口議員の方からも、この消費者委員会の委員の任命というのは総理だというお話がございました。先ほど来、民間の方を、そして非常にバランス感覚のある見識の広い方という話であつたんですけれども、その人選という、人選のプロセス、手続については法律上の規定もないわけなんです。どういう手続でやるんですかということと伺ったんですけれども、答弁の中にその点についての言及がなかったわけです。

この点については、国主導で決めると何も変わらないから意見を述べていきたくとか、消費者の目線であることが大前提で官庁のポストの一つみたいになつてもらったら困るとか、いろんな注文が出てはいるわけですが、あくまで任命するのは総理であるのですけれども、総理がいらないので、野田大臣御自身は消費者政策担当大臣として、この委員の人選ということの手続についてどういことが望ましいとお考えなのかお伺いして、質問を終わらせていただきたいと思

います。

○国務大臣(野田聖子君) 望ましいというより、どういふうになつていくかについて申し上げるならば、今おっしゃったとおり、消費者委員会の

委員の選任手続については、他の人事案件と同様、任命権者たる内閣総理大臣が責任を持つて判断するよう準備を進めていくことになるわけです。

消費者委員会が発足するが以前においては、国会への法案提出を担当したのが内閣官房と内閣府、それぞれ出してやっておりますので、それらが連携しつつ準備作業をさせていただくことになるかと考えています。消費者委員会が設置された後には、消費者委員会の事務局が中心となって内閣総理大臣が判断できるようサポートしていくことになるかと考えています。

○山本香苗君 事務局が出てくるというより、是非、いろんな幅広く御意見を伺いながら決めていただきたいなど。何か小ぢんまりまとまるような形にならずに、いつも出てくるような人たちが並ぶようなことがないような形で是非やっていただきたいなとお願ひ申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○大門実紀史君 日本共産党の大門でございます。

金融被害とか消費者問題をやってきた議員の一人として、消費者庁法案が、一時はどうなるかと思いましたが、ちゃんと全党で修正が行われて無事参議院にきたということは大変うれしく思っているところでございます。

参議院の審議は、更に参考人の方々の意見あるいは公聴会を開いて、何がまだ足りないのかというところを十分聴きながら、きちっとした的確な審議をやつていくべきだと思います。ただ長々やればいいというものでもないなど。どこかできちっと仕上げて、あとはスタートした中でつくり上げていくということも大事じゃないかなというふうな思っているところでございます。

今日は最初で時間も短いので、ちょっと全体的な点を聞きたいと思いますが、資料をお配りいたしました。消費者庁及び消費者委員会組織図というところでございます。右の方の方に消費者政策会議ということが書き込んでありますけれども、これ

は、実は内閣府が配る資料には通常これは載っておりません。私の方で書き込んだものでございます。

まず、ちよつと説明していただきたいんですけども、この消費者政策会議というのはどんなメンバーで何をやるものなのか、説明してくれませんか。

○政府参考人(田中孝文君) お答え申し上げます。

消費者政策会議は、消費者基本法第二十七条に基づき内閣府に置かれた会議であり、構成メンバーは、内閣総理大臣が会長を務め、全閣僚及び公正取引委員会委員長がその委員となっております。

同会議は、消費者基本計画の案を作成するほか、消費者政策の推進に関する基本的事項の企画に關して審議するとともに、消費者政策を推進し、各省庁が行う消費者政策の実施状況について検証、評価及び監視を行っております。

○大門実紀史君 この会議というのは、何か今まで役に立つことをしたことはあるんですか。

○政府参考人(田中孝文君) 最近の開催状況を近くから申し上げますと、これまで六回開催されております。第六回消費者政策会議は平成二十年七月二十五日開催で、このときは、基本計画の中で計画を毎年検証、評価、監視をするということになってございまして、平成二十年年度の検証、評価、監視を行ってございまして、四回、五回、六回は、毎年のこの検証、評価、監視の会議でございまして、

第三回、平成十八年三月十四日でございましてけれども、悪質リフォーム対策に取り組む関係委を設置するため、消費者政策会議関係委員会会議の設置要綱を決定してございます。

以上でございます。

○大門実紀史君 いろいろ言われましたけれども、資料を読みますと、既に各省庁がやったことを寄せ集めて報告書を作っているだけでございまして、会議も六回やったって、これは年に一遍でしよう。

要するに、これは評価とか、消費者行政推進、その監視、評価とかをやると書いてありますが、要するに、何かこれはアリバイづくりでやっているだけで、本来、この会議がもつ機能していれば幾つかの問題になっている被害は防げたんじゃないかと思うんです。

今思うのは、こうやって消費者庁また消費者委員会ができていく中で、私はもう実際にはこの会議は、大臣と、大臣が集まる会議といたって頻繁に開けるものじゃありませんから、幹事会というのがあるって、事務次官クラスがやっているんですよ、各省の。

だから、こういうのはもう、何というのか、特に今回の法案が成立した後というのは要らないんじゃないかと思うんですけれども、野田大臣、いかがお考えですか。

○国務大臣(野田聖子君) 率直に申し上げて、やはり一年に一遍では、今私たちが直面している様々な消費者被害に即時対応、対応できるかという点でできないわけでありまして、それに関しまして、だからこそ全党一致で消費者庁という機動的な行政組織をつくらうということになったわけ

で、また、この政策会議は、そもそもは消費者基本計画をチェックするという意味で、大所高所に立つてこれがちゃんと運ばれているかどうかというチェックをするための会議であるというふうに理解している、それぞれ持分があるというふうに理解して、むしろこれからは消費者庁をバックアップしていただくような、そういう会議であつてほしいなというところは望んでおりますけれども。

○大門実紀史君 野田大臣、まだちよつとよく理解されていないんじゃないかと思うんですけどね。消費者基本計画を作るんですよ、ここは。バックアップとか何かじゃなくて、ここが作っちゃうんですよ。今度どうなるかという、消費者委員会、基本計画を作るときに、偉そうにですよ、この会議は消費者委員会に意見を言わせるという、意見を聴くような立場なんですよ。

だから、私が危惧するのは、アリバイづくりで

何かやっている分にはまだかわいいものなんですけど、これから消費者庁ができて消費者委員会が機能していくと、何かもう目の上のたんこぶといえますか、何も要らないんですよ。消費者庁が司令塔に、ちよつと聞いてくれる、聞いてくれる、ちよつと引つ込んでいらないよ、あなた。消費者庁が司令塔になるといっても、こういうものがあつたら司令塔になり切れないと思うんです。ですから、消費者委員会よりも上位に位置付けられる組織が各事務次官の集まりの組織になつちやっていると、今の段階ですよ。

したがって、何といいますかね、今までは何もやらなかった、看板だけで何もやらなかったんですけど、私が危惧するのは、消費者委員会が動き出すと、消費者庁が動き出したときに、メンバーがメンバーですからね。私は全部官僚的な悪人だなんて思っていますよ。しかし、どうしても省益とか、省庁の事務次官ですから、業界の立場も考えてとか、こういうものがここで反映されてくるといふか、消費者行政推進の、何といひますかね、ブレーキになるとか、あるいはひどい場合は抵抗勢力みたいになつてしまつと、そういう危惧を非常に感じるのがこの消費者政策会議なんですよ。

したがって、もうこの機会にこれなくしちゃうと、基本法を改正してなくしちゃうというぐらいうつた方がいいと思うんですけれども、一応。

○国務大臣(野田聖子君) まず、先ほどの基本計画についてですけど、消費者庁ができた暁には、消費者基本計画の原案作成を含めて、消費者政策会議の事務局を消費者庁の企画課が担うことなると想定しているところです。

それを踏まえて、消費者基本法では、消費者政策会議が消費者基本計画の案を作成しようとするとき、消費者政策の実施状況の検証、評価、監視について、その結果を取りまとめようとするときに消費者委員会の意見を聴かなければならないというふうにされております。

ですから、消費者政策会議と消費者委員会の意

見については整合性を取るための仕組みが整備をされることになり、消費者政策会議が各省の意向を受けて、先生御指摘のように足を引っ張るような組織に成り下がるということはないと考えているわけでありまして。

○大門実紀史君 野田大臣は、後ろからメンバーを急に渡されて読んでいるからそう思うんですかね。

実際、よく考えてください。今度消費者庁が発足して、消費者委員会がいろいろ担っていくと。せつかく皆さんいい修正やられたわけですよ。頑張つてもらうわけですよ。そのときこんな組織があると、しかも基本法を作るんですよ、ここで。すべての上部に位置付けちゃうわけですよ。これはもう要らないんです。これ解散した方がいいと思うんですけれども、ちよつと通告しておりますけれども、仙谷さんと吉井さんのお二人の意見を聞きたいと思ひます。

○衆議院議員(仙谷由人君) そもそもその消費者庁をつくらなければならないという発想は、何といひますか、業者の育成官庁としての、そういう役目もこれ重要で残ると思うんですよ、各省庁。それがしかし結果としてあらゆる消費者問題に関係するということで、消費者目線で行政を進める部分は別になつと、何か利害相反を一つの省庁が束ねて何かやるというのは、それは無理じゃないかというものが多分消費者庁構想のそもそもの原理だと思ひます。

この消費者政策会議というのは何をやっているのか知りませんが、総理大臣の官邸とか官房にいろんな対策本部とか何とか会議というのでできて、ホッチキス官庁みたいな話になつてくるので、これは、おっしゃる通りに事務次官の強力な彼らの事実上の権力を使つてのことになるとすれば、これ今事務局をどこが担当しているのか知りませんが、要するに重複したり混同したりなんかすることになる可能性が大とすれば、直ちにもうこの参議院で消費者基本法第二十七条に基づき設置を修正してやめてしまふ、なきものにしてし

まうということは正しい方法だと私は思います。

○衆議院議員(吉井英勝君) そもそも今回の法律は消費者行政の強化、一元化というのが最大のねらいでありますから、一元化に合わないもの、そういうものについては既に仙谷提案者からお話ありましたように、必要な措置というものは考えていくべきものであらうと思います。

以上です。

○大門実紀史君 ちょっと話が大きくなってしましたけれども、すぐ法案修正しなくてもとにかくストップさせると、まず、こんなものはないストップさせていくというのをやっぱり国会の意思の中で確認できればというふうに思います。

ちなみに、この政策会議の事務局は内閣府の国民生活局なんですよ。これ、今後事務局はどうなるんですか、この政策会議。皆さんは消費者庁と両方やるんですか、事務局。どうなんですか。

○政府参考人(松山健士君) 先ほど野田大臣からも少し触れさせていただきましたけれども、大門先生が配付された資料で申しますと、消費者庁の組織の中に、左から三番目の課でございまして、司令塔部門に企画課という課がございまして、この課の所掌事務として消費者政策会議の庶務ということで、先ほど来議論になっております基本計画の原案というふうなものも含めてこの課が担当する方向で検討をいたしております。

○大門実紀史君 お聞きになったようにまだまだ混乱している。混乱しているというのか、これから交錯しているというのか分らないというのか、なりかねないです、この政策会議。お分かりになりました。ほっといておくと、危惧することもありかねないと思いますので、これは政策会議ですから、野田大臣もメンバーでございまして、総理が直接やられるということになるから、全体のこの流れとこの法案が通った後のことを考えると、この在り方ですね、政策会議の在り方についてよくお考えになって、危惧するようなことのないようにお願いしたいと思いますが、一言。

○国務大臣(野田聖子君) そもそもこれは議員立法の消費者基本法の中で定められたものでございまして、そのときには今審議していただいている消費者庁という行政組織の存在が全くないときに、こういう形で当時の議員の皆さんの英知の中でこういう発想が出てきて、しっかりとやれということだっと思ひますけれども、今後はやはり皆さんの力で消費者庁が生まれてくるわけで、そこでやはり全く新たな行政の動きが出てくる中で、今後、今までやってきたことを、そのときには消費者庁がなかったからこういう形を取ったけれども、消費者庁ができたことによって、例えばこういうことを増やさなきゃいけないとか、こういうことは消費者庁ができるよねとか、様々な動きが出てくると思います。

ですから、さつき先生がおっしゃったように一日も早く創設していただき、運用の中でそういうことを対処していきたいと思ひます。

○大門実紀史君 最後に一つお願いですけれども、まだまだいろんな部分が積み残しありますし、是非消費者団体の方々、昨日は、ユニカねつとがちょうど一周年でございましてけれども、大臣よく御存じの。いろいろつくづくいく中で、更に、もちろん委員会としては参考人もやりますけれども、大臣としても現場の意見聞きながらつくっていくっていただきたい。このことをお願いして、質問を終わります。

○近藤正道君 社民党・護憲連合の近藤正道です。

私も、衆議院で全党参加で修正が図られたということを大変喜んでお一人でございます。

今日、消費者委員会の話等が中心でございますが、私は、この問題のもう一つの核である地方の消費者行政のことについてお聞きをしたいというふうに思っています。

消費者行政の本丸は、これは地方でありまして、幾ら中央で司令塔がきちんとつくられたとしても、動くのは地方であると。地方が動かなかったら、あるいは地方が脆弱であつたら何の役にも立たない。

ところが、今、この国の地方消費者行政の現状は本当に惨たんたるものでございまして、これをどうやって立て直していくか、充実させていくか、これはまさに喫緊の課題でございまして、そういう意味では、地方消費者行政に対する国の支援についてお聞きをしたいというふうに思っています。

今回、基金あるいは交付税の引上げ、あるいは国民生活センターを利用した支援、こういう三本柱で今皆さん頑張っておられますけれども、やっぱり地方の現場の話を聞きますと、圧倒的に、相談員の人員費、国から何とかしてもらいたい、こういう声が多々ございまして。たくさんございまして。事務の分類と経費負担というものは、これは直接関係がないわけではございまして、消費相談事務は自治事務であつても、相談員の人員費を地財法の負担金だとかあるいは十六条の奨励的な補助金として支払うということは法的には可能だと私は思っているわけではございまして。

例の定額給付金のようにこの議論はさんざんありまして、たしか鳩山大臣だったと思うんですが、自治事務に補助金を出しているなんというの枚挙にいとまがないと、こういうふうにおっしゃったことを私は今でも鮮明に覚えているわけではございまして。

相談員の人員費を国が支給するということは法的には問題なくて、これは政策判断、裁量の問題であるというふうに思うんですが、大臣、この点について基本的な認識をお聞かせいただきたいと思ひます。

○国務大臣(野田聖子君) そもそも、今回の政府の地方支援策というのは、平成十年の五月に閣議決定されております地方分権推進計画、ここに、地方公共団体の事務として定着しているものや人員費補助については一般財源化等を進めるといふ政府の方針の下で政府全体として決定してありますので、それに準じて進めてきたものであります。ですから、地方消費者行政活性化基金、これにつきましては、地方公共団体が消費生活相談とい

うサービスを継続的に実施するために必要な経常的な経費としての相談員の人員費そのものは対象にしておりません。そして、相談員の養成、レバルアップなどを対象とする一方、消費者行政に係る地方交付税措置を大幅に拡充することで相談員の処遇改善等を支援するというふうにしたところであります。

しかし、相談員の人員費の国の支援につきましましては、御承知のように、衆議院においても大変活発な議論をいただきました。与野党間での合意がございまして、集中育成・強化期間において増大する業務に係る人員費等に基金の支援対象を拡充するというところになったところでございまして。また、同じく、その合意におきましては、これから三年程度の集中育成・強化期間の後の国による支援の在り方については、工程表も含めて消費者委員会が検討を行うということにされました。消費者庁設置法案に対する修正案の附則におきましても、所要の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるものとするというふうになされているところでございまして。

ゆえに、政府としましては、国会での御審議や与野党間での合意事項をしつかり踏まえて、地方分権の考え方の下で、引き続き地方消費者行政の支援を積極的に取り組んでいきたいなと今思っているところでございまして。

○近藤正道君 法的には問題ないんだけれども、政策判断として、従前は人員費、基金については人員費については勘弁してもらったんだけれども、その後、いろいろ議論の中で政策的な緊急性だとかあるいは重要性、この度合いが高まって、基金から一定、人員費に対しても支払うようになったと、こういうふうな政策判断を変えたとか、こういうふうな理解してよろしいですか。

○国務大臣(野田聖子君) いや、むしろこの消費者庁創設に向けて、社民党はもとより全党でそういう一番問題になっている点を協議いただいて、修正協議、与野党合意をいただいた結果だと思っております。

○近藤正道君　そこで、最初の委員会で大変ちましました質問ではないかと思つて私もちよつと気になつておるんですが、今言つた形で全党がやっぱりここが一番大事だと、この基金からも、交付税からはそうでありませうけれども、基金からもやっぱり人件費に使うようにできるようにしようという形で修正合意ができました。

附帯決議でも随分細かいところ、つまり残業代だとかあるいは相談日数の増大に伴う給与だとか、あるいは時給の引上げだとか社会保険だとか、こういうものにもいろいろ頑張るようによい、そういう附帯決議が出ておりますが、これはつまり、こういうところに今度は基金から支給しても構わないというふうな理解してよろしいんではないか。

○政府参考人(田中孝文君)　先ほど大臣が申されたように、集中・強化期間において増大する業務に係る人件費ということですから、今先生言われた残業代でありますとか、あるいは人数を増やさないといけないと、増員でありますとか、あるいは人間が増えれば社会保険は当然ということになつてくるかと思ひますけれども、勤務日数が増えればですね、適法にするためにはということだと思ひますけれども、おっしゃつたことは当資金で思ひます。

○近藤正道君　これから消費者センターを各自治体でつくつていかなきゃならぬ、あるいは相談員の処遇、配置基準についても、非常に劣悪でございませうね、これを引き上げていかなければならない。私も、配置基準、センターの配置基準だとか、とりわけ相談員の配置基準、これをやっぱり作るべきだと、こういうふうな指摘をしてまいりました。

衆議院でもこの議論はあつたわけでございますが、大臣は、その前に、今非常にやつぱり格差がある。また全国的な相談窓口の整備もできていないし、自治体間の格差も大変ある、つまり凸凹があると。まずこの凸凹をやつぱり直すことが先決だというふうにおっしゃつて、この相談員の

配置基準等については明言はされなかつたんですが、この大臣の答弁をずっと見ておきますと、ある程度凸凹が整理をされた後に相談員の配置基準をしつかりと定めていくんだと、こういうふうな受け取つてよろしいんですか。

○国務大臣(野田聖子君)　先生御指摘のとおり、やはり一番心配事は、消費生活センターの窓口にしても相談員の皆さんにしても大都市圏に集中しているということですね。ということは、もうほとんど地方に行くという手だてがないところ、消費行政をしっかりと国がやつていくということ、消費者行政をしっかりと国がやつていく中で、国が手を伸ばしたときに地方で受け止めてくれる手がないということがやつぱり一番の問題であらうということ、この三年はやつぱり集中的に育成期間というか、そういう今まで本当に消費者行政に縁がなかつたような市町村、たくさんあると思うんですね。

そういうところの皆さんに、首長、リーダーはもちろんですけれども、そういうものはこれから大変重要なんだと、この国にとって大変重要なんだということをやつぱり知つていただくために、そういう凸凹の部分をしつかりならしていくことが大事だと思ひます。

ある程度、そういうところが隅々まで血液が流れるようになった場合には、先生がおっしゃつたような配置基準というのを検討していかなければならないと思ひますけれども、やつぱりそれはそれ、また地方でいろんなやり方があると思うんですね。必ずしもすべての村に全部置かなきゃいけないというのがいいのか、いや、でも一つのサテライトのようなところがあつて、そこから有能な人が巡回で回つた方が効率的かという、それぞれやつぱり地方の地域性とか、あとは地勢的なものもあると思うので、そういうところも踏まえて、やつぱり望ましい形については検討していきたいと思ひます。

○近藤正道君　大変前向きな御答弁だというふうな思ひます。

今大臣がおっしゃつたように、本当に格差がありまして、地方の方に行くとき全くとゼロというところはたくさんございませう。まずこれを埋めるといふことが先決だということ、これは重々承知の上で、そこをどうやってやつていくか。

だから、そういう意味では、県を軸に市町村長さんたちを集めたトップセミナーとか、そういうものをやつぱり積極的にやつた方がいいというふうな思ひますが、ある程度めどみないものを、何でもかんでもはしの上げ下ろしまで国がしろという意味じゃないんだけれども、このころはやつぱり遅れているところなんです、ある程度めど、目安みたいなものを示す。いろんなやり方があると思ひますね。広域的なやり方もあるけれども、いろいろあるけれども、そういうものをやつぱり示してやる必要があるんじゃないでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君)　もうとても必要なことだと思ひます。とにかく、まずは消費者行政何たるかということも御存じでない地域があるとするならば、そこがやつぱり埋まらない限りまた格差ができてしまうので、そういうところからしつかりやつていって、今先生おっしゃつたような方向に、いづれ消費者庁ができれば消費者委員会ができれば、消費者委員会においてのやつぱり大きな議論のテーマの一つになつてくると私は信じております。

○近藤正道君　こういうことはこれから民間の人たちで行う、しかも国民に直結をしている消費者委員会の中で積極的にやつぱり議論をしていただきたい。そこに集まる人はいわゆるお役人ではなくて、本当に消費者問題に精通をした人たちが、これが言わば集まるわけですから、そこにおける議論に期待したいというふうな思ひますが。

また、今本当に地域で第一線で頑張つていらっしゃる相談員の皆さん、これは衆議院でもさんざん議論になつたけれども、非常に劣悪な状況の下で、今皆さんが基金だとかあるいは交付税の拡充で頑張つておられることを承知の上でお聞きをするんで

すけれども、やはりそれなりのスキルを持った上で、身分についてしつかりやつぱりさせていたいただきたい。正規の職員化を望む声が非常に強い、これはもう非常に強い。そのことについてどうされるのかということ。

もう一つ、これも衆議院でいろいろ議論になりましたけれども、例の短期の有期雇用、今日は雇用の話ではございませうけれども、本当にプライドを持つて仕事をやるためには、それなりの蓄積あるいはキャリア、こういうものを持つて言わば悪徳業者と対峙をする、あつせんの仕事をする。こういうことをしなければならぬにもかかわらず、非常に短期で身分が失われていく、言わば雇止め問題、こういうことも議論になつておりました、大臣はこのことについては、キャリアだとかあるいは経験というものは非常にやつぱり大事だと、こういう問題についてはやつぱりしつかり検討していきたいというふうなことをおっしゃつておられたというふうなことは議事録を見て理解をしているんですが、そういうふうにおっしゃるんなら、基本的に経験がやつぱり大事なんだと。

これからまさにこの国が地方の隅々まで消費者行政をきちんと根を張らせるためにはこの経験豊かな人たちがやつぱり大事なんだ、簡単に雇止めなんというのはいやなべきではないと、こういうメッセージをしつかりと全国に発信する、そういうことが私は今非常に必要なんではないかというふうな思ひますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(野田聖子君)　雇止めにつきましても、元々は地方自治体の雇員知事であつたり市長であつたり町長がお決めることとは分かつておりますけれども、恐らくその方たちも国会でこの消費者庁関連三法案の審議を御覧になつて、先の方からの質問の中で、雇止めというのはいくつ消費者行政にとつて意味のないことなんだと。消費者相談員というのは、やつぱりキャリアを積み、ば積むほど消費者にとつていい相談相手となり、

様々な解決のノウハウを持っているから、そういう年を積んだ人の方がその当該地域の消費者の安全、安心のためには有効なんだということを恐らくこういう国会の審議の場での発言を聞いていただいて御理解いただけたと思っております。

すぐく勉強不足のやっぱり自治体も当然あるわけで、消費者相談員の方たちの特殊性、専門性、こういうことをやっぱり改めて御理解いただいて、私どもとしても、消費者庁が創設し、また消費者委員会ができた時にはそういう地方に対しての啓発活動というのは積極的にやっていかなければならないと思っております。

○近藤正道君 時間が参りました。まだ幾つか地方消費者行政の充実という観点でお聞きしたいというふうに思っていたんですが、時間が来ましてのでこれでやめたいというふうに思いますが、これから何度か、衆議院でいいところ決まっておりますけれども、更にやっぱり二院制でありますので参議院でも頑張りたい、大臣の本当に頑張りをお願いをいたしまして、質問を終わります。

ありがとうございます。

○松下新平君 改革クラブの松下新平です。

本日最後の質疑となります。よろしくお願いいたします。

まず、少数会派でありますけれども、発言の機会をいただきます。本日にありがとうございます。当委員会の委員にさせていただきます。また、質問時間にも御配慮いただきました草川委員長始め与野党の理事、委員の皆様には厚く感謝を申し上げます。

本日、参議院では初めての委員会開催でありますけれども、私からは、基本的な考え方についてお伺いしたいと思います。重複の質問もございすけれども、よろしくお伺いしたいと思います。

まず、本院での本法案の審議入り、大幅に遅れたことは残念だったんですが、与野党の歩み寄りによって政治決着に至ったということは大変意義深く、関係各位の御尽力に心から敬意を表したいと思います。

私も、これまで所属いたしました農林水産委員会として経済産業委員会などでそれぞれの事件、事故を扱ってまいりました。いずれも、その対応の不手際、隠ぺい体質、連絡ミスなどから問題が広がって重大な結果、取り返しの付かない結果をもたらしております。尊い人命や財産を失ってしまったものも少なくありませんでした。その反省に立ちまして、この法案は、これらの度重なる食品偽装を見抜けなかったり、欠陥商品による事故を防止できなかったりと、省庁ごとの縦割りで弊害が目立った消費者行政の立て直しを担う新しい組織として大きな期待が寄せられております。そこで、新設の消費者庁が消費者行政の司令塔としてどのように機能していくのかについてお伺いしたいと思います。

法案では大半の業務が従来監督権限を担っていた省庁と共管とされているために、命令や指揮系統が混乱する可能性があります。各省庁からの出身母体に気兼ねすること懸念されております。職務の線引きを明確にし、なれ合いを排除する国民本位の心構えが不可欠であります。それらのために政治のリーダーシップが求められますが、大臣のお考えをお聞かせください。

○国務大臣(野田聖子君) 消費者庁が法律の執行を行う上で、また省庁の地方組織等を活用するために、ほかの省庁にも立入検査等の権限を持たせている法律というのがございます。

大きく分けて二つ、二種類ございまして、一つが、JAS法とか家庭用品品質表示法、景品表示法のように、立入検査の結果を消費者庁に通知させるとともに、最終的な行政処分の権限を消費者庁のみに留保した上でそれぞれの大臣と、例えばJAS法だと農林水産大臣、そして家庭用品法だと経済産業大臣、また景品表示法と公正取引委員会ですけれども、立入検査や指導等の権限を持たせているもの、二つ目は、特定商取引法、健康増進法のように、経済産業省、厚生労働省のそれぞれの設置法を改正して消費者庁長官がこれらの省の地方支分部局の長に対して直接指揮監督を行う

権限を規定しているものがあるわけです。これらの仕組みを設けることによって、命令や指揮系統が混乱しないようにしっかりと措置をさせていただいていくところで。

また、貸金業法、それから旅行業法、割賦販売法、宅地建物取引業法、この四業法については、業所管大臣の行う処分については消費者庁が協議を受けて、また必要な意見を述べる仕組みを設けた上で、業務改善命令等の処分については業所管大臣が行う等の仕組みを設けたところで、事業者が二重にそれぞれの、消費者庁とここの役所からという、そういう命令を受けるといった混乱が生ずることがないように措置をしているところでもあります。

こういう法律の仕組みを踏まえて、消費者庁とほかの役所が明確な役割分担の下で命令や指揮系統が混乱を生ずることがないよう実務を努めていく、そういう所存でございます。

○松下新平君 続きまして、消費者庁と消費者委員会、この連携について、そして他省庁に迅速な対応をどのように求めていくかについてお伺いしたいと思います。

今回の与野党合意のポイントは、消費者庁と同様の監視機関となる消費者委員会に格上げされたことでもあります。その趣旨は高く評価するわけですが、その一方で、妥協といえますか、急いだから余り課題も残されました。その一つが、実際問題が生じたときに消費者庁と消費者委員会とがどう連携し、他省庁に迅速な対応を求めていくか、このことがあいまいなままだと感じております。体制づくりが急務ですけれども、今後の対応についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田聖子君) いろいろ課題が残されたというところですが、私、原案者というか、最初三法を出して、与野党で協議いただいた、修正協議いただいたいて合意をいくプロセスを拝見する中で、元消費者政策委員会が消費者委員会というふうになり、そして極めて本府に置くということとで独立性をしっかりと持たせていただいた。先

ほど仙谷先生からも御説明がありましたけれども、明文化することによってその権限がはっきりと、そして強化されたことが国民に伝わるようになったということは非常に素晴らしいことではなかったかと思っております。

消費者庁と消費者委員会というのは敵対するものではありません。むしろお互いが励まし合っているわけで、お互いの不足を補っていく。例えば、消費者庁には極めて有能な専門性の高い官僚が各省庁から推薦をいただけて来てくれるわけですが、私ども、だからといって一般消費者の気持ちに精通しているということではないわけで、そういう足らずの部分の消費者委員会のそれぞれの選抜されたメンバーの方が補っていくということ、しかしながら、どうやっていくかというよりも、やはり運用を始めることでその両輪の輪がしっかりと早くに回っていくことで、本来の役割、それぞれの得意分野、役割を発揮していただけるものだと思っております。何はともあれ、参議院での慎重かつ速やかに御審議いただいた上、誕生させて、運用の中で委員会と消費者庁のいいマッチングというのを見出していければと思っております。

○松下新平君 その体制づくり、急いでいただきたいと思ひますし、運用の方もよろしくお願いいたします。

次に、消費生活センター、地域住民の最も身近な存在でありますこのセンターの拡充についてお伺いしたいと思います。

消費者がまず最初に相談に訪れるセンター、これをいかに相談しやすく使い勝手の良い組織にするか。国民の側に立った消費者行政を行う上でかぎを握っているわけでありまして。そこで、地域の消費生活センターの現状についてお伺いしたいと思います。

○国務大臣(野田聖子君) 極めて大切なことだと私も思っています。

現状については、平成二十年の四月時点で全国

に五百八十六か所設置されています。消費生活センターを設置している市区町村数は全市区町村の約二五％となっております。ただ、人口で見ますと、市区町村レベルの消費生活センターで全国の人口の約七〇％がカバーされていることになっています。これは現在、大都市圏に集中しているといふことで、先ほども申し上げましたけれども、大変な格差が大都市圏と地方では発生しているといふことになっているわけです。つまり、そもそも消費生活センターがないという地域も今あるわけでございます。

ですから、そのため、まあ一応現状はそうだけれども、今後の取組も——まだ話さなくていいですか。お尋ねがなかったたので、いいですか。

そういう不安を抱えておりますので、まずは消費者安全法の法律の中において、今地方の消費生活センターで相談員の方たちがやってくださっているような事務というのをしっかりと地方公共団体の事務として明確に位置付けました。

そして、地方の消費者行政の最前線にあるこのセンター、消センにおいて実効性の高い消費生活相談等が行われるよう、その設置につきましては今までは基本的に自由でしたけれども、都道府県では必ず置くように、そして市町村に対しては努力していただきたいというふうに法律において定めました。

そしてあわせて、基金、都道府県に造成する基金によって、今までなかったところは是非この基金を活用して、相談窓口をその地域に応じた形でつくっていただくとともに、どういう形でもいいんです、その窓口をそれぞれに置くのもいいし、広域的に強い例えれば市があれば、その周辺はそこから巡回等々やって、広域的なそういう消費生活センターを、実際につくらなくて、バーチャルな形でつくっていただいても構わないわけですから、そんなようなことで支援をさせていただくことになっていくところでございます。

○松下新平君 地域格差の是正もよろしく願いたいと思います。

答弁にありましたけれども、私からも相談員の待遇改善についてお願いしたいと思っております。今期四月から給与等の一部改善されたようですけれども、現場でいろいろな声をお聞きしますと、今も多い多重債務の關係の相談、またクレーマーと呼ばれる相談マニアといいますが、そういった現場の苦勞もございました。この国の支援強化を、与野党合意事項でもありますので、しっかりと取り組んでいただきたいというふうに思っております。

次に、被害者救済制度について伺いたいと思っております。やはり、衆議院における修正の附則におきまして、五項目中の一項目ですけれども、不当な収益の剥奪及び被害者救済の制度の在り方の検討が記されております。実効性のある救済制度の導入に対する考え方を伺います。

○国務大臣(野田聖子君) 消費者庁というのは、これまで議論されている消費者被害の未然防止とか拡大防止に加えて、今御指摘の被害者救済の体制を強化するものでもあるわけです。

少額多数の被害が発生する、そういう特徴のある消費者被害では、費用とか労力の見合いから、それぞれ個々人の消費者が自ら訴えてそれを提起することというのはもう皆さんあきらめてしまいう、泣き寝入りしてしまいがちなんです。一方、違法な行為をしたという悪徳な業者の人たちには大変多くの利得が残ることになりかねないという問題があるわけです。ですから、こうした問題に対処して、実効的な被害者救済の仕組みを充実していくこともこれからの消費者庁の大変重要な課題として私は認識しています。

今、内閣府では、消費者庁の創設に先立って関連する国内の諸制度の調査研究に着手しています。集団的消費者被害回復制度等に関する研究会というところで、消費者庁ではその成果を踏まえつつしっかりと検討してまいります。

○松下新平君 それでは、最後の質問に移りたいと思います。

的な意識改革について伺いたいと思います。

組織を組み替えたからといって、消費者行政が直ちにうまく回転するわけではありません。明治以来の官僚制の仕組みは、これまで生産者、産業界を重視してきた上にございました。そこにメスを入れるのは政治だと思います。やはり政治、大臣の強いリーダーシップが求められておりますが、決意をお願いしたいと思っております。

○国務大臣(野田聖子君) 本日に自分でやっているのも思うんですけど、この消費者庁をつくるというのはいくら大変大きな出来事だと後々の人が評価してくださるのではないかと。

今委員御指摘のとおり、今の役所というのは、もう明治だか戦後だかともかく、産業振興のためにつくられた組織なんです。ですから、消費者が大事だと言っているけれども、なかなか自分たちの役割の中で消費者に対して、はかりでいうならば圧倒的に消費者が下がっていたというのはこれはもう事実であって、それをもう大胆につくり変えるということ、消費者庁という新しい行政組織をどんと乗せることで、今まで働いていた霞が関の人たちは、皆が多分産業振興だ、産業育成が日本の幸せにつながっていると思っていただけど、いやいやちよつと待って、消費者庁ができたことで消費者というキーワードがこの国の中央に入ってくる。

消費者がしっかりと生きることが今度新しい日本の底力になるということ、やっぱりそばにそういう消費者庁というものがあつて現認するようにになりますし、常に消費者庁の人間と話すことによって、産業寄りになった官僚の人たちも消費者側にいる官僚の仲間との対話の中で、順番順番、やはり消費者目線ということを読んでいくんではないかと。これは理屈とかそういうことよりも、日々そういうものに接して自分たちが変わっていくかなければならないと思うけれども、今までやっぱり消費者庁というものがなかったんで、意識の上では持っているものもなかなか変わりがつかなかったの

ではないか。

私自身も、今ずっとそれぞれの役所の人たちと消費者庁をつくるに当たって対話をする中で、やはり消費者視線というものを着実に、ほかの役所の人たちも新しい考え方、この国を支える考え方として位置付けてきているようなそういう思いを日々感じているところなので、このまましっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○松下新平君 また、審議を深めてまいりたいと思います。

ありがとうございます。

○委員長(草川昭三君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会をいたします。

午後五時十七分散会

四月二十二日本委員会に左の案件が付託された。

一、消費者庁設置法案(第百七十回国会提出、衆議院継続審査)

一、消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(第百七十回国会提出、衆議院継続審査)

一、消費者安全法案(第百七十回国会提出、衆議院継続審査)

(小字及び一は衆議院修正)

消費者庁設置法案

消費者庁設置法

第一章 総則(第一条)

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置(第二条)

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等(第三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

第三章 審議会等(第六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、百)

附則

第一章 総則

趣旨

第一条 この法律は、消費者庁の設置並びに任務及びこれを達成するため必要となる明確な範囲の所掌事務を定めるとともに、その所掌する行政事務を能率的に遂行するため必要な組織を定めることを目的とする。

第二章 消費者庁の設置並びに任務及び所掌事務等

第一節 消費者庁の設置

(設置)

第二条 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第四十九条第三項の規定に基づいて、内閣府の外局として、消費者庁を設置する。

2 消費者庁の長は、消費者庁長官（以下「長官」という。）とする。

第二節 消費者庁の任務及び所掌事務等

(任務)

第三条 消費者庁は、消費者基本法（昭和四十二年法律第七十八号）第二条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基本理念に基づき、消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現に向けて、消費者の利益の擁護及び増進、商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保並びに消費生活に密接に関連する物資の品質に関する表示に関する事務を行うことを任務とする。

(所掌事務)

第四条 消費者庁は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一 消費者の利益の擁護及び増進に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二 消費者の利益の擁護及び増進に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

三 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

四 消費者安全法（平成二十年法律第三十号）の規定による消費者安全の確保に関すること。

五 宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）の規定による宅地建物取引業者の相手方等（同法第三十五条第一項第十四号イに規定するものに限る。）の利益の保護に関すること。

六 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の規定による旅行者の利益の保護に関する

による特定電子メールの受信をする者の利益の保護に関すること。

十三 食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整に関すること。

十四 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第三十四号）第二条第三項又は第四項に規定する景品類又は表示（第六条第二項第一号ハにおいて「景品類等」という。）の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に関すること。

十五 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十九条第一項（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準に関すること。

十六 食品衛生法第二十号（同法第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する虚偽の又は誇大な表示又は広告のされた同法第四条第一項、第二項、第四項若しくは第五項に規定する食品、添加物、器具若しくは容器包装又は同法第六十二条第一項に規定するおもちゃの取締りに関すること。

十七 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の十三第一項から第三項までに規定する基準に関すること。

十八 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第四十四号）第三条第一項に規定する表示の標準となるべき事項に関すること。

十九 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第三項に規定する日本住宅性能表示基準に関するこ

と（個人である住宅購入者等（同条第四項に規定するものをいう。）の利益の保護に係るものに限る。）。

二十 健康増進法（平成十四年法律第三十三号）第二十六条第二項に規定する特別用途表示、同法第三十一条第一項に規定する栄養表示基準及び同法第三十二条の二第一項に規定する表示に関すること。

二十一 物価に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十二 公益通報者（公益通報者保護法（平成十六年法律第二百二十三号）第二条第二項に規定するものをいう。第六条第二項第一号ホにおいて同じ。）の保護に関する基本的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

二十三 個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第七条第一項に規定する個人情報保護の保護に関する基本方針の策定及び推進に関すること。

二十四 消費生活の動向に関する総合的な調査に関すること。

二十五 所掌事務に係る国際協力に関すること。

二十六 政令で定める文教研修施設において所掌事務に関する研修を行うこと。

二十七 前各号に掲げるもののほか、法律（法律に基づく命令を含む。）に基づき消費者庁に属させられた事務

資料の提出要求等

（関係行政機関との協力）

第五条 長官は、消費者庁の所掌事務を遂行するため必要であると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、説明その他の必要な協力を求めることができる。

第三章 消費者委員会 審議会等

(設置)

第六条 内閣府 消費者庁に、消費者政策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

。次に掲げる重要事項に關し、自ら調査審議し、必要と認められる事項を

一。内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に應じ、次に掲げる重要事項を調査審議すること。

イ 消費者の利益の擁護及び増進に關する基本的な政策に關する重要事項

ロ 消費者の利益の擁護及び増進を図る上で必要な環境の整備に關する基本的な政策に關する重

要事項

ハ 景品類等の適正化による商品及び役務の消費者による自主的かつ合理的な選択の確保に關す

る重要事項

ニ 物価に關する基本的な政策に關する重要事項

ホ 公益通報者の保護に關する基本的な政策に關する重要事項

ヘ 個人情報保護の適正な取扱いの確保に關する重要事項

ト 消費生活の動向に關する総合的な調査に關する重要事項

。内閣総理大臣、関係各大臣又は長官の諮問に應じ、調査審議する

二。前号に規定する重要事項に關し、内閣総理大臣、関係各大臣又は長官に意見を述べること。

三 消費者安全法第二十条の規定により、内閣総理大臣に対し、必要な勧告をし、これに基づき講じた措置について報告を求めること。

四 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)、消費者安全法、(第二十條を除く)、割賦販売法、特定商取引に

關する法律、特定商品等の預託等取引契約に關する法律、食品安全基本法、不当景品類及び不当

表示防止法、食品衛生法、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に關する法律、家庭用品品質

表示法、住宅の品質確保の促進等に關する法律、国民生活安定緊急措置法(昭和四十八年法律第

百二十一号)及び個人情報保護の保護に關する法律の規定によりその権限に属せられた事項を処理

すること。

(職権の行使)

第七条 委員会の委員は、独立してその職権を行う。

(資料の提出要求等)

第八条 委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認

めるときは、関係行政機関の長に対し、報告を求めることができ

るほか、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を

求めることができる。

(組織)

第七条 委員会は、委員十五人以内で組織する。

2 委員会に、特別の事項を調査審議させるため

必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 委員会に、専門の事項を調査させるため必要

があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第八条 委員及び臨時委員は、消費者が安心して

第二十九部 消費者問題に關する特別委員会會議録第二号 平成二十一年四月二十三日【参議院

るものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とす

る。

(委員長)

第十条 委員会に、委員長を置き、委員の互選

により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表す

る。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめその

指名する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第十一条 委員会の事務を処理させるため、委員

会に事務局を置く。

2 事務局に、事務局長のほか、所要の職員を置

く。

3 事務局長は、委員長の命を受けて、局務を掌

理する。

(政令への委任)

第十二条 第六条から前条までに定めるもののほ

か、委員会に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超

えない範囲内において政令で定める日から施行

する。

(検討)

2 政府は、消費者委員会の委員について、この法律の施行後二

年以内の常勤化を図ることを検討するものとする。

3 政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行

に伴う関係法律の整備に關する法律(平成二十一年法律第

号)及び消費者安全法(以下「消費者庁関連三法」という)の

施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況、消費

生活相談等に關する事務の遂行状況その他経済社会情勢等を勘案

し、消費者の利益の擁護及び増進を図る観点から、消費者の利

益の擁護及び増進に關する法律についての消費者庁の関与の在

り方を見直すとともに、当該法律について消費者庁及び消費者

委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活セン

ターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整

備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

4 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、消費生活セ

ンター(消費者安全法第十条第三項に規定する消費生活セン

ターをいう)の法制上の位置付け並びにその適正な配置及び人

員の確保、消費生活相談員の待遇の改善その他の地方公共団体

の消費者政策の実施に對し国が行う支援の在り方について所要

の法改正を含む全般的な検討を加え、必要な措置を講ずるもの

とする。

5 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年以内に、適格消費者

団体(消費者契約法(平成十二年法律第六十一号)第二条第四

項に規定する適格消費者団体をいう。以下同じ)による差止請

求関係業務の遂行に必要な資金の確保その他の適格消費者団体

に対する支援の在り方について見直しを行い、必要な措置を講

ずるものとする。

6 政府は、消費者庁関連三法の施行後三年を目途として、加害

者の財産の隠匿又は散逸の防止に關する制度を含め多数の消費

者に被害を生じさせた者の不当な収益をなくし、被害者を救

済するための制度について検討を加え、必要な措置を講ずるも

のとする。

(小字及び一は衆議院修正)

消費者庁設置法の施行に伴う関係法律の整備

に關する法律案

消費者庁。設置法の施行に伴う関係法律の

整備に關する法律

(国家行政組織法の一部改正)

第一条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百

二十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条中「九十八」を「九十七」に改め

る。

(内閣府設置法の一部改正)

第二条 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九

号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「消費生活及び」を削り、「に

關係する施策を中心とした国民生活の安定及び

向上」を「の促進」に改め、「機能の確保」の

下に「消費者が安心して安全で豊かな消費生

活を営むことができる社会の実現に向けた施策

の推進」を加える。

第四条第一項第十六号中「ための」を「上に必要な」に改

め、同項第十七号を同項第十八号とし、同項第十六号の次に次

の一号を加える。

十七 消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第二

条の消費者の権利の尊重及びその自立の支援その他の基

本理念の実現並びに消費者が安心して安全で豊かな消費生活を営むことができる社会の実現のための基本的な政策に関する事項

第四条第一項第十六号中「確保」の下に「その他消費者の利益の擁護及び増進」を加え、「ため」を「上で必要な」に改め、同条第二項中「自殺対策」を「並びに自殺対策」に改め、「並びに消費者の利益の擁護及び増進」を削り、同条第三項第二十七号の二中「第二十一条第一項に規定する基本的事項の策定、同法」及び「並びに食品の安全性の確保に関する関係者相互間の情報及び意見の交換に関する関係行政機関の事務の調整」を削り、同項第三十五号中「こと」の下六十号の次に次の一号を加える。

六十一 消費者庁。及び消費者委員会
第四十条。に規定する事務

第六十一条の次に次の一条を加える。
第十一号の二 第四条第一項第十六号。並びに第三項第二十七号の二及び第六十一号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

第十五条第二項及び第十六条第二項中「及び金融庁」を、「金融庁及び消費者庁」に改める。
第三十七条第一項を削り、同条第二項中「前項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「第一項に定めるもののほか、」を削り、同項を同条第二項とする。

消費者委員会
消費者庁及び消費者委員会設置法

第三十八条を次のように改める。
第三十八条 削除

第四十四条第二項第四号中「経済産業大臣」の下に「（消費者庁の所掌に属する事務については、消費者庁長官とする。）」を加える。
第六十四条の表に次のように加える。

消費者庁
消費者庁。及び消費者委員会
消費者庁。設置法

第六十六条中「九十八」を「九十七」に改める。
第六十八条第一項中「第三十七條第二項」を「第三十七條第一項」に改める。

（厚生労働省設置法の一部改正）
第三条 厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第一項第十七号、第三十八号及び第三

十九号中「こと」の下に「（消費者庁の所掌に属するものを除く。）」を加える。
第十八条第一項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。
2 地方厚生局は、前項に規定する地方厚生局に属せられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。
第十九条第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。
2 前項に定めるもののほか、地方厚生支局は、消費者庁。設置法第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により地方厚生支局に属せられた事務をつかさどる。
第十九条に次の一項を加える。
5 前条第二項の規定は、第二項に規定する地方厚生支局に属せられた事務について準用する。

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

とし、同条第三項の次に次の一項を加える。
4 経済産業局は、第二項に規定する経済産業局に属せられた事務については、消費者庁長官の指揮監督を受けるものとする。
（食品衛生法の一部改正）
第六条 食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項中「厚生労働大臣は、公衆衛生の見地から、薬事・食品衛生審議会」を「内閣総理大臣は、一般消費者に対する食品、添加物、器具又は容器包装に関する公衆衛生上必要な情報の正確な伝達の見地から、消費者政策委員会」に改める。
第二十一条並びに第二十二条第一項及び第三項中「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加える。
第二十四条第四項中「厚生労働省令」を「厚生労働省令・内閣府令」に改め、「厚生労働大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同条第五項中「厚生労働省令」を「厚生労働省令・内閣府令」に改める。
第二十八条第一項及び第四項中「厚生労働大臣」の下に「内閣総理大臣」を加える。
第三十条第一項中「厚生労働大臣」の下に「内閣総理大臣」を加え、同条第二項及び第三項中「により、」の下に「その命じた」を加え、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。
内閣総理大臣は、指針に従い、その命じた食品衛生監視員に食品、添加物、器具及び容器包装の表示又は広告に係る監視指導を行わせるものとする。
第五十四条中「第十八条第二項若しくは第二十條」を「若しくは第十八条第二項」に改め、同条に次の一項を加える。
内閣総理大臣又は都道府県知事は、営業者が第二十條の規定に違反した場合においては、営業者若しくは当該職員にその食品、添加物、器具若しくは容器包装を廃棄させ、又

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

（農林水産省設置法の一部改正）
第四条 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。
第四条第五号中「こと」の下に「農林物資の品質に関する表示の基準の策定に関するものを除く。」を加える。
（経済産業省設置法の一部改正）
第五条 経済産業省設置法（平成十一年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。
第八条第一項中「家庭用品品質表示法（昭和三十一年法律第四号）」を削る。
第十二条第二項中「分掌する」を「分掌し、並びに消費者庁。設置法（平成二十一年法律第九十七号）の第四号各号に掲げる事務のうち法令の規定により経済産業局に属せられた事務をつかさどる」に改め、同条第四項を同条第五項

はその営業者に対し虚偽の若しくは誇大な表示若しくは広告による食品衛生上の危害を除去するために必要な処置をとることを命ずることができる。

第六十二条第一項中「並びに一般に」を「及び一般に」に改める。

第六十三条中「厚生労働大臣」の下に「内閣総理大臣」を加える。

第六十四条第一項中「の規定により基準若しくは」を「に規定する基準若しくは」に改め、

「第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定により基準を定めようとするとき、第二十二条第一項に規定する指針を定め、若しくは変更しようとするとき」を削り、「第五十条第一項の規定により」を「第五十条第一項に規定する」に改め、同条に次の一項を加える。

第一項及び前項の規定は、内閣総理大臣が第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めようとするとき、並びに厚生労働大臣及び内閣総理大臣が指針を定め、又は変更しようとするときについて準用する。

第六十五条中「厚生労働大臣」の下に「内閣総理大臣」を加え、同条の次に次の二条を加える。

第六十五条の二 第六十四条第一項本文に規定する場合には、厚生労働大臣は、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

内閣総理大臣は、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

厚生労働大臣は、第十一条第一項（第六十二条第一項及び第二項において準用する場合を含む。）又は第十八条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に規定する基準又は規格を定めたときそ

の他必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第十九条第一項（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する表示についての基準を定めることを求めることができる。

第六十五条の三 厚生労働大臣及び内閣総理大臣は、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、必要な情報交換を行うことその他相互の密接な連携の確保に努めるものとする。

第六十八条中「厚生労働大臣」の下に「第五十四条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定による処分に係るものにあつては、内閣総理大臣」を加える。

第六十九条第一項中「以下同じ」を削り、同条第二項中「第二十八条第一項」の下に「（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）を、第三十条第二項」の下に「（第五十一条に規定する営業（飲食店営業その他販売の営業であつて、政令で定めるものに限る。）の許可に付随する監視指導に係る部分を除くものとし、第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）を、第五十四条」の下に「（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）を、第五十九条第一項」の下に「（第六十二条第一項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七十条に次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第七十一条第一項第三号中「第五十四条」を「第五十四条第一項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）に、厚生労働大臣又は」を「厚生労働大臣若しくは」に「の命令」を。以下この号において同じ。）の命令若しくは第五十四条第二項（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）

の規定による内閣総理大臣若しくは都道府県知事の命令」に改める。

第七十三条第五号中「以下同じ」及び「厚生労働大臣又は」を削り、「第五十六条の」を「第五十六条（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）の」に改める。

第七十五条第一号及び第二号中「第二十八条第一項」の下に「（第六十二条第一項及び第三項において準用する場合を含む。）」を加える。

第七条 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の十三第一項中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に、「農林水産省令」を「内閣府令」に改め、同条第二項から第四項までの規定中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に、「審議会」を「農林水産大臣に協議するとともに、消費者政策委員会」に改め、同条第六項中「第十三条第四項」を「同条第一項から第四項までの規定中「農林水産大臣」とあるのは「内閣総理大臣」と、同項に、

「その」を「その」に改め、「しなれば」と「その」を「その」に改め、「農林水産省令」とあるのは「内閣府令」とを加え、同項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6 農林水産大臣は、第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められることにより、当該基準に係る農林物資の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該基準の案を添えて、その策定を要請することができる。

第十九条の十四第一項中「農林水産大臣は、」を削り、「ときは」の下に「内閣総理大臣又は農林水産大臣（内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法については、内閣総理大臣。次項において同じ。）は」を加え、同条第二項中「農

林水産大臣は、」を削り、「ときは」の下に「内閣総理大臣又は農林水産大臣は」を加え、同条第三項中「農林水産大臣」を「内閣総理大臣」に、「前二項の」を「第一項又は第二項の規定による」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 次の各号に掲げる大臣は、単独で前二項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣
二 農林水産大臣 内閣総理大臣
第十九条の十四に次の一項を加える。

5 農林水産大臣は、第一項又は第二項の規定による指示をした場合において、その指示を受けた者が、正当な理由がなくその指示に係る措置をとらなかつたときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定により、その者に対してその指示に係る措置をとるべきことを命ずることを要請することができる。

第二十条第二項中「第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等」及び「品質に関する表示」を削り、同条第四項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣又は農林水産大臣（第十九条の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法に係る事項については、内閣総理大臣）は、この法律の施行に必要な限度において、第十九条の十三第一項から第三項までの規定により品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に対し、品質に関する表示に関し必要な報告を求め、又はその職員に、これらの者の工場、ほ

場、店舗、事務所、事業所若しくは倉庫その

他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況若しくは農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十條に次の一項を加える。

6 次の各号に掲げる大臣は、第三項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に、通知するものとする。

一 内閣総理大臣 農林水産大臣

二 農林水産大臣 内閣総理大臣

第二十條の二第二項中、「品質に関する表示を削り、同条第五項中「又は第二項」を「から第三項まで」に、「前条第三項及び第四項」を「前条第四項及び第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「又は第二項に規定する」を「から第三項までの規定による」に改め、同項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 農林水産大臣は、第三項の規定による立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

第二十條の二第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 農林水産大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、センターに、同項に規定する者の工場、ほ場、店舗、事務所、事業所又は倉庫その他の場所に立ち入り、品質に関する表示の状況又は農林物資、その原料、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第二十條の三「又は第二項に規定する」を「から第三項までの規定による」に改める。

第二十一條第一項第二号中「農林物資の品質に関する表示又は」を削り、同条第二項中「前項に規定する」を「前項の規定による」に、「及び第十九條の十三から第十九條の十六まで」を

「第十九條の十五及び第十九條の十六」に改め、同条の次に次の二條を加える。

(内閣総理大臣又は農林水産大臣に対する申出)

第二十一條の二 何人も、農林物資の品質に関する表示が適正でないため一般消費者の利益が害されていると認めるときは、内閣府令・農林水産省令で定める手続に従い、その旨を内閣総理大臣又は農林水産大臣(当該農林物資の品質に関する表示が適正でないことが第十九條の十四第一項の内閣府令・農林水産省令で定める表示の方法のみに係るものである場合にあつては、内閣総理大臣。次項において同じ。)に申し出て適切な措置をとるべきことを求めることができる。

2 内閣総理大臣又は農林水産大臣は、前項の規定による申出があつたときは、必要な調査を行い、その申出の内容が事実であると認めるときは、第十九條の十三及び第十九條の十四に規定する措置その他の適切な措置をとらなければならない。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第二十一條の三 内閣総理大臣は、農林物資の品質に関する表示の適正化を図るため必要があると認めるときは、農林水産大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二十三條の見出しを「(権限の委任等)」に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「権限」の下に「及び前項の規定により消費者庁長官に委任された権限」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

第二十四條第八号中「第十九條の十四第三項」を「第十九條の十四第四項」に改める。

第二十七條第四号中「第二十條第二項」の下

に「若しくは第三項」を加え、「同項若しくは第二十條の二第二項」を「同条第二項若しくは第三項若しくは第二十條の二第二項若しくは第三項」に改める。

(宅地建物取引業法の一部改正)

第八條 宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第七十六号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第二項中「相手方」の下に「の利益」を加える。

第三十三條の二ただし書中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第三十四條の二第一項第七号中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第三十五條第一項第五号、第六号、第十一号及び第十三号中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改め、同項第十四号中「相手方等」の下に「の利益」を加え、「国土交通省令」を「次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該イ又はロに定める命令」に改め、同号に次のように加える。

イ 事業を営む場合以外の場合において宅地又は建物を買ひ、又は借りようとする個人である宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に資する事項を定める場合

ロ イに規定する事項以外の事項を定める場合

第三十五條第三項ただし書及び第七号中「相手方」の下に「の利益」を加える。

第三十七條の二第一項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第四十一條第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項ただし書中「相手方」の下に「の利益」を加え、同条第五項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第四十一條の二第一項ただし書中「相手方」の下に「の利益」を加え、同条第六項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改

める。

第四十七條の二第三項中「であつて、」の下に「第三十五條第一項第十四号イに規定する」を、「相手方等」の下に「の利益」を加え、「国土交通省令で定めるもの」を「国土交通省令・内閣府令で定めるもの及びその他の宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護に欠けるものとして国土交通省令で定めるもの」に改める。

第五十六條第一項ただし書及び第六十一條中「買主」の下に「の利益」を加える。

第七十一條の次に次の一條を加える。

(内閣総理大臣との協議等)

第七十一條の二 国土交通大臣は、その免許を受けた宅地建物取引業者が第三十一條第一項、第三十二條から第三十四條まで、第三十四條の二第一項(第三十四條の三において準用する場合を含む。次項において同じ。)、第三十五條(第三項を除き、同条第四項及び第五項にあつては、同条第一項及び第二項に係る部分に限る。次項において同じ。)、第三十五條の二から第四十五條まで、第四十七條又は第四十七條の二の規定に違反した場合(当該宅地建物取引業者が、第三十五條第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等と契約を締結する場合に限る。)において、第六十五條第一項(第二号から第四号までを除く。若しくは第二項(第一号及び第一号の二を除く。又は第六十六條第一項(第一号から第八号までを除く。))の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

2 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五條第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、前項に規定する処分(当該宅地建物取引業者が第三十一條第一項第三十二條から第三十四條まで、第三十四條の二第一項、第三十五條から第四

十五条まで、第四十七条又は第四十七条の二の規定に違反した場合（当該宅地建物取引業者が同号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等と契約を締結する場合に限る。）におけるものに限り、必要と意見を述べる
ことができる。

第七十二条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による意見を述べるため特に必要があると認めるときは、同項に規定する宅地建物取引業者に対して、その業務について必要な報告を求め、又はその職員に事務所その他その業務を行う場所に立ち入り、帳簿、書類その他業務に係る物件を検査させることができる。

6 内閣総理大臣は、第二項の規定による報告を求め、又は立入検査をしようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議しなければならない。

第七十五条の二の次に次の一項を加える。

（内閣総理大臣への資料提供等）

第七十五条の三 内閣総理大臣は、国土交通大臣の免許を受けた宅地建物取引業者の第三十五号第一項第十四号イに規定する宅地建物取引業者の相手方等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第七十八条の二に次の一項を加える。

2 この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）は、消費者庁長官に委任する。

第八十三条第一項第五号中「若しくは第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第六号中「第

七十二条第一項」の下に「若しくは第二項」を加える。

（旅行業法の一部改正）

第九条 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の一部を次のように改正する。

第十二条の二第二項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十二条の三「観光庁長官」の下に「及び消費者庁長官」を加える。

第十二条の四及び第十二条の五中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十二条の七中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に、「その他の国土交通省令」を「その他の国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十二条の八中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第十八条の三に次の三項を加える。

2 観光庁長官は、旅行者等が第十二条の二第三項、第十二条の四第一項若しくは第二項、第十二条の五第一項、第十二条の七、第十二条の八又は第十三条第一項（第二号に掲げる行為のうち旅行者に対する行為に係る部分に限る。）の規定に違反した場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。

3 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、第一項の規定による命令（前項に規定する規定に違反した旅行者等に対するものに限り）に関し、必要な意見を述べる
ことができる。

4 前二項の規定は、第二十四条の規定により、第一項に規定する観光庁長官の権限に属する事務を都道府県知事が行うこととされている場合には、適用しない。

第十九条第三項中「前二項の場合に」を「前二項の規定による処分について、前条第二項か

ら第四項までの規定は第一項の規定による処分について、それぞれ」に改める。

第二十三条の二第一項及び第二項中「第十八条の三」を「第十八条の三第一項」に改める。

第二十六条第一項中「国土交通省令で定める手続に従い」を削り、同条第四項中「第二項」を「第三項及び第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 消費者庁長官は、第十八条の三第三項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べるため特に必要がある
と認めるときは、その職員に第十八条の三第三項に規定する旅行者等の営業所若しくは事務所
に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、又は関係者に質問させることができる。

第二十六条第一項の次に次の一項を加える。

2 消費者庁長官は、第十八条の三第三項（第十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による意見を述べるため必要があると認めるときは、第十八条の三第三項に規定する旅行者等
に、その業務に関し、報告をさせることができる。

第二十六条の次に次の二項を加える。

7 消費者庁長官は、第二項の規定による報告をさせ、又は第四項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、観光庁長官に協議しなければならない。

8 第一項及び第二項の規定による報告の手続並びに第五項の規定による証票の様式は、国土交通省令又は内閣府令で定める。

第二十六条の次に次の一項を加える。

（消費者庁長官への資料提供等）

第二十六条の二 消費者庁長官は、旅行者の正当な利益の保護を図るため必要があると認めるときは、観光庁長官に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第三十一条第十六号中「第十八条の三」を「第十八条の三第一項」に改め、同条第十七号中「第二十六条第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、同条第十八号中「第二十六条第二項」を「第二十六条第三項若しくは第四項」に改める。

（割賦販売法の一部改正）

第十条 割賦販売法（昭和三十六年法律第五百十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項及び第五項中「及び第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の三、第四十一条及び第四十一条の二」に改める。

第三条から第四条の二までの規定、第四条の三第一項並びに第四条の四第一項第一号及び第三号中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第十五条第一項中「一」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「購入者」の下に「の利益」を加え、同項第四号中「行なう」を「行おう」に改め、同項第五号中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第十八条の二第三項及び第十八条の五第四項中「法務省令、経済産業省令」を「法務省令・経済産業省令」に改める。

第十九条第三項中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第二十条の二第二項中「一」を「いずれかに」に改め、「購入者」の下に「の利益」を加え、同条に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第二項第三号に該当する場合において、同項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第一項第三号に該当する場合において、購入者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による命令に関

し、必要な意見を述べることができる。

第二十條の四第三項及び第二十二條の二第二項中「法務省令、経済産業省令」を「法務省令・経済産業省令」に改める。

第二十三條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、許可割賦販売業者が前項第四号の命令（当該許可割賦販売業者の前払式割賦販売に係る業務の運営が第二十條の二第一項第三号に該当する場合におけるものに限る。次項及び第四十條第二項において同じ。）に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、許可割賦販売業者が第二項第四号の命令に違反した場合において、購入者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に関し、必要な意見を述べることができる。

第二十九條第三項中「法務省令、経済産業省令」を「法務省令・経済産業省令」に改める。

第二十九條の二、第二十九條の三、第二十九條の三の二第一項、第二十九條の三の三第一項第一号及び第三号、第三十條、第三十條の二、第三十條の二の二第二項並びに第三十條の二の三第一項第一号及び第三号中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改める。

第三十五條の三の三中「及び第二十條の二第一項」を「並びに第二十條の二第一項及び第四項」に、「第二十七條第一項」を「同条第四項中「購入者」とあるのは「購入者又は指定役務の提供を受ける者」と、第二十七條第一項」に改める。

第三十六條の見出し中「消費経済審議会」を「消費経済審議会及び消費者政策委員会」に改め、同条中「第二條第四項若しくは第五項、第四條の四第一項」及び「第二十九條の三の三

第一項、第三十條の二の三第一項、第三十條の四第四項第一号、第三十條の五第二項を削り、同条に次の一項を加える。

2 主務大臣は、第二條第四項若しくは第五項、第四條の四第一項、第二十九條の三の三第一項、第三十條の二の三第一項、第三十條の四第四項第一号又は第三十條の五第二項に規定する政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、政令で定めるところにより、消費経済審議会及び消費者政策委員会に諮問しなければならない。

第四十條中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第二十條の二第四項又は第二十三條第四項の規定により意見を述べると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、その前払式割賦販売に係る業務の運営が第二十條の二第二項第三号に該当する許可割賦販売業者又は第二十三條第二項第四号の命令に違反した許可割賦販売業者に対し、その営業に関し報告をさせることができる。

4 内閣総理大臣は、第三十五條の三の三において準用する第二十條の二第四項又は第二十三條第四項の規定により意見を述べると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、その前払式特定取引に係る業務の運営が第三十五條の三の三において準用する第二十條の二第二項第三号に該当する第三十五條の三の二の許可を受けた者又は第三十五條の三の三において準用する第二十三條第二項第四号の命令（当該第三十五條の三の二の許可を受けた者の前払式特定取引に係る業務の運営が第三十五條の三の三において準用する第二十條の二第一項第三号に該当する場合におけるものに限る。）に違反した第三十五條の三の二の許可を受けた者に対し、その営業に関し報告をさ

せることができる。

5 内閣総理大臣は、第二項又は前項の規定による報告の徴収をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

第四十一條第三項中「第一項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前条第二項又は第四項に規定する場合において購入者又は指定役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者又は第三十五條の三の二の許可を受けた者の本店その他の営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

第四十一條の次に次の一條を加える。

（内閣総理大臣への資料提供等）
第四十一條の二 内閣総理大臣は、購入者又は指定役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四十六條第四号中「第三十六條」を「第三十六條第一項」に改め、同条に次の一号を加える。

五 第三十六條第二項の規定による消費経済審議会及び消費者政策委員会への諮問に関する事項については、経済産業大臣、内閣総理大臣及び当該商品の流通を所掌する大臣、当該権利に係る施設若しくは役務の提供を行う事業を所掌する大臣又は当該役務の提供を行う事業を所掌する大臣

第四十八條に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第五十三條第四号中「第四十條」を「第四十條第一項から第四項まで」に改め、同条第五号中「第四十一條第一項」の下に「又は第二項」を加える。

（家庭用品品質表示法の一部改正）
第十一條 家庭用品品質表示法（昭和三十七年法律第百四号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中「行なう」を「行う」に、「次条」を「次条第三項（同条第五項において準用する場合を含む。第四條第一項において同じ。）」に、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に改める。

第三條中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「定め、これを告示する」を「定める」に改め、同条に次の四項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により表示の標準となるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項を定めたときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

4 経済産業大臣は、第一項の規定により表示の標準となるべき事項が定められることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる。

5 前三項の規定は、第一項の規定により定めた表示の標準となるべき事項の変更について準用する。

第四條第一項中「経済産業大臣は、前条」を「前条第三項」に、「同条第一号」を「同条第一項第一号」に、「同条の」を「同条第三項の」に、「同条第二号」を「同条第一項第二号」に、「が

あるときは」を「(以下「違反業者」と総称する。)があるときは、内閣総理大臣又は経済産業大臣(違反業者が販売業者(卸売業者を除く。)である場合にあつては、内閣総理大臣)は、当該製造業者、販売業者又は表示業者を、当該違反業者」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「前項」を「第一項」に、「製造業者、販売業者又は表示業者」を「違反業者」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる大臣は、単独で前項の規定による指示をしようとするときは、あらかじめ、その指示の内容について、それぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 経済産業大臣

二 経済産業大臣 内閣総理大臣

第四条に次の一項を加える。

4 経済産業大臣は、第一項の規定による指示をした場合において、その指示に従わない違反業者があるときは、内閣総理大臣に対し、前項の規定によりその旨を公表することを要請することができる。

第五条から第七条までの規定中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「経済産業省令」を「内閣府令」に改める。

第八条第一項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「行なう」を「行う」に、「一」を「いずれかに」に改め、同条第三項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第四項中「経済産業省令」を「内閣府令」に改める。

第九条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(命令の要請)

第九条の二 経済産業大臣は、第五条、第六条第一項又は第七条の規定による命令が行われることにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣

に対し、当該命令をすることを要請することができる。

第十条の見出し中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に改め、同条第一項中「行なわれて」を「行われて」に、「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣(当該家庭用品の品質に関する表示が販売業者(卸売業者を除く。)に係るものである場合にあっては、内閣総理大臣。次項において同じ。)」に改め、同条第二項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に、「行ない」を「行い」に改める。

第十一条の見出し中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会」に改め、同条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に、「第三条」を「第三条第一項若しくは第五項」に改め、「定め」の下に、「若しくは変更し」を加え、「消費経済審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

第十八条中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十九条第一項中「経済産業大臣」を「内閣総理大臣又は経済産業大臣」に改め、「販売業者」の下に「(卸売業者に限る。)」を加え、同条第三項を削り、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、販売業者(卸売業者を除く。)から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、家庭用品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十九条第四項から第六項までを削り、同条第七項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる大臣は、第一項又は第二項の規定による権限を単独で行使したとき

は、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 内閣総理大臣 経済産業大臣

二 経済産業大臣 内閣総理大臣

第二十四条中「第十九条の二」を「第二十一条」に改め、同条を第二十八条とし、第二十三条を第二十七条とする。

第二十二條中「一」を「いずれかに」に改め、同条第二号及び第三号中「第十九条第一項」の下に「又は第二項」を加え、同条を第二十六条とし、第二十一条を第二十五条とする。

第二十条を削る。

第十九条の三中「この法律」を「前条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律」に改め、同条を第二十四条とする。

第十九条の二中「前条第三項」を「前条第一項」に改め、同条を第二十一条とし、同条の次に次の二条を加える。

(内閣総理大臣への資料提供等)

第二十二條 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第二十三條 内閣総理大臣は、この法律による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 この法律の規定により経済産業大臣の権限に属する事項は、経済産業省令で定めるところにより、経済産業局長に行わせることができる。

第十九条の次に次の一条を加える。

(独立行政法人製品評価技術基盤機構による立入検査)

第二十条 経済産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員に立入検査を行わせることができる場合において必要があると認めるときは、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)に、同項の規定による立

入検査を行わせることができる。

2 経済産業大臣は、前項の規定により機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

3 機構は、前項の指示に従つて第一項に規定する立入検査を行ったときは、その結果を経済産業大臣に報告しなければならない。

4 経済産業大臣は、第一項に規定する立入検査について前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を内閣総理大臣に通知するものとする。

5 第一項の規定により立入検査をする機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(不当景品類及び不当表示防止法の一部改正)

第十二條 不当景品類及び不当表示防止法(昭和三十七年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)」の特例を定めることにより、公正な競争を確保し、もつて」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、」に改める。

第二条第二項中「行なう」を「行う」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「附随して」を「付随して」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

この法律で「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者をいい、当該事業を行う者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者は、次項及び第十一条の規定の適用については、これを当該事業者とみなす。

第二十九條 消費者問題に関する特別委員会會議録第二号 平成二十一年四月二十三日【参議院】

2 この法律で「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。第二十条において同じ。）の出資を有し、営利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一 二以上の事業者が社員（社員に準ずるものを含む。）である一般社団法人その他の社團

二 二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している一般財団法人その他の財団

三 二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

第三条中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に、「防止する」を「防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を確保する」に改める。

第四条第一項中「各号に掲げる」を「各号のいずれかに該当する」に改め、同項第一号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に、「ことにより」を「表示であつて」に、「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「表示」を「もの」に改め、同項第二号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に、「ため」を「表示であつて」に、「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「もの」に改め、同項第三号中「公正な競争」を「一般消費者による自主的かつ合理的な選択」に、「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「公正取引委員会は、」を「内閣総理大臣は、事業者がした表示が」に、「該

当する表示か」を「該当するか」に、「第六条第一項及び第二項」を「第六条」に改める。

第五条の見出し中「公聴会」を「公聴会等」に改め、同条第一項中「公正取引委員会は、第二項」を「内閣総理大臣は、第二項第三項若しくは第四項」に、「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に、「ものとする」を「とともに、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない」に改める。

第六条の見出しを「措置命令」に改め、同条第一項中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改め、「以下「排除命令」という。」を削り、「においても」の下に、「次に掲げる者に対し」を加え、同項に次の各号を加える。

一 当該違反行為をした事業者

二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人

四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

第六条第二項及び第三項を削る。

第八条（見出しを含む。）中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣」に改める。

第九条第三項中「第一項」を「第二項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「又は質問」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項中「報告をさせ」の下に、「若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ」を加え、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該

事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他の他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

第十条及び第十一条を削る。

第十一条の二第一号及び第二号中「競争関係にある」を「同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している」に改め、同条を第十条とする。

第十二条の見出しを「協定又は規約」に改め、同条第一項中「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に改め、「について」の下に「内閣総理大臣及び」を、「防止し、」の下に「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の」を加え、同条第二項中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣及び公正取引委員会」に改め、「（以下「公正競争規約」という。）」を削り、「各号に」を「各号のいずれにも」に、「前項の認定」を「同項の認定」に改め、同項第一号中「防止し、」の下に「一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の」を加え、同項第四号中「公正競争規約」を「当該協定若しくは規約」に改め、同条第三項中「公正取引委員会」を「内閣総理大臣及び公正取引委員会」に、「公正競争規約」を「協定又は規約」に改め、「前項各号」の下に「のいずれか」を加え、同条第四項中「公正取引委員会は」を「内閣総理大臣及び公正取引委員会は」に、「公正取引委員会規則」を「内閣府令」に改め、同条第五項中「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」の下に「（昭和二十二年法律第五十四号）」を加え、「第八条の二第二項」を「同法第八条の二第二項」に、「公正競争規約及びこれ」を「協定又は規約及びこれら」に改め、同条第六項を

削り、同条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3 公正取引委員会は、前項の規定により委任された権限を行使したときは、速やかに、その結果について消費者庁長官に報告するものとする。

第十三条を次のように改める。

（内閣府令への委任）

第十三条 この法律に定めるもののほか、この法律を実施するため必要な事項は、内閣府令で定める。

第十四条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

（協議）

第十四条 内閣総理大臣は、第十一条第一項及び第四項並びに前条に規定する内閣府令（同条に規定する内閣府令にあつては、第十一条第一項の協定又は規約について定めるものに限る。）を定めようとするときは、あらかじめ、公正取引委員会に協議しなければならない。

第十五条の前の見出しとして「（罰則）」を付し、同条を次のように改める。

第十五条 第六条の規定による命令に違反した者は、二年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者には、情状により、懲役及び罰金を併科することができる。

第十七条を削る。

第十六条中「第九条第一項」を「第九条第二項」に改め、「による報告」の下に「若しくは物件の提出」を、「虚偽の報告」の下に「若しくは虚偽の物件の提出」を加え、同条を第十七

条とする。

第十五条の次に次の一条を加える。

第十六条 第九条第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、一年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

第十八条第一項中「第十五条又は第十六条」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑
二 第十六条又は前条 各本条の罰金刑
第十八条第二項中「第十五条又は第十六条」を「次の各号に掲げる規定」に、「各本条の」を「当該各号に定める」に改め、同項に次の各号を加える。

一 第十五条第一項 三億円以下の罰金刑
二 第十六条又は前条 各本条の罰金刑
第十八条第三項中「刑事訴訟法」の下に「昭和二十三年法律第百三十一号」を加える。
本則に次の二条を加える。

第十九条 第十五条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該法人（当該法人で事業者団体に該当するものを除く。）の代表者に対しても、同項の罰金刑を科する。

第二十条 第十五条第一項の違反があつた場合においては、その違反の計画を知り、その防

第二十九条の見出しを「消費者政策委員会」に改め、同条中「内閣府設置法第三十八条」を「消費者庁設置法（平成二十一年法律第 号）第六條」に、「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

止に必要な措置を講ぜず、又はその違反行為を知り、その是正に必要な措置を講じなかつた当該事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。）に対しても、それぞれ同項の罰金刑を科する。

2 前項の規定は、同項に規定する事業者団体の理事その他の役員若しくは管理人又はその構成事業者が法人その他の団体である場合においては、当該団体の理事その他の役員又は管理人に、これを適用する。

（消費者基本法の一部改正）

第十三条 消費者基本法（昭和四十三年法律第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十七条第三項中「消費者基本計画の案を作成しようとするときは、国民生活審議会」を「次に掲げる場合には、消費者政策委員会」に改め、同項に次の各号を加える。

一 消費者基本計画の案を作成しようとするとき。

二 前項第二号の検証、評価及び監視について、それらの結果の取りまとめを行おうとするとき。

第二十八条第三項を次のように改める。

3 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一 内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十一条の二の規定により置かれた特命担当大臣
二 内閣官房長官、関係行政機関の長及び内閣府設置法第九条第一項に規定する特命担当大臣（前号の特命担当大臣を除く。）のうちから、内閣総理大臣が指定する者

第二十九条の見出しを「消費者政策委員会」に改め、同条中「内閣府設置法第三十八条」を「消費者庁設置法（平成二十一年法律第 号）第六條」に、「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

第二十九部 消費者問題に関する特別委員会会議録第二号 平成二十一年四月二十三日【参議院】

（消費生活用製品安全法の一部改正）

第十四条 消費生活用製品安全法（昭和四十八年法律第三十一号）の一部を次のように改正する。

目次中
第二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）を 第二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）に改める。

第二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第二十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第三十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第四十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第五十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第六十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第七十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第八十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十一節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十二節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十三節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十四節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十五節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十六節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十七節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十八節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第九十九節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）
第一百節 情報の収集及び提供（第三十三条・第三十七條）

2 主務大臣は、前項の規定により技術上の基準を定めようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三十一条第一項中「第三條」を「第三條第一項」に改める。

第三十六条第二項中「第三十六條第二項、第四十一條第四項」を「第三十六條第四項、第四十一條第五項から第七項まで」に改める。

第三章第一節の節名を次のように改める。

第一節 情報の収集及び提供の責務
第三十三條（見出しを含む。）中「主務大臣」を「内閣総理大臣及び主務大臣」に改める。

第三十五條の見出し及び同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「主務省令」を「内閣府令」に改め、同条第三項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、「ときは」の下に、「直ちに」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による報告を受けたときは、直ちに、当該報告の内容について、主務大臣に通知するものとする。

第三十六條の見出し中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項を「同条第四項」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第二十九部 消費者問題に関する特別委員会会議録第二号 平成二十一年四月二十三日【参議院】

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣及び主務大臣は、第一項の規定による公表につき、消費生活用製品の安全性に関する調査を行う必要があると認めるときは、共同して、これを行うものとする。

第三十七條中「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、主務大臣に協議しなければならない。

3 主務大臣は、必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の規定による命令をすることを要請することができる。

第三十五條の前に次の節名を付する。

第二節 重大製品事故の報告等
第四十條に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者に対し、その業務の状況に関し報告をさせることができる。

第四十一條第八項中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第七項中「第四項」を「第五項又は第七項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第六項中「第四項」を「第五項又は第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同項の次に次の一項を

第二十九部 消費者問題に関する特別委員会会議録第二号 平成二十一年四月二十三日【参議院】

加える。

10 主務大臣は、第七項の規定により機構に立入検査を行なった場合において、前項の規定による報告を受けたときは、その内容を内閣総理大臣に通知しなければならない。

第四十一条第五項中「前項」を「第五項又は前項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第四項を同条第五項とし、同項の次に次の二項を加える。

6 内閣総理大臣は、必要があると認めるときは、主務大臣に対し、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせることを要請することができる。

7 主務大臣は、前項の規定による要請があつた場合において、機構の業務の遂行に支障がないと認めるときは、機構に、第三項の規定による立入検査を行わせるものとする。

第四十一条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 内閣総理大臣は、前章第二節の規定を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者の事務所、工場、事業場、店舗又は倉庫に立ち入り、消費生活用製品、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

第四十二条第一項中「同条第四項」を「同条第五項若しくは第七項」に改め、同条第三項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項の規定に基づく主務大臣」を「前二項の規定に基づく内閣総理大臣又は主務大臣」に、「同項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、前条第三項の規定によりその職員に立入検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせ、又は検査を行わせることが著しく困難であると認められる消費生活用製品があつたときは、その

所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

第四十三条中「第四十一条第四項」を「第四十一条第五項若しくは第七項」に改める。

第五十二条の見出し中「主務大臣」を「内閣総理大臣等」に改め、同条第一項中「主務大臣」を「前章第二節の規定による重大製品事故に関する措置に関する事項については内閣総理大臣に、その他の事項については主務大臣」に改め、同条第二項中「主務大臣」を「内閣総理大臣又は主務大臣」に、「行ない」を「行い」に改める。

第五十四条第一項第一号中「第三条」を「第三条第一項」に改め、同項第三号中「前章第一節」を「第三十三條」に、「及び提供」を、「前章第二節の規定による重大製品事故の報告等」に改め、同項第五号中「第四十条」を「第四十条第一項及び第二項」に改める。

第五十五条中「この法律」を「次条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限及びこの法律」に改める。

第五十六条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第五十八条第五号中「第三十七条」を「第三十七條第一項」に改める。

第五十九条第八号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改め、同条第九号中「第四十二条第一項」の下に「又は第二項」を加える。

（有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の一部改正）

第十五条 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「とともに、」の下に「消費者庁長官及び」を加える。
（国民生活安定緊急措置法の一部改正）

第十六条 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第百二十一号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出し中「国民生活審議会」を「消費者政策委員会」に改め、同条第一項中「国民生活審議会（以下「審議会」という。）を「消費者政策委員会」に改め、同条第二項中「審議会」を「消費者政策委員会」に改める。

（特定商取引に関する法律の一部改正）
第十七条 特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）の一部を次のように改正する。

本則（第六十六条及び第六十七条を除く。）中「経済産業省令」を「主務省令」に、「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第六十四条の見出し中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改め、同条中「消費経済審議会」を「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改める。

第六十六条第四項中「（通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に係るものについては、経済産業大臣）を削り、同条第六項中、第一項から第三項までの規定中「主務大臣」とあるのは「経済産業大臣」とを削り、「通信販売電子メール広告受託事業者」を「通信販売電子メール広告受託事業者」に改め、同条第七項及び第八項中「読み替えて」を削る。

第六十七条第一項第一号から第三号までの規定中「については」の下に「内閣総理大臣」を加え、同項第五号中「消費経済審議会」を「消費者政策委員会及び消費経済審議会」に改め、「については」の下に「内閣総理大臣」を加え、同項を同項第六号とし、同項第四号中「については」の下に「内閣総理大臣」を加え、同項を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 通信販売電子メール広告受託事業者、連鎖販売取引電子メール広告受託事業者及び業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者に関する事項、訪問販売協会及び通信販売協会に関する事項並びに第六十四条第二項の規定による消費者政策委員会及び消費経済審議会への諮問に関する事項については、内閣総理大臣及び経済産業大臣
第六十七条第二項中「前項第四号に定める主務大臣」を「内閣総理大臣及び経済産業大臣が共同で」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第六十一条第一項に規定する主務省令については、第一項第五号に定める主務大臣の発する命令とする。
第六十七条第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

第六十九条に次の一項を加える。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、第六十七条第二項の規定により委任された権限の一部を経済産業局長に委任することができる。

（貸金業法の一部改正）
第十八条 貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十四条の六の十一」を「第二十四条の六の十二」に改める。

第二十四条の六の三に次の二項を加える。

2 内閣総理大臣は、その登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六、第十二条の七又は第十三条から第二十二條までの規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。次項及び次条第三項において同じ。）に違反した場合（その違反行為に係る資金需要者等個人（事業を営む場合におけるものを除く。次項、第二十四条の六の十一第二項及

び第四十四条の二第三項において同じ。が含まれる場合に限る。において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、消費者庁長官に協議しなければならない。

3 消費者庁長官は、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、第一項の規定による命令（内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六、第十二条の七又は第十三条から第二十二条までの規定に違反した場合に限る。）に関し、必要な意見を述べるができる。

3 前条第二項及び第三項の規定は、第一項の規定による処分（内閣総理大臣の登録を受けた貸金業者が第十二条の三第四項、第十二条の六、第十二条の七又は第十三条から第二十二条までの規定に違反した場合に限る。）について準用する。

第二章第三節中第二十四条の六の十一を第二十四条の六の十二とする。

第二十四条の六の十の見出しを削り、同条の前に見出しとして「報告徴収及び立入検査」を付し、同条の次に次の一条を加える。

第二十四条の六の十一 消費者庁長官は、第二十四条の六の三第三項（第二十四条の六の四第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定による意見を述べるため必要があると認める場合には、第二十四条の六の三第三項に規定する貸金業者に対して、その業務に関し報告又は資料の提出を命ずることができる。

2 消費者庁長官は、前項に規定する場合において、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため特に必要があると認めるときは、当該職員に、同項の貸金業者の営業所若しくは事務所に立ち入らせ、その業務に関して質問させ、又は帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

3 前条第五項及び第六項の規定は、前項の規定による立入検査について準用する。

4 消費者庁長官は、第一項の規定による命令又は第二項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

第四十四条の二の見出し中「財務大臣を」財務大臣等」に改め、同条に次の一項を加える。

3 消費者庁長官は、個人である資金需要者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

第四十四条の三第三項中「第二十四条の六の四」を「第二十四条の六の四第一項若しくは第二項」に改める。

第四十八條第一項第八号の二中「第二十四条の六の三」を「第二十四条の六の三第一項」に改め、同項第八号の四中「又は第二項」を「若しくは第二項」に改め、「含む。」の下に「又は第二十四条の六の十一第一項」を加え、同項第八号の五中「又は第四項」を「若しくは第四項」に改め、「含む。」の下に「又は第二十四条の六の十一第二項」を加え、同項第八号の六中「第二十四条の六の十一第三項」を「第二十四条の六の十二第三項」に改める。

（特定商品等の預託等取引契約に関する法律の一部改正）

第十九条 特定商品等の預託等取引契約に関する法律（昭和六十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

本則（第十三条を除く。）中「経済産業省令」を「内閣府令」に、「主務大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第十一条の次に次の一条を加える。

（消費者政策委員会への諮問）

第十一条の二 内閣総理大臣は、第二条第一項第一号若しくは第二号若しくは第二項、第四条第一項若しくは第二項又は第十条第一項の

政令の制定又は改廃の立案をしようとするときは、消費者政策委員会に諮問しなければならない。

第十三条を次のように改める。

（内閣総理大臣への資料提供等）

第十三条 内閣総理大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提供、説明その他必要な協力を求めることができる。

第十三条の次に次の一条を加える。

（権限の委任）

第十三条の二 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正）

第二十條 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第四条」を「「第四条」に改める。

第二条に次の一項を加える。

4 この法律において「住宅購入者等」とは、住宅の購入若しくは住宅の建設工事の注文をし、若しくはしようとする者又は購入され、若しくは建設された住宅に居住をし、若しくはしようとする者をいう。

第三条第一項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、同項後段を削り、同条第二項中「及び評価方法基準」を削り、「定めなければならない」を「定め、又は変更しなければならない」に改め、同条第三項中「国土交通大臣は」を「国土交通大臣又は内閣総理大臣は、日本住宅性能表示基準を定め、又は変更しようとする場合において、」に、「定めるべき」を「当該」に、「評価方法基準」を「その変更」に改め、同条第四項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「第一項の規定により」及び「及び評価方法基準」を削り、「定めよう」を「定め、又は変更しよう」に改め、「あらかじめ、」

の下に「国土交通大臣にあっては」を、「議決を」の下に「内閣総理大臣にあっては消費者政策委員会の議決を、それぞれ」を加え、同条第五項中「国土交通大臣」の下に「及び内閣総理大臣」を加え、「第一項の規定により」及び「及び評価方法基準」を削り、「定めた」を「定め、又は変更した」に改め、同条第六項を削る。

第三条の次に次の一条を加える。

（評価方法基準）

第三条の二 国土交通大臣は、日本住宅性能表示基準を定める場合には、併せて、日本住宅性能表示基準に従って表示すべき住宅の性能に関する評価（評価のための検査を含む。以下同じ。）の方法の基準（以下「評価方法基準」という。）を定めるものとする。

2 前条第二項から第五項までの規定は、評価方法基準について準用する。この場合において、同条第三項中「国土交通大臣又は内閣総理大臣」とあり、並びに同条第四項及び第五項中「国土交通大臣及び内閣総理大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第四項中「国土交通大臣にあっては社会資本整備審議会の議決を、内閣総理大臣にあっては消費者政策委員会の議決を、それぞれ」とあるのは「社会資本整備審議会の議決を」と読み替えるものとする。

3 内閣総理大臣は、個人である住宅購入者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、評価方法基準の策定又は変更に関し、必要な意見を述べることができる。

第五条第一項及び第二項中「国土交通省令」を「国土交通省令・内閣府令」に改める。

第九十八條の次に次の一条を加える。

（内閣総理大臣への資料提供等）

第九十八條の二 内閣総理大臣は、住宅の性能に関する表示に関し、個人である住宅購入者等の利益の保護を図るため必要があると認めるときは、国土交通大臣に対し、資料の提供、

説明その他必要な協力を求めることができる。

第九十九条に次の一項を加える。

2 この法律に規定する内閣総理大臣の権限（政令で定めるものを除く。）は、消費者庁長官に委任する。

（独立行政法人国立健康・栄養研究所法の一部改正）

第二十一条 独立行政法人国立健康・栄養研究所法（平成十一年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第十四条を次のように改める。

（主務大臣等）

第十四条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。

一 役員及び職員並びに財務及び会計その他の管理業務に関する事項については、厚生労働大臣

二 第二十一条第二号及び第三号に掲げる業務に関する事項については、厚生労働大臣及び内閣総理大臣

三 第三十一条に規定する業務のうち前号に規定する業務以外のものに関する事項については、厚生労働大臣

2 研究所に係る通則法における主務省は、厚生労働省とする。

3 研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（消費者契約法の一部改正）

第二十二條 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十八條」を「第四十八條・第四十八條の二」に改める。

第十二條の二第一項中「第十一條の二」を「第十條」に改める。

第十五條中第二項を削り、第三項を第二項とする。

第二十三條第五項中「並びに」を「及び」に改め、「及び公正取引委員会」を削る。

第三十八條中「次の各号に掲げる者」を「警察庁長官」に、「それぞれ当該各号に定める」を「第十三條第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する」に改め、同条各号を削る。

第四十三條第二項第二号中「第十一條の二」を「第十條」に改める。

第四章中第四十八條の次に次の一條を加える。

（権限の委任）

第四十八條の二 内閣総理大臣は、前章の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律の一部改正）

第二十三條 特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第三條及び第四條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第七條中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣（架空電子メールアドレスをそのあて先とする電子メールの送信に係る場合にあつては、総務大臣）」に改める。

第八條の見出し中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に改め、同条第一項中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に改め、同条第三項中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に、「前二項」を「第一項」に、「申出があつた」を「申出を受けた」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 次の各号に掲げる大臣は、前項の規定による申出を受けたとき（当該申出が総務大臣及び内閣総理大臣に対するものであるときを除く。）は、速やかに、その旨をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 総務大臣 内閣総理大臣

二 内閣総理大臣 総務大臣

第八條に次の一項を加える。

5 総務大臣は、第三項の規定による申出を受けたときは、必要な調査を行い、その結果に基づき必要があると認めるときは、この法律に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

第十四條第一項中「総務大臣は」を「総務大臣及び内閣総理大臣は」に改め、同項第一号中「第八條第一項」の下に「の規定による総務大臣若しくは内閣総理大臣に対する申出」を加え、「第二項」を「同条第三項」に改め、同項第二号中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に、「第八條第三項」を「第八條第四項又は第五項」に改める。

第十六條第一項中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に、「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第十八條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第十九條中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十條第一項中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第二十一條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に、「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十二條第二項第三号及び第四号中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第二十三條から第二十五條までの規定中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十六條中「総務省令」を「総務省令・内閣府令」に改める。

第二十七條中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改める。

第二十八條第一項中「総務大臣」を「総務大臣又は内閣総理大臣」に改め、同条第二項中「総務大臣」を「総務大臣及び内閣総理大臣」に改め、同条に次の一項を加える。

5 次の各号に掲げる大臣は、第一項の規定による権限を単独で行使したときは、速やかに、その結果をそれぞれ当該各号に定める大臣に通知するものとする。

一 総務大臣 内閣総理大臣

二 内閣総理大臣 総務大臣

第三十一條の見出しを「（権限の委任等）」に改め、同条中「総務大臣の」を「総務大臣の権限及び前項の規定により消費者庁長官に委任された」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

内閣総理大臣は、この法律の規定による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

（健康増進法の一部改正）

第二十四條 健康増進法（平成十四年法律第百三十一号）の一部を次のように改正する。

第二十六條第一項及び第二項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第三項及び第四項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条第五項中「厚生労働省令」を「内閣府令」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 内閣総理大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣の意見を聴かなければならない。

第二十六條に次の一項を加える。

7 内閣総理大臣は、第一項又は前項の内閣府令を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ、厚生労働大臣に協議しなければならない。

第二十六條の二中「厚生労働省令」を「内閣府令」に、「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第二十六條の四第一項中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に、「厚生労働省令」を「内閣府令」に改める。

第二十六條の五第二項中「前二條」を「前三

第二十九部 消費者問題に関する特別委員会会議録第二号 平成二十一年四月二十三日 【参議院】

第二号 平成二十一年四月二十三日【参議院】

四一

（消費者契約法等の一部を改正する法律の一部改正）

第二十八条 消費者契約法等の一部を改正する法律（平成二十年法律第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条のうち、消費者契約法第十二条の二第二項の改正規定中「第十一条の二」を「第十条」に改め、同法第十五条第二項の改正規定を次のように改める。

第十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 内閣総理大臣は、第十三条第一項の認定をしようとするときは、同条第三項第二号に規定する事由の有無について、経済産業大臣の意見を聴くものとする。

第二条のうち消費者契約法第二十三条第五項の改正規定を次のように改める。

第二十三条第五項中「及び内閣総理大臣」を「並びに内閣総理大臣及び経済産業大臣」に改め、「他の適格消費者団体」の下に「及び経済産業大臣」を加える。

第二条のうち消費者契約法第三十八条第一号の改正規定を次のように改める。

第三十八条中「警察庁長官」を「次の各号に掲げる者」に、「第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する」を「それぞれ当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 経済産業大臣 第十三条第三項第二号に掲げる要件に適合しない事由又は第三十四条第一項第四号に掲げる事由
二 警察庁長官 第十三条第五項第三号、第四号又は第六号ハに該当する事由
（特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律の一部改正）

第二十九条 特定商取引に関する法律及び割賦販売法の一部を改正する法律（平成二十年法律第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二条中「経済産業省令」を「主務省令」に、

「経済産業大臣」を「主務大臣」に改める。

第二条のうち、特定商取引に関する法律第六十七条の改正規定中「同項第四号」を「同項第五号」に、「同条第二項中「前項第四号」を「第一項第四号」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「権限」の下に「消費者庁の所掌に係るもの」に限り、を加え、同法第六十九条の改正規定中「第六十九条」を「第六十九條第二項中「第六十七條第二項」を「第六十七條第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に改める。

第三条のうち、割賦販売法第二条第三項第一号の改正規定中「第三十条の五の二」の下に、「第三十条の五の三」を、「準用する場合を含む。」の下に、「第三十四条の二」を加え、「及び第三十五条の十六」を、「第三十五条の十六、第四十一条及び第四十一条の二」に改め、同条第五項及び第四項の改正規定中「及び第三十五条の三の三」を、「第三十五条の三の三」に、「及び第三十五条の三の六十二」を、「第三十五条の三の六十二」に改め、同法第三十条の二から第三十条の三までの改正規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に、「経済産業大臣」を「経済産業大臣及び内閣総理大臣」に改め、同法第三十条の五の次に二条を加える改正規定中第三十条の五の二及び第三十条の五の三を次のように改める。

（業務の運営に関する措置）

第三十条の五の二 包括信用購入あつせん業者は、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、その包括信用購入あつせんの業務に関して取得した利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その包括信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行及びその利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者からの苦情の

適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）

第三十条の五の三 経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該包括信用購入あつせん業者に対し、包括信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条の規定に違反している場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、包括信用購入あつせん業者が前条の規定に違反している場合において、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要であると認めるときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による命令に関し、必要な意見を述べることを要する。

第三条のうち、割賦販売法第三十四条の二第二項に一号を加える改正規定のうち同項第一号中「第三十条の五の三」を「第三十条の五の三第一項」に改める。

第三条のうち割賦販売法第三十四条の二第三項の改正規定を次のように改める。

第三十四条の二第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「登録割賦購入あつせん業者」を「登録包括信用購入あつせん業者」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 経済産業大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が前項第一号の命令（当該登録包括信用購入あつせん業者が第三十条の五の二の規定に違反している場合におけるもの

に限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、登録包括信用購入あつせん業者が第二項第一号の命令に違反した場合において、利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に関し、必要な意見を述べることを要する。

第三条のうち割賦販売法第三章に三節を加える改正規定のうち、第三十五条の三の二から第三十五条の三の五まで及び第三十五条の三の八から第三十五条の三の十一までの規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、第三十五条の三の十三から第三十五条の三の十六までの規定中「経済産業省令」を「主務省令」に改め、第三十五条の三の二十中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、第三十五条の三の二十一を次のように改める。

（改善命令）

第三十五条の三の二十一 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文、第三十五条の三の十第四項、第三十五条の三の十一第六項、前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は前条の規定に違反している

場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は前条の規定に違反している場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による命令に関し、必要な意見を述べることができる。

第三条のうち割賦販売法第三章に三節を加える改正規定のうち、第三十五条の三の二十二第二項中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、第三十五条の三の三十二を次のように改める。

(登録の取消し等)

第三十五条の三の三十二 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十五条の三の二十六第一項第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。

二 不正の手段により第三十五条の三の二十三の登録(第三十五条の三の二十七第一項の登録の更新を含む)を受けたとき。

三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十五条の三の二十一第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

二 第三十五条の三の二十六第一項第二号

の規定に該当することとなつたとき。

三 第三十五条の三の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

3 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が前項第一号の命令(当該登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は第三十五条の三の二十の規定に違反している場合におけるものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。)に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が第二項第一号の命令に違反した場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に関し、必要な意見を述べるができる。

5 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

第三条のうち、割賦販売法第三章に三節を加える改正規定のうち第三十五条の三の六十第四項第一号中「経済産業省令」を「主務省令」に改める。

第三条のうち割賦販売法第三十六条の改正規定中「第三十六条」を「第三十六条第一項」に改め、「第二項第四項若しくは第五項、第四項の四第一項」を「第二項第五項若しくは第六項」に、「第二十九条の三の第三項、第三十条の三の第三項、第三十条の四第四項第一号」を「第三十条の四第四項」に、「及び、第三十五条の三の十九第四項」を削り、「又は第四十条第六項」を「若しくは第四十条第九項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十六条第二項中「第二項第四項若しくは第五項、第四項の四第一項、第二十九条の三の第三項、第三十条の三の第三項、第三十条の四第四項第一号又は第三十条の五第二項」を「第二項第五項若しくは第六項、第三十条の四第四項、第三十条の五第二項又は第三十五条の三の十九第四項」に改める。

第三十五条のうち割賦販売法第四十条の改正規定を次のように改める。

第四十条第一項及び第二項中「営業」を「業務」に改め、同条第五項中「第二項又は前項の規定による報告の徴収をしようとするとき」を「第二項若しくは第六項の規定による報告の徴収をしようとするとき又は第四項の規定による報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じようとするとき」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第四項中「第三十五条の三の三」を「第三十五条の三の六十二」に、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「営業」を「業務」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の六項を加える。

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者に対し、クレジットカード番号等の安全管理の状況に関し報告をさせることができる。

8 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関し報告をさせることができる。

9 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところによ

り、個別信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者その他の個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者として政令で定める者(次条第五項において「密接関係者」という。)に対し、当該個別信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に関し参考となるべき報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる。

10 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務又は財産に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

11 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者に対し、当該指定信用情報機関の業務又は財産に関し参考となるべき報告をさせることができる。

12 経済産業大臣は、認定業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、認定割賦販売協会に対し、その業務又は財産に関し報告をさせることができる。

第四十条第三項中「登録割賦購入あつせん業者」を削り、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十一」に、「営業」を「業務」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

内閣総理大臣は、第三十条の五の第三項若しくは第三十四条の第二項又は第三十五条の三の第二十一第三項若しくは第三十五条の三の第三十二第四項の規定により意見を述べたため必要があると認めるときは、その必要限度において、政令で定めるところにより、第三十条の五の二の規定に違反し若しくは第三十四条の第二項第一号の命令に違反した包括信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文若しくは第三十五条の三の二十の規定に違反し若しくは第三十五条の三の第三十二第二項第一号の命令に違反した個別信用購入あつせん業者に對し、その業務に關し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることが出来る。

第三条のうち割賦販売法第四十一条の改正規定を次のように改める。

第四十一条第一項中「登録割賦購入あつせん業者」を「包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関」の三の六十」に、「又は指定受託機関」を「指定受託機関又は認定割賦販売協会」に、「本店その他の営業所」を「営業所又は事務所」に、「帳簿書類その他の物件の検査をさせる」を「帳簿、書類その他の物件の検査をさせる」に改め、同条第二項中「又は第四項」を「第四項又は第六項」に、「購入者又は指定役務の提供を受ける者」を「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者」に改め、「許可割賦販売業者」の下に「包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者」を加え、「第三十五条の三の二」を「第三十五条の三の六十」に、「本店その他の営業所」を「営業所又は事務所」に、「帳簿書類その他の

物件を検査させる」を「帳簿、書類その他の物件の検査をさせる」に改め、同条第五項を同条第九項とし、同条第四項中「第一項及び第二項」を「第一項から第六項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第二項の次に次の四項を加える。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿書類その他の物件の検査（クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）をさせることができる。

5 經濟産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

6 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要の限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立

ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）をさせることができる。

第三条のうち割賦販売法第四十一条の改正規定の次に次のように加える。

第四十一条の二中「購入者又は指定役務の提供を受ける者」を「利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者」に改める。

第三条のうち割賦販売法第五十一条の次に五
条を加える改正規定のうち、第五十一条の六第
一号中「第三十条の五の三」を「第三十条の五
の三第一項」に改め、同条第二号中「第三十五
条の三の二十一」を「第三十五条の三の二十一
第一項」に改める。

第三条のうち割賦販売法第五十三条の改正規定中「第四十一条第一項」の下に「から第五項まで」を加えを「又は第二項」を「から第六項まで」に改め」に、「第四十条」を「第四十条第一項、第三項から第五項まで、第八項若しくは第九項」を「から第四項まで」を、「第二項、第五項から第八項まで、第十一項若しくは第十二項」に、「第四十条第二項又は第七項」を

「第四十条第三項、第四項又は第十項」に、「第四十条第六項」を「第四十条第九項」に改める。

第四条のうち、割賦販売法第三十条の二に一項を加える改正規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、同法第三十条の五の三の改正規定中「第三十条の五の三」を「第三十条の五の三第一項」に改め、同改正規定の次に次のように加える。

第三十条の五の第三第二項及び第三項中「包信信用購入あつせん業者が」の下に「第三十条の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十条の二の二本文又は」を加える。

第三十四条の二第三項中「当該登録包括信
購入あつせん業者が」の下に「第三十条の
第一項本文、第三項若しくは第四項、第三
条の二の二本文又は」を加える。

第四條のうち、割賦販売法第三十五条の三の三に一項を加える改正規定中「経済産業省令」を「経済産業省令・内閣府令」に改め、同法第三十五条の三の二十一の改正規定の次に次のように加える。

第三十五条の三の三十二第三項中「当該登録個別信用購入あつせん業者が」の下に「第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、」を加える。

第四十条第四項中「により、」の下に「第三十条の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十条の二の二本文若しくは」を、「包括信用購入あつせん業者又は」の下に「第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、」を加える。

附則第四条第十一項中「第六十七條第一項第五号」を「第六十七條第一項第六号」に改め、「のために」の下に、「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び」を加え、同条第十二項中「經濟産業大臣」を「新特定商取引法第六十七條第一項第四号に定める主務大臣」に改め、「のために」の下に、「政令で定めるところにより、消費者政策委員会及び」を加える。

附則第五條第二十九項中、「主務大臣」の下に「又は新割賦販売法第四十六條第五号に定める主務大臣」を加へ、「第三十五條の三の十九第四項、」を削り、「又は第四十條第六項」を「若しくは第四十條第九項」に改め、「政令」の下に「又は新割賦販売法第三十五條の三の十九第四項に規定する政令」を、「消費經濟審議會に」の下に、「又は政令で定めるところにより、消費經濟審議會及び消費者政策委員會に」を加へる。

附
則

第一条 この法律は、○及び消費者委員会消費者庁の設置法（平成二
十〇年法律第一〇号）の施行の日から施行す

第一条 この法律は、○及び消費者委員会消費者庁の設置法（平成二
十〇年法律第一〇号）の施行の日から施行す

る。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 この法律の公布の日

二 附則第十三条の規定 この法律の公布の日又は行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第七号）の公布の日

三 附則第十四条の規定 この法律の公布の日又は独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第七号）の公布の日

四 附則第十六条の規定 この法律の公布の日又は米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成二十一年法律第七号）の公布の日

五 附則第十七条の規定 この法律の公布の日又は公文書等の管理に関する法律（平成二十一年法律第七号）の公布の日

六 附則第十八条の規定 この法律の公布の日又は国家公務員法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七号）の公布の日

（内閣府設置法の一部改正に伴う調整規定）
第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）が国家公務員法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第百八号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日後である場合には、第二条のうち内閣府設置法第六十八条第一項の改正規定中「第六十八条第一項」とあるのは、「第六十七條第一項」とする。

（貸金業法の一部改正に伴う調整規定）
第三条 施行日が貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日である場合には、第十八条のうち貸金業法第四十八条第一項の改正規定中「第四十八條第一項第八号の二」とあるのは、「第四十八條第八号の二」と、「同項第八号の四」とあるのは、「同条第八号の四」と、「同項第八号の五」とあるのは、「同条第八号の五」と、「同項第八号の六」とあるのは、「同条第八号の六」とする。

とする。

2 前項に規定する場合において、貸金業の規制等に関する法律等の一部を改正する法律第三条のうち貸金業法目次の改正規定中「第二十四条の六の十一」とあるのは、「第二十四条の六の十二」とする。

（処分等に関する経過措置）

第四条 この法律の施行前にこの法律による改正前のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下「旧法令」という。）の規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、この法律による改正後のそれぞれの法律（これに基づく命令を含む。）以下「新法令」という。）の相当規定によりされた免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

2 この法律の施行の際現に旧法令の規定によりされている免許の申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定によりされた免許の申請、届出その他の行為とみなす。

3 この法律の施行前に旧法令の規定により報告、届出、提出その他の手続をしなければならぬ事項で、この法律の施行前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、これを、新法令の相当規定によりその手続がされていないものとみなして、新法令の規定を適用する。

（命令の効力に関する経過措置）

第五条 旧法令の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令は、法令に別段の定めがあるもののほか、この法律の施行後は、新法令の相当規定に基づいて発せられた相当の内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は国家行政組織法第十二條第一項の省令としての効力を有するものとする。

（不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第十二条の規定による改正前の不当景品類及び不当表示防止法（以下この条において「旧景品表示法」という。）第五条第一項又は第十二条第一項若しくは第四項の規定により発せられた公正取引委員会規則は、第十二条の規定による改正後の不当景品類及び不当表示防止法（以下この条において「新景品表示法」という。）第五条第一項又は第十二条第一項若しくは第四項の規定により発せられた内閣府設置法第七條第三項の内閣府令としての効力を有するものとする。

2 施行日前に公正取引委員会がした旧景品表示法第三条の規定による制限又は禁止は、施行日に内閣府設置法第七條第三項の規定による制限又は禁止とみなす。

3 新景品表示法第六條の規定は、施行日前にされた旧景品表示法第三条の規定による制限若しくは禁止又は旧景品表示法第四條第一項の規定に違反する行為についても適用があるものとする。ただし、施行日前に旧景品表示法第六條第一項の規定による命令がされた場合における当該命令及び当該命令に係る違反行為に関する私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十一年法律第五十四号）の規定の適用並びに当該命令についての不服の申立てについては、なお従前の例による。

4 この法律の施行の際現に旧景品表示法第十二條第一項の規定により認定を受けている協定又は規約は、施行日に新景品表示法第十二條第一項の規定により内閣府設置法第七條第三項の内閣府令又は公正取引委員会の認定を受けた協定又は規約とみなす。

5 施行日前に旧景品表示法第十二條第一項又は第三項の規定により公正取引委員会がした処分についての不服の申立てについては、なお従前の例による。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第七条 この法律の施行前に第二十條の規定による改正前の住宅の品質確保の促進等に関する法律第五條第一項の規定により交付された住宅性能評価書は、第二十條の規定による改正後の住宅の品質確保の促進等に関する法律第五條第一項の規定により交付された住宅性能評価書とみなす。

（罰則の適用に関する経過措置）

第八条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の附則においてなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置、罰則に関する経過措置を含む。は、政令で定める。

（独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正）

第十条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）の一部を次のように改正する。

第十條第二項第一号中「並びに同法第二十條の二第一項及び第二項」を「及び同法第二十條の二第一項から第三項まで」に改める。

（独立行政法人製品評価技術基盤機構法の一部改正）

第十一條 独立行政法人製品評価技術基盤機構法（平成十一年法律第二百四号）の一部を次のように改正する。

第十一條第二項第六号中「及び第二項」を「から第三項まで」に改める。

（独立行政法人国立印刷局法の一部改正）

第十二條 独立行政法人国立印刷局法（平成十四年法律第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十條第二項中「第四條第三項第三十九号」を「第四條第三項第三十七号」に改める。

（食育基本法の一部改正）

第十三条 食糧基本法（平成十七年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項第一号中「第四条第一項第十七号」を「第四条第一項第十八号」に改める。

（行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十三条 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条のうち内閣府設置法第三十七条第三項の表情報公開・個人情報保護審査会の項を削る改正規定中「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に改める。

第九条を次のように改める。

第九条 削除

（独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部改正）

第十四条 独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の一部を次のように改正する。

第三条のうち内閣府設置法第三十七条第三項の表独立行政法人評価委員会の項を削る改正規定中「第三十七条第三項」を「第三十七条第二項」に改める。

第六十四条のうち独立行政法人国立健康・栄養研究所法第十四条の改正規定を次のように改める。

第十四条中第二項を削り、第三項を第二項とする。

（米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部改正）

第十六条 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律の一部を次のように改正する。

附則第六条（見出しを含む）中「消費者庁設置法」を「消費者庁及び消費者委員会設置法」に改める。

（公文書等の管理に関する法律の一部改正）

第十七条 公文書等の管理に関する法律の一部を次のように改正する。

目次

消費者安全法案

消費者安全法

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 基本方針（第六条・第七条）

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施（第八条・第九条）

第二節 消費生活センターの設置等（第十条・第十一条）

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等（第十二条―第十四条）

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置（第十五条―第二十一条）

第六章 雑則（第二十三条―第二十六条）

第七章 罰則（第二十七条―第三十条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保するため、内閣総理大臣による基本方針の策定について定めるとともに、都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施及び消費生活センターの設置、消費者事故等に関する情報の集約等、消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置その他の措置を講ずることにより、関係法律による消費生活を営むことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「消費者」とは、個人（商業、工業、金融業その他の事業を行う場合におけるものを除く。）をいう。

2 この法律において「事業者」とは、商業、工業、金融業その他の事業を行う者（個人にあつては、当該事業を行う場合におけるものに限る。）をいう。

3 この法律において「消費者安全の確保」とは、消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することをいう。

4 この法律において「消費安全性」とは、商品等（事業者がその事業として供給する商品若しくは製品又は事業者がその事業のために提供し、利用に供し、若しくは事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務に使用する物品、施設若しくは工作物をいう。以下同じ。）又は役務（事業者がその事業として又はその事業のために提供するものに限り、以下同じ。）の特性、それらの通常予見される使用（飲食を含む。）又は利用（以下「使用等」という。）の形態その他の商品等又は役務に係る事情を考慮して、それらの消費者による使用等が行われる時においてそれらの通常有すべき安全性をいう。

5 この法律において「消費者事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 事業者がその事業として供給する商品若しくは製品、事業者がその事業のために提供し若しくは利用に供する物品、施設若しくは工作物又は事業者がその事業として若しくはその事業のために提供する役務の消費者による使用等に伴い生じた事故であつて、消費者の生命又は身体について政令で定める程度の被害が発生したもの（その事故に係る商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより生じたものでないことが明らかであるものを除く。）

二 消費安全性を欠く商品等又は役務の消費者による使用等が行われた事態であつて、前号に掲げる事故が発生するおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

三 前二号に掲げるもののほか、虚偽の又は誇大な広告その他の消費者の利益を不当に害し、又は消費者の自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがある行為であつて政令で定めるものが事業者により行われた事態

6 この法律において「重大事故等」とは、次に掲げる事故又は事態をいう。

一 前項第一号に掲げる事故のうち、その被害が重大であるものとして政令で定める要件に該当するもの

二 前項第二号に掲げる事態のうち、前号に掲げる事故が発生させるおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するもの

（基本理念）

第三条 消費者安全の確保に関する施策の推進は、専門的知見に基づき必要とされる措置の迅速かつ効率的な実施により、消費者事故等の発生及び消費者事故等による被害の拡大を防止することを旨として、行われなければならない。

2 消費者安全の確保に関する施策の推進は、事業者による適正な事業活動の確保に配慮しつつ、消費者の需要の高度化及び多様化その他の社会経済情勢の変化に適切に対応し、消費者の利便の増進に寄与することを旨として、行われなければならない。

3 消費者安全の確保に関する施策の推進は、国及び地方公共団体の緊密な連携の下、地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるように行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第四条 国及び地方公共団体は、前条に定める基本理念（以下この条において「基本理念」という。）のっとり、消費者安全の確保に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念に

のつとり、消費生活について専門的な知識及び経験を有する者の能力を活用するよう努めなければならない。

3 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、消費者の意見を反映させるために必要な措置その他の措置を講ずることにより、その過程の透明性を確保するよう努めなければならない。

4 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、施策効果(当該施策に基づき実施し、又は実施しようとしている行政上の一連の行為が消費者の消費生活、社会経済及び行政運営に及ぼし、又は及ぼすことが見込まれる影響をいう。第六条第二項第四号において同じ。)の把握及びこれを基礎とする評価を行った上で、適時に、かつ、適切な方法により検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

5 国及び地方公共団体は、消費者安全の確保に関する施策の推進に当たっては、基本理念にのっとり、独立行政法人国民生活センター(以下「国民生活センター」という。、第十条第三項に規定する消費生活センター、都道府県警察、消防機関(消防組織法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第九条各号に掲げる機関をいう。)、保健所、病院、消費者団体その他の関係者の間の緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

6 国及び地方公共団体は、啓発活動、広報活動、消費生活に関する教育活動、その他の活動を通じて、消費者安全の確保に関し、国民の理解を深め、かつ、その協力を得るよう努めなければならない。

(事業者等の努力)
第五条 事業者及びその団体は、消費者安全の確保に自ら努めるとともに、国及び地方公共団体を実施する消費者安全の確保に関する施策に協

力するよう努めなければならない。

2 消費者は、安心して安全で豊かな消費生活を営む上で自らが自主的かつ合理的に行動することが重要であることにかんがみ、事業者が供給し、及び提供する商品及び製品並びに役務の品質又は性能、事業者と締結すべき契約の内容その他の消費生活にかかわる事項に関して、必要な知識を修得し、及び必要な情報を収集するよう努めなければならない。

第二章 基本方針

(基本方針の策定)

第六条 内閣総理大臣は、消費者安全の確保に関する基本的な方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 消費者安全の確保の意義に関する事項
二 消費者安全の確保に関する施策に関する基本的事項
三 他の法律(これに基づく命令を含む。以下同じ。)の規定に基づく消費者安全の確保に関する措置の実施についての関係行政機関との連携に関する基本的事項
四 消費者安全の確保に関する施策の施策効果の把握及びこれを基礎とする評価に関する基本的事項

五 前各号に掲げるもののほか、消費者安全の確保に関する重要事項
3 基本方針は、消費者基本法(昭和四十三年法律第七十八号)第九条第一項に規定する消費者基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、消費者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、関係行政機関の長に協議し、及び消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県知事による提案)

第七条 都道府県知事は、消費者安全の確保に関する施策の推進に関して、内閣総理大臣に対し、次条第一項各号に掲げる事務の実施を通じて得られた知見に基づき、基本方針の変更についての提案(以下この条において「変更提案」という。)をすることができ、この場合においては、当該変更提案に係る基本方針の変更の案を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更(変更提案に係る基本方針の変更の案の内容の全部又は一部を実現することとなる基本方針の変更をいう。次項において同じ。)をする必要があると認めるときは、遅滞なく、基本方針の変更をしなければならない。

3 内閣総理大臣は、変更提案がされた場合において、消費者政策委員会の意見を聴いて、当該変更提案を踏まえた基本方針の変更をする必要がないと認めるときは、遅滞なく、その旨及びその理由を当該変更提案をした都道府県知事に通知しなければならない。

第三章 消費生活相談等

第一節 消費生活相談等の事務の実施
(都道府県及び市町村による消費生活相談等の事務の実施)
第八条 都道府県は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 次項各号に掲げる市町村の事務の実施に関し、市町村相互間の連絡調整及び市町村に対する技術的援助を行うこと。
二 消費者安全の確保に関し、主として次に掲げる事務を行うこと。

イ 事業者に対する消費者からの苦情に係る相談のうち、その対応に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものに応

じること。

ロ 事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんのうち、その実施に各市町村の区域を超えた広域的な見地を必要とするものを行うこと。

ハ 消費者事故等の状況及び動向を把握するために必要な調査又は分析であつて、専門的な知識及び技術を必要とするものを行うこと。

ニ 各市町村の区域を超えた広域的な見地から、消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。

三 市町村との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

四 前三号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

2 市町村は、次に掲げる事務を行うものとする。

一 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情に係る相談に応じること。
二 消費者安全の確保に関し、事業者に対する消費者からの苦情の処理のためのあつせんを行うこと。

三 消費者安全の確保のために必要な情報を収集し、及び住民に対し提供すること。
四 都道府県との間で消費者事故等の発生に関する情報を交換すること。

五 前各号に掲げる事務に附帯する事務を行うこと。

(国及び国民生活センターの援助)

第九条 国及び国民生活センターは、都道府県及び市町村に対し、前条第一項各号及び第二項各号に掲げる事務の実施に関し、情報の提供その他の必要な援助を行うものとする。

第二節 消費生活センターの設置等
(消費生活センターの設置)

第十条 都道府県は、第八条第一項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置しなければならない。

一 第八条第一項第二号イの相談について専門

的な知識及び経験を有する者を同号イ及びロに掲げる事務に従事させるものであること。

二 第八条第一項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第一項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

2 市町村は、必要に応じ、第八条第二項各号に掲げる事務を行うため、次に掲げる要件に該当する施設又は機関を設置するよう努めなければならない。

一 第八条第二項第一号の相談について専門的な知識及び経験を有する者を同号及び同項第二号に掲げる事務に従事させるものであること。

二 第八条第二項各号に掲げる事務の効率的な実施のために適切な電子情報処理組織その他の設備を備えているものであること。

三 その他第八条第二項各号に掲げる事務を適切に行うために必要なものとして政令で定める基準に適合するものであること。

3 都道府県知事又は市町村長は、第一項又は前項の施設又は機関（以下「消費生活センター」という。）を設置したときは、遅滞なく、その名称及び住所その他内閣府令で定める事項を公示しなければならない。

（消費生活センターの事務に従事する人材の確保等）

第十一条 都道府県及び消費生活センターを設置する市町村は、消費生活センターに配置された相談員（前条第一項第一号又は第二項第一号に規定する者）をいう。以下この条において同じ。）の適切な処遇、研修の実施、専任の職員配置及び養成その他の措置を講じ、相談員その他の消費生活センターの事務に従事する人材の確保及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

第四章 消費者事故等に関する情報の集約等

（消費者事故等の発生に関する情報の通知）

第十二条 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、その旨及び当該重大事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知しなければならない。

2 行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等（重大事故等を除く。）が発生した旨の情報を得た場合であつて、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等に係る商品等又は役務の特性その他当該消費者事故等に関する状況に照らし、当該消費者事故等による被害が拡大し、又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、内閣府令で定めるところにより、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要その他内閣府令で定める事項を通知するものとする。

3 前二項の規定は、その通知をすべき者が次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
一 次のイからニまでに掲げる者であつて、それぞれイからニまでに定める者に対し、他の法律の規定により、当該消費者事故等の発生について通知し、又は報告しなければならないこととされているもの
イ 行政機関の長 内閣総理大臣
ロ 都道府県知事 行政機関の長
ハ 市町村長 行政機関の長又は都道府県知事

ニ 国民生活センターの長 行政機関の長
二 前二項の規定により内閣総理大臣に対し消費者事故等の発生に係る通知をしなければならないこととされている他の者から当該消費者事故等の発生に関する情報を得た者（前号に該当する者を除く。）

三 前二号に掲げる者に準ずるものとして内閣府令で定める者（前二号に該当する者を除く。）

く。）

4 第一項又は第二項の場合において、行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長が、これらの規定による通知に代えて、内閣総理大臣及び当該通知をしなければならないこととされている者が電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置であつて内閣府令で定めるものを講じたときは、当該通知をしたものとみなす。

（消費者事故等に関する情報の集約及び分析等）
第十三条 内閣総理大臣は、前条第一項又は第二項の規定による通知により得た情報その他消費者事故等に関する情報が消費者安全の確保を図るため有効に活用されるよう、迅速かつ適確に、当該情報の集約及び分析を行い、その結果を取りまとめるものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により取りまとめた結果を、関係行政機関、関係地方公共団体及び国民生活センターに提供するとともに、消費者政策委員会に報告するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定により取りまとめた結果の概要を公表しなければならない。

4 内閣総理大臣は、国会に対し、第二項の規定により取りまとめた結果を報告しなければならない。

（関係行政機関の協力等）
第十四条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による情報の集約及び分析並びにその結果の取りまとめを行うため必要があるときは、関係行政機関の長、関係地方公共団体の長、国民生活センターの長その他の関係者に對し、資料の提供、意見の表明、消費者事故等の原因の究明のために必要な調査、分析又は検査の実施その他の協力を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、消費者事故等の発生又は消費者事故等による被害の拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、関係都道府県知事

又は関係市町村長に対し、消費者事故等に関して必要な報告を求めることができる。

第五章 消費者被害の発生又は拡大の防止のための措置

（消費者への注意喚起）

第十五条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、当該消費者事故等による被害の拡大又は当該消費者事故等と同種若しくは類似の消費者事故等の発生（以下「消費者被害の発生又は拡大」という。）の防止を図るため消費者の注意を喚起する必要があると認めるときは、当該消費者事故等の態様、当該消費者事故等による被害の状況その他の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報を都道府県及び市町村に提供するとともに、これを公表するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による公表をした場合においては、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第二百二十三号）第四十四条第一項の規定によるほか、国民生活センターに対し、前項の消費者被害の発生又は拡大の防止に資する情報の消費者に対する提供に關し必要な措置をとることを求めることができる。

3 独立行政法人国民生活センター法第四十四条第二項の規定は、前項の場合について準用する。（他の法律の規定に基づく措置の実施に關する要求）

第十六条 内閣総理大臣は、第十二条第一項又は第二項の規定による通知を受けた場合その他消費者事故等の発生に関する情報を得た場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があり、かつ、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため、当該措置が速やかに実施されることが必要であると認めるときは、当該措置の実施に關する事務を所掌する大臣に対し、当該措置の速やかな実施を求めることができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により同項の措置の速やかな実施を求めたときは、同項の大臣に対し、その措置の実施状況について報告を求めることができる。

(事業者に対する勧告及び命令)

第十七条 内閣総理大臣は、商品等又は役務が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生した場合(当該重大事故等による被害の拡大又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等の発生(以下「重大消費者被害の発生又は拡大」という。))の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があるときは、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。以下この項において同じ。))又は役務を供給し、提供し、又は利用に供する事業者に対し、当該商品等又は役務につき、必要な点検、修理、改造、安全な使用方法の表示、役務の提供の方法の改善その他の必要な措置をとるべき旨を勧告することができる。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による勧告を受けた事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつた場合において、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため特に必要があると認めるときは、当該事業者に対し、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

3 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の命令の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による命令を変更し、又は取り消すものとする。

4 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしようとするときは又は前項の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

5 内閣総理大臣は、第二項の規定による命令をしたとき又は第三項の規定による命令の変更若しくは取消しをしたときは、その旨を公表しなければならない。

(譲渡等の禁止又は制限)

第十八条 内閣総理大臣は、商品等が消費安全性を欠くことにより重大事故等が発生し、かつ、当該重大事故等による被害が拡大し、又は当該重大事故等とその原因を同じくする重大事故等が発生する急迫した危険がある場合(重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置がある場合を除く。))において、重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、必要限度において、六月以内の期間を定めて、当該商品等(当該商品等が消費安全性を欠く原因となった部品、製造方法その他の事項を共通にする商品等を含む。))を事業として又は事業のために譲渡し、引き渡し、又は役務に使用することを禁止し、又は制限することができる。

2 内閣総理大臣は、重大消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために他の法律の規定に基づく措置が実施し得るに至つたことその他の事由により前項の禁止又は制限の必要がなくなつたと認めるときは、同項の規定による禁止又は制限の全部又は一部を解除するものとする。

3 内閣総理大臣は、第一項の規定による禁止若しくは制限をしようとするときは又は前項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除をしようとするときは、あらかじめ、消費者政策委員会の意見を聴かなければならない。

4 第一項の規定による禁止若しくは制限又は第二項の規定による禁止若しくは制限の全部若しくは一部の解除は、内閣府令で定めるところにより、官報に告示して行う。

の規定による禁止又は制限に違反した場合においては、当該事業者に対し、禁止又は制限に違反して譲渡し、又は引き渡した商品又は製品の回収を図ることその他の当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(消費者政策委員会の意見)

第二十条 消費者政策委員会は、
○消費者、事業者、関係行政機関の長その他の者から得た情報その他の消費者事故等に関する情報を踏まえて必要があると認めるときは、
○内閣総理大臣に対し、消費者被害の発生又は拡大の防止に関し必要な意見を述べる。ことができる。

2 消費者政策委員会は、前項の規定により勧告をしたときは、内閣総理大臣に対し、その勧告に基づき講じた措置について報告を求めることができる。

(都道府県知事による要請)

第二十一条 都道府県知事は、当該都道府県の区域内における消費者被害の発生又は拡大の防止を図るため必要があると認めるときは、内閣総理大臣に対し、消費者安全の確保に関し必要な措置の実施を要請することができる。この場合においては、当該要請に係る措置の内容及びその理由を記載した書面を添えなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による要請(以下この条において「措置要請」という。)を受けた場合において、消費者被害の発生又は拡大の防止を図るために実施し得る他の法律の規定に基づく措置があるときは、当該措置の実施に関する事務を所掌する大臣に同項の書面を回付しなければならない。

3 前項の規定による回付を受けた大臣は、内閣総理大臣に対し、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施することとするときはその旨を、当該措置要請に係る措置の内容の全部又は一部を実現することとなる措置を実施する必要があると認めるときはその旨及びその理由を、遅滞なく、通知しなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による通知を受けたときは、その内容を、遅滞なく、当該措置要請をした都道府県知事に通知しなければならない。

回収を図ることその他の当該商品等による重大消費者被害の発生又は拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告、立入調査等)

第二十二条 内閣総理大臣は、この法律の施行に必要な限度において、事業者に対し、必要な報告を求め、その職員に、当該事業者の事務所、事業所その他の事業を行う場所に立ち入り、必要な調査若しくは質問をさせ、又は調査に必要な限度において当該事業者の供給する物品を集取させることができる。ただし、物品を集取させるときは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2 前項の規定により立入調査、質問又は集取をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第六章 雑則

(権限の委任)

第二十三条 内閣総理大臣は、前条第一項の規定による権限その他この法律の規定による権限(政令で定めるものを除く。)を消費者庁長官に委任する。

2 前項の規定により消費者庁長官に委任された前条第一項の規定による権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行

うこととすることができる。

(事務の区分)

第二十四条 前条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

(内閣府令への委任)

第二十五条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、内閣府令で定める。

(経過措置)

第二十六条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第七章 罰則

第二十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは三百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第十八条第一項の規定による禁止又は制限に違反した者

二 第十九条の規定による命令に違反した者

第二十八条 第十七条第二項の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第二十九条 第二十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の

規定による立入調査若しくは集取を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第二十七条及び第二十八条 一億円以下の罰金刑

罰金刑

二 前条 同条の罰金刑

附 則

(施行期日)

1 この法律は、消費者庁。及び消費者委員会。設置法（平成二十一年法律第 号）の施行の日から施行する。

(検討)

2 政府は、この法律の施行後三年以内に、消費者被害の発生又は拡大の状況その他経済社会情勢等を勘案し、消費者の財産に対する重大な被害を含め重大事故等の範囲について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

12³ 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(地方自治法の一部改正)

13⁴ 地方自治法の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

消費者安全法（平成二十一年法律第 号）

第二十三条第二項の規定により地方公共団体が処理することとされている事務

平成二十一年五月七日印刷

平成二十一年五月八日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

P